



2026 ▶ 2035

# 第3次 裾野市環境基本計画

裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

裾野市気候変動適応計画

裾野市生物多様性地域戦略



裾野市





## はじめに

裾野市は富士山のふもとに広がり東に箱根外輪山、西に愛鷹連山の豊かな緑に囲まれ、市民に親しまれている河川や豊富な地下水が私たちの生活にうるおいと恵みをもたらす自然豊かなまちです。

当市では、平成14年12月に「裾野市環境基本条例」を制定後、平成17年2月に「裾野市環境基本計画」、平成28年3月には「第2次裾野市環境基本計画」を策定し、現在まで計画を推



進してまいりました。この間、地球温暖化への対策として、脱炭素への取り組みをはじめ循環型社会や自然共生社会への取り組みが新たに重要な課題となってきました。

こうした環境に対する社会情勢を踏まえ、本市においても豊かな自然を守り抜き、持続可能な未来を築くため、新たに「気候変動適応計画」及び「裾野市生物多様性地域戦略」を加え、「富士山のすその 水・緑・人の調和が未来を紡ぐまち」を望ましい環境像とする「第3次裾野市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたり、当市の良好な環境を未来に向けて紡いでいくためには、子どもの頃から自然を敬う心や環境を大切にする価値観を育むことが欠かせません。市としても、こうした価値観が確実に根づくよう環境教育の充実に取り組み、市民・事業者・滞在者等との共創によって、自然の保護と便利で快適な生活が両立する、裾野市ならではの人と企業に選ばれる街づくりを目指し、良好な環境を将来世代へと継承できるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた審議会委員の皆様、並びにアンケート調査等にご協力いただきました皆様には、改めて深く感謝申し上げます。

令和8年3月

裾野市長 村田 悠

# 目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 第2次計画（後期計画）の評価	5
第3節 第3次計画の基本的事項	9
第2章 裾野市の環境の現状	11
第1節 市の概要	11
第2節 安全・安心	14
第3節 自然共生社会	17
第4節 循環型社会	25
第5節 脱炭素社会	27
第6節 環境教育等	33
第7節 市民・事業者の取り組み	34
第3章 計画の目標	36
第1節 基本理念	36
第2節 望ましい環境像	37
第3節 環境目標	38
第4章 主体別の取り組み	39
環境目標1 快適で安心して暮らせるまち	40
環境目標2 人と自然が共生するまち	42
環境目標3 資源が循環するまち	44
環境目標4 気候変動に適応した脱炭素のまち	46
環境目標5 みんなで持続可能な社会を実現するまち	48
第5章 裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・ 裾野市気候変動適応計画	50
第1節 実行計画の概要	50
第2節 温室効果ガス排出量の現状	53
第3節 温室効果ガス排出量の削減目標	54
第4節 気候変動の将来予測	56
第5節 2050年カーボンニュートラルへの考え方	60
第6節 地球温暖化対策の取り組み	61
第6章 裾野市生物多様性地域戦略	68
第1節 地域戦略の概要	68
第2節 生物多様性とは	70
第3節 生物多様性に関する意識	72
第4節 生物多様性の課題	74
第5節 生物多様性に関する取り組み	76
第7章 計画の進め方	78
第1節 計画の推進体制	78
第2節 計画の進行管理	80
資料編	81



## 第1節 計画策定の背景

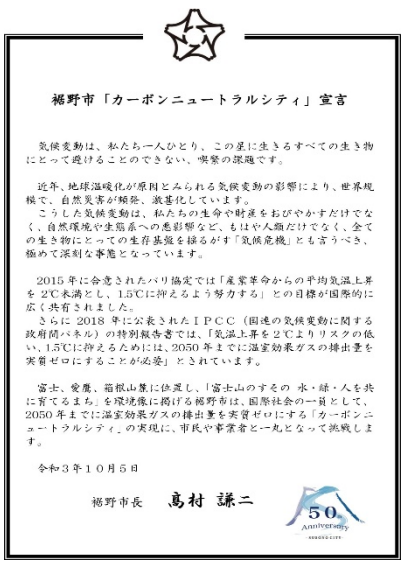
### 1-1 裾野市の動向

本市はこれまで、「裾野市環境基本条例」の制定及び「裾野市環境基本計画」の策定を行い、環境政策を推進してきました。ここでは、本市における環境行政の動きをまとめます。

#### ■「裾野市環境基本条例」及び「裾野市環境基本計画」の策定

本市は、2002（平成14）年12月に制定した「裾野市環境基本条例」の第9条に基づき、2005（平成17）年2月に「富士山のふもと 森・水・文化を育む すその」を望ましい環境像として掲げた「裾野市環境基本計画」を策定しました。

その後、2016（平成28）年3月に「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含む「第2次裾野市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。第2次計画では、「富士山のすその 水・緑・人を共に育てるまち」を望ましい環境像として掲げました。さらに、2021（令和3）年3月には計画を見直し、「第2次裾野市環境基本計画（後期計画）」（以下「第2次計画（後期計画）」という。）を策定しました。



裾野市カーボン  
ニュートラルシティの宣言

#### ■「カーボンニュートラルシティ」の宣言

本市は、市民・事業者とともに地球温暖化対策をよりいっそう推進していくため、2021（令和3）年10月の市議会全員協議会において、「カーボンニュートラルシティ」を宣言しました。2050（令和32）年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、脱炭素の持続可能な社会を目指すこととしています。

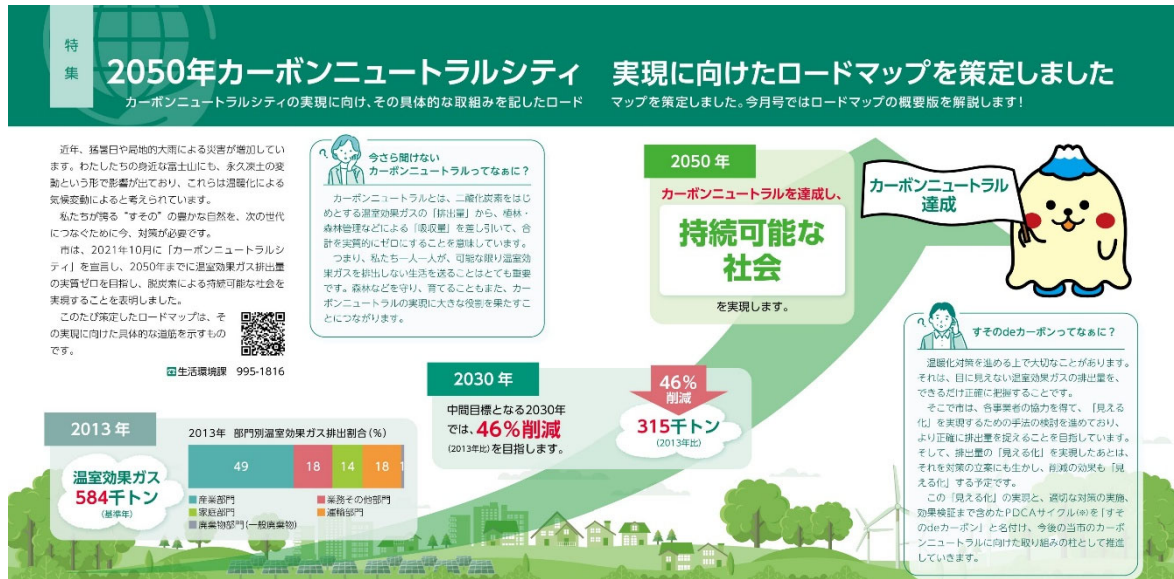
#### ■「ふじのくにフロンティア」の認定

裾野市・三島市・長泉町の2市1町で認定申請した「ふじのくにフロンティア推進エリア<sup>1</sup>」及び裾野市・御殿場市・小山町の2市1町で認定申請した「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏<sup>2</sup>」の2つの取り組みが、2023（令和5）年1月に静岡県知事の認定を受けました。これらのプロジェクトでは、新幹線三島駅をハブとしたエリア内移動の利便性向上、環境にやさしいエネルギーの地産地消、森林の保全と利活用、脱炭素化に向けた産業構造への転換などの取り組みが予定されています。

<sup>1</sup> 認定された正式名称は「首都圏の子育て世帯から選ばれる転職なき移住推進エリア」であり、子育て世帯のニーズに合った魅力ある拠点の整備・活用、新幹線三島駅をハブとしたエリア内移動の利便性向上、住みやすい街・産み育てやすい街としてのブランド確立などの取り組みを行う。  
<sup>2</sup> 認定された正式名称は「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏」であり、環境にやさしいエネルギーの地産地消、森林の保全と利活用、脱炭素化に向けた産業構造への転換などの取り組みを行う。

## ■「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」の策定

本市では、カーボンニュートラルシティ宣言後の具体的な脱炭素の取り組みについて、その道筋を示す「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」を2023（令和5）年3月に策定しました。

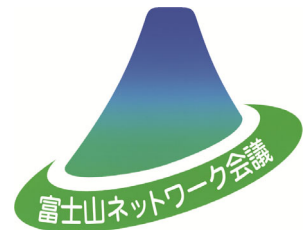


2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ

【資料:広報すその 令和5年6月号】

## ■富士山ネットワーク会議によるJ-クレジット共同宣言

富士山ネットワーク会議（裾野市、富士宮市、富士市、御殿場市、小山町）では、2050年までに地域の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を2022（令和4）年5月に宣言しました。この宣言に基づく具体的な取り組みとして、2024（令和6）年10月に「富士山麓の森林を守り、J-クレジット<sup>3</sup>により脱炭素を促進する共同宣言」を行いました。



## 1-2 世界・日本・静岡県の動向

第2次計画の策定後の世界・国・静岡県の環境行政の動向について、分野ごとにまとめます。

### ■持続可能な社会に関する動向

SDGs（持続可能な開発目標）<sup>4</sup>が2015（平成27）年9月に国連総会で採択され、世界中で「誰一人取り残さない」社会づくりが進められています。環境・社会・経済のバランスを大切にする新しい社会のあり方が模索され、企業や自治体、市民が一体となってSDGsに取り組む動きが広がっています。



日本では、2024（令和6）年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、環境保全と「ウェルビーイング<sup>5</sup>／高い生活の質」の実現を目指す「循環共生型社会」の構築を目標に掲げました。

静岡県では、2022（令和4）年3月に「第4次静岡県環境基本計画」を策定し、地域特性を活かした持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

<sup>3</sup> 温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度である。

<sup>4</sup> 2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的な行動指針。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

<sup>5</sup> 経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。

## ■自然共生社会の動向

2022（令和4）年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止める「ネイチャーポジティブ<sup>6</sup>」の考え方が採択されました。また、陸と海の30%を保護区にする「30by30目標<sup>7</sup>」が世界的な目標となっています。

日本は2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。また、「30by30目標」の達成に向けて、2025（令和7）年4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」を施行し、同法に基づく「自然共生サイト<sup>8</sup>」の認定を開始しました。

静岡県では、2023（令和5）年3月に「改訂版心じのくに生物多様性地域戦略」を策定し、県内の生物多様性の保全に取り組むとともに、「静岡県版レッドデータブック」を更新し、地域の希少な生物を守る活動を進めています。

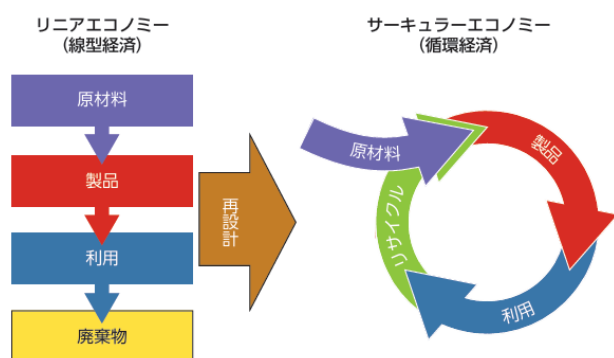


## ■循環型社会に関する動向

「循環経済<sup>9</sup>（サーキュラーエコノミー）」という、資源を繰り返し使う新しい経済モデルが注目され、廃棄物の削減や資源の有効活用に向けた取り組みが世界中で進んでいます。

日本では、「プラスチック資源循環法」や「食品ロス削減推進法」などの法律を施行し、循環型社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。

静岡県では、2022（令和4）年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、県独自の資源循環の取り組みを推進しています。



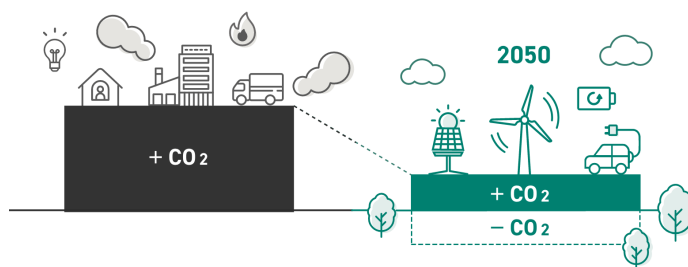
線形経済から循環経済へのイメージ図

【資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」から環境省作成】

## ■脱炭素社会に関する動向

パリ協定により、地球の平均気温上昇を2℃以下に抑える（1.5℃に抑えるように努力する）目標が掲げられています。これを受け、多くの国が2050年までにカーボンニュートラル<sup>10</sup>（温室効果ガス実質ゼロ）を目指しています。

日本でも2050年カーボンニュートラルを宣言し、「地球温暖化対策計画」で2030（令和12）年までに温室効果ガスを46%削減する



カーボンニュートラル

【資料：環境省・脱炭素ポータル】

<sup>6</sup> 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

<sup>7</sup> 2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標で、日本では既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

<sup>8</sup> 民間の取組等によって、生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

<sup>9</sup> 資源（製品や部品等を含む）を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システム。循環経済は、資源の浪費に依存しない持続可能な経済発展に貢献する。

<sup>10</sup> 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

目標を立てています。また、「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」の閣議決定が行われ、各分野における適応策を推進しています。

静岡県では、2022（令和4）年に「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2050年カーボンニュートラル、2030（令和12）年度までに温室効果ガスを2013（平成25）年度比46.6%削減する具体的な目標を掲げています。



第2次計画策定後の動向

2016年 (H28)	3月	● 「第2次裾野市環境基本計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編を含む）」の策定
2020年 (R2)	1月	● 「裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の施行
	10月	○ 国が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の宣言
2021年 (R3)	1月	● 「第5次裾野市総合計画」の策定
	3月	● 「第2次裾野市環境基本計画（後期計画）」の策定 ● 「裾野市国土強靱化地域計画」の策定
	4月	○ 国が2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標として46%削減（2013（平成25）年度比）とすることを宣言
	5月	○ 「みどりの食料システム戦略」の策定
	6月	○ 「地域脱炭素ロードマップ」の策定
	10月	○ 「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」の閣議決定 ● 裾野市「カーボンニュートラルシティ」の宣言
2022年 (R4)	3月	○ 「第4次静岡県環境基本計画」の策定 ○ 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の策定 ● 「裾野市一般廃棄物処理基本計画」の策定
	4月	○ 「地球温暖化対策の推進に関わる法律の一部を改正する改正法」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行
	12月	○ 「昆明モンリオール生物多様性枠組」の採択
2023年 (R5)	1月	● 「ふじのくにフロンティア推進エリア」「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」の2つの取り組みを静岡県知事が認定
	2月	● 「裾野市地域公共交通計画」の策定
	3月	○ 「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定 ○ 「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定 ● 「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」の策定
	5月	○ 「熱中症対策実行計画」の閣議決定
	6月	○ 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」施行
	2024年 (R6)	5月
10月	● 富士山ネットワーク会議（裾野市、富士宮市、富士市、御殿場市、小山町）による「富士山麓の森林を守り、J-クレジットにより脱炭素を促進する共同宣言」	
2025年 (R7)	2月	○ 「地球温暖化対策計画」「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定
	4月	○ 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の施行
2026年 (R8)	3月	● 「第3次裾野市環境基本計画」の策定

注) ●裾野市の動向 ○世界・国・静岡県の動向

## 第2節 第2次計画（後期計画）の評価

### 2-1 数値目標の状況

数値目標の達成状況により、第2次計画（後期計画）の評価を行いました。その結果、「A：目標を達成」（43.5%）及び「B：目標に向けて順調に推移」（21.7%）をあわせて約65%が目標を達成もしくは順調に推移していました。一方、「C：目標への進捗が低い」（17.4%）及び「D：目標達成が困難」（17.4%）の環境指標については、今後の対策を検討して取り組み内容に反映していくことが必要です。

評価と目標達成率の関係

評価		目標達成率	該当する環境指標の数
A	目標を達成	100%以上	10 (43.5%)
B	目標に向けて順調に推移しているが目標は未達成	80%以上～100%未満	5 (21.7%)
C	目標への進捗が低い	50%以上～80%未満	4 (17.4%)
D	目標達成が困難	50%未満	4 (17.4%)

#### ■環境目標1 安全・安心で快適な環境のまちづくり

環境指標	策定時 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
① 大気汚染・悪臭・騒音・振動・水質汚濁の苦情件数	19件/年	18件/年	10件/年	C
② 水質汚濁にかかる環境基準達成率	100%	100%	100%	A
③ 下水道普及率	43.2%	48.9%	46.6%	A
④ 市民1人1日平均有収水量	302.8ℓ /人・日	300.5ℓ /人・日	252.0ℓ /人・日	B
⑤ 河川・道路等一斉清掃の参加者数（年2回）	25,730人 /年2回	21,153人 /年2回	24,700人 /年2回	B

- ①「大気汚染・悪臭・騒音・振動・水質汚濁の苦情件数」は年度間でばらつきがあり、この数年は減少しているものの目標を達成していません。
- ②「水質汚濁にかかる環境基準達成率」は、排水排出企業の努力や家庭への合併処理浄化槽の普及等もあり、目標を達成しています。
- ③「下水道普及率」はアクションプランに基づき、平松・岩波地先で管路築造工事を実施し上昇しました。既に目標を達成しています。
- ④水の大切さや節水などの意識改善を図る啓発活動を行いました。が、「市民1人1日平均有収水量」は、節水に向けての目標値とは約50ℓ/人・日の開きがあります。
- ⑤「河川・道路等一斉清掃の参加者数」はコロナ禍から大きく減少しており、ここ数年は元に戻りつつありますが、目標を達成していません。夏季は熱中症対策としてごみの受け入れ時間を30分早め、参加しやすい体制を整えました。

#### ■環境目標2 豊かな自然と人が共生するまちづくり

環境指標	策定時 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
⑥ 耕作放棄地解消面積	2.7ha/年	0.5ha/年	3.0ha/年	D
⑦ 間伐事業実施面積	135.8ha/年	156.9ha/年	150.0ha/年	A
⑧ 人口1人当たりの都市公園の整備面積	4.28m <sup>2</sup> /人	4.60m <sup>2</sup> /人	5.17m <sup>2</sup> /人	B
⑨ 親子水生生物観察会参加者数	0人/年 (雨天中止)	53人/年	40人/年	A
⑩ パノラマロードの花畑の作業参加者数	544人/年	286人/年	650人/年	D
⑪ まちなみや自然景観の美しさ満足度 (市民意識調査)	27.0%	43.9%	40.0%	A
⑫ 富士山一斉清掃参加人数	189人/年	134人/年	220人/年	C

- ⑥高齢化等に伴う離農や相続等により、市外者の農地所有が増加しています。このような背景もあり、「耕作放棄地解消面積」は目標を達成していません。引き続き、農業委員会と連携し、耕作放棄地発生抑制や、農地利用状況調査と所有者への利用意向調査を実施のうえ、農地中間管理事業を活用し、農業担い手への集約を図っていく必要があります。

- ⑦「間伐事業実施面積」について、林業経営体への支援により間伐事業量は安定的に推移しており、目標を達成しています。しかし、小規模単位の個人所有者が多く、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を行うことが困難であることから、引き続き、森林経営管理制度に基づく意向調査により、森林の集約化及び整備を推進します。
- ⑧「人口1人当たりの都市公園の整備面積」は、人口減少に伴い増加したものの、目標を達成していません。
- ⑨「親子水生生物観察会参加者数」は、募集組数を増やすことで参加者数を増やすことができ、目標を達成しています。
- ⑩「パノラマロードの花畑の作業参加者数」は、コロナ禍から大きく減少しており、目標を達成していません。近年の平均気温上昇の影響もあり、例年栽培していた菜の花の種まきを中止するなど、従来通りの栽培計画が立てられない状況にあります。現在はコスモスのみを栽培していますが、今後は変動する気候に対応できる栽培方法を確立させ、会員全体が参加できる作業を随時設けていく必要があります。
- ⑪「まちなみや自然景観の美しさ満足度」は、市民意識調査の結果で43.9%となり、目標を達成しています。
- ⑫「富士山一斉清掃参加人数」はコロナ禍から大きく減少しており、ここ数年は元に戻りつつありますが、目標を達成していません。実施団体による周知啓発にいつそう取り組む必要があります。

### ■環境目標3 環境負荷の少ない循環を基調とするまちづくり

環境指標	策定時 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
⑬ 市民1人1日当たりのごみ排出量	795g /人・日	738.5g /人・日	771.4g /人・日	A
⑭ 第二期最終処分場の埋立量（客土を除く）	1,186 m <sup>3</sup> /年	1,101 m <sup>3</sup> /年	1,151 m <sup>3</sup> /年	A
⑮ 不法投棄苦情件数	10件/年	0件/年	7件/年	A

⑬「市民1人1日当たりのごみ排出量」は、ごみの減量・資源化が進んだことで目標を達成しています。

⑭「第二期最終処分場の埋立量（客土を除く）」は、ごみの減量・資源化、人口減少により焼却灰等が減少し、目標を達成しています。

### ■環境目標4 地球温暖化防止に努めるまちづくり

環境指標	策定時 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
⑯ 温室効果ガス排出量（公共施設）	13,386t-CO <sub>2</sub>	9,925t-CO <sub>2</sub> (2023年度)	12,600t-CO <sub>2</sub>	A
⑰ 蓄電池システム延べ補助件数	180件	368件	420件	B
⑱ 燃料電池システム延べ補助件数	48件	63件	140件	D
⑲ アース・キッズ事業延べ参加者数	919人	1,222人	1,200人	A
⑳ 市役所における低公害車割合 <sup>※1</sup>	62.3%	59.3%	70.5%	B
㉑ 次世代自動車普及率（市全体） <sup>※2</sup>	11.6% (2020.4.1)	15.0% (2024.4.1)	20.0%	C

※1：次世代自動車（電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等）及び低燃費かつ低排出ガス認定車。

※2：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

⑯「温室効果ガス排出量（公共施設）」は、省エネ性能が高い製品への転換などが進み、目標を達成しています。

⑰⑱「蓄電池システム延べ補助件数」「燃料電池システム延べ補助件数」は、2024（令和6）年度以降、市の補助制度が休止中であることから、過去の補助による累積件数の実績による評価である。

⑲市内の小学校3校の4年生に参加していただき、計画目標に達成しました。

⑳「市役所における低公害車割合」は基準年度よりも減少しており、目標を達成していません。引き続き、次世代自動車への切り替えを実施していく必要があります。

㉑「次世代自動車普及率（市全体）」は毎年増加していますが、目標を達成していません。

### ■環境目標5 持続可能な社会を実現するための人づくり

環境指標	策定時 (2019年度)	現状値 (2024年度)	計画目標 (2025年度)	評価
㉒ 環境イベント・環境教育講座開催数	42回/年	31回/年	40回/年	C
㉓ 環境活動登録制度の認定団体数	7団体	7団体	20団体	D

㉒「環境イベント・環境教育講座開催数」は、新規の環境イベント・講座を開催しましたが、雨天中止となったイベントがあるほか、富士山資料館が2022（令和4）年度から休館しているため、総数として目標は達成していません。

㉓「環境活動登録制度の認定団体数」は目標を達成しておらず、制度自体の見直しが必要です。

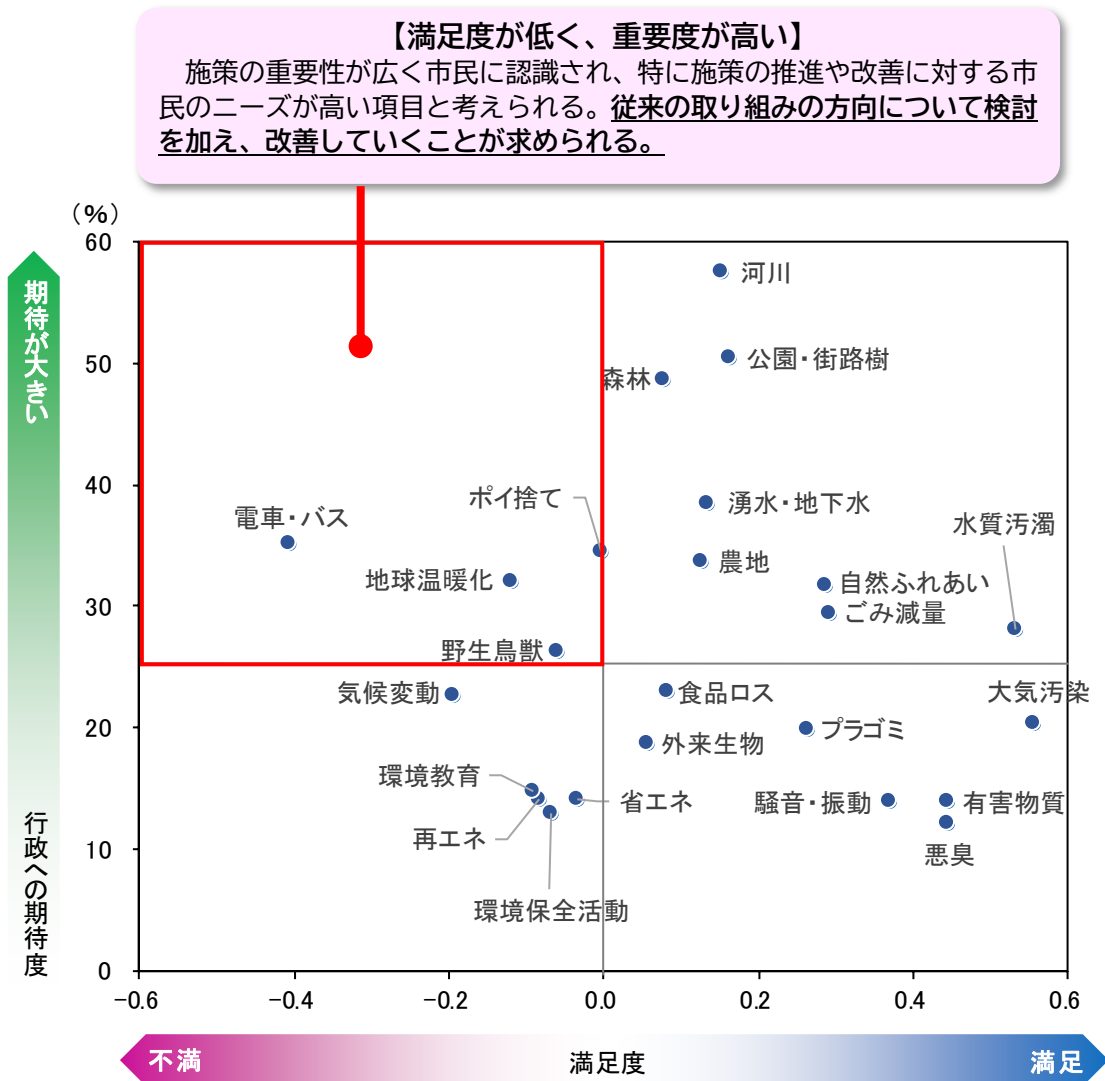
## 2-2 市民・事業者の評価

2024（令和6）年度に実施した「第3次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査」（以後「アンケート調査」という。）では、市民・事業者のみなさんの意向を把握しました。そのなかで、第2次計画（後期計画）の評価に関わるものをまとめました。

### ■環境に対する満足度と行政に対する期待（市民）

「環境に対する満足度」と「行政に期待する環境施策」の関係を分析すると、環境に対する満足度が低く、行政への期待が大きいものとして、「電車やバス、自転車による移動促進」「地球温暖化対策」「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」「野生鳥獣対策」があります。これらの項目については、重点的な施策の検討が必要です。

そのほか、満足度が低い（0以下）ものとして、「気候変動」「環境教育」「再生可能エネルギー」「環境保全活動」「省エネルギー」があり、これらの満足度を高めていく必要があります。

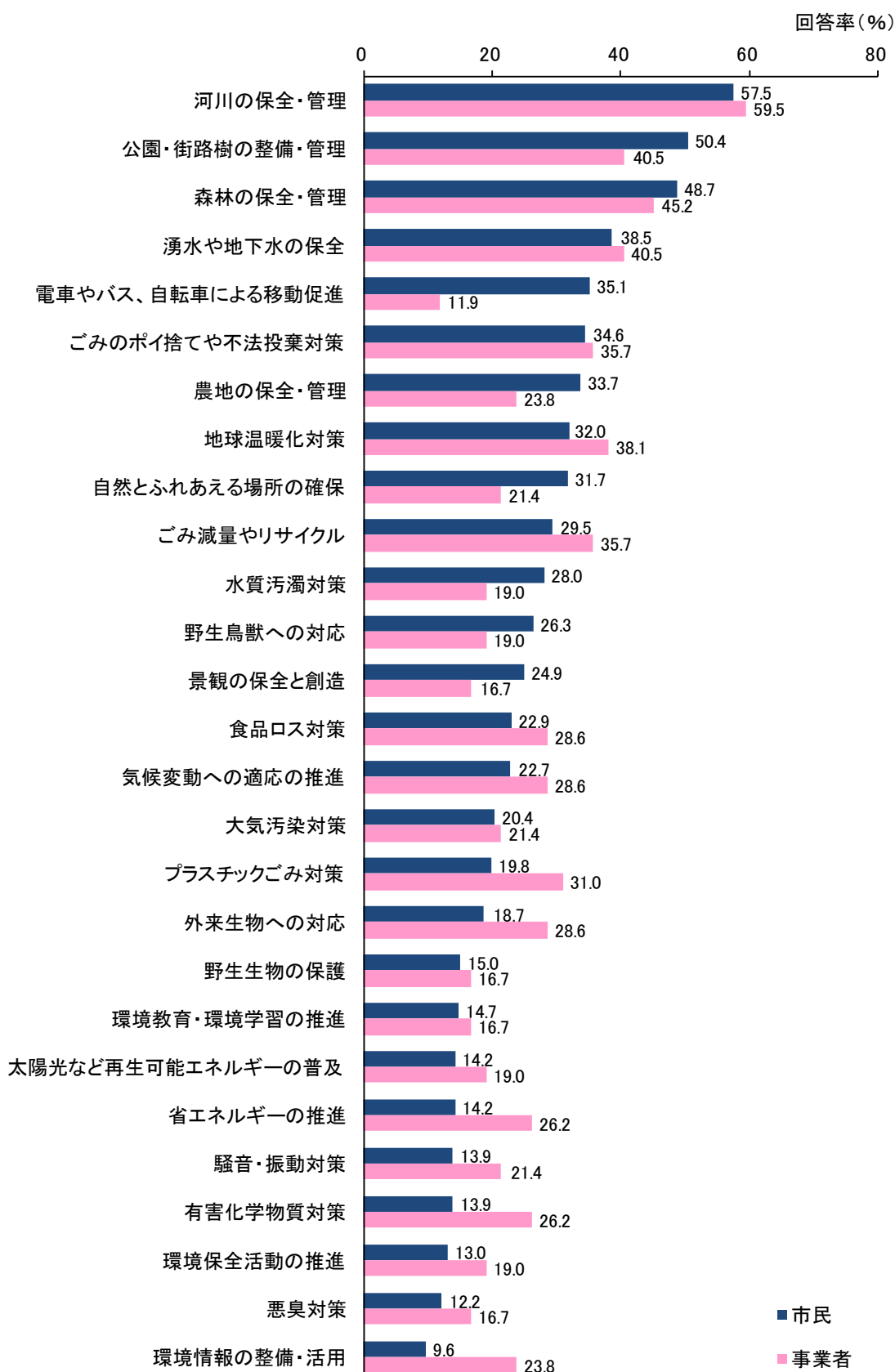


注1) 満足度は「満足」（1点）、「やや満足」（0.5点）、「やや不満」（-0.5点）、「不満」（-1点）の合計値を回答者数（無回答を除く）で割った加重平均である。-1～1までの数値で表される。

注2) 縦軸の行政への期待度は回答率（回答数÷回答者数）を表す。

## ■行政に対する期待する環境施策（市民・事業者）

行政に期待する環境施策としては、市民・事業者ともに「河川の保全・管理」「公園・街路樹の整備・管理」、「森林の保全・管理」「湧水や地下水の保全」が多くなりました。この結果を踏まえた施策の検討が必要となります。



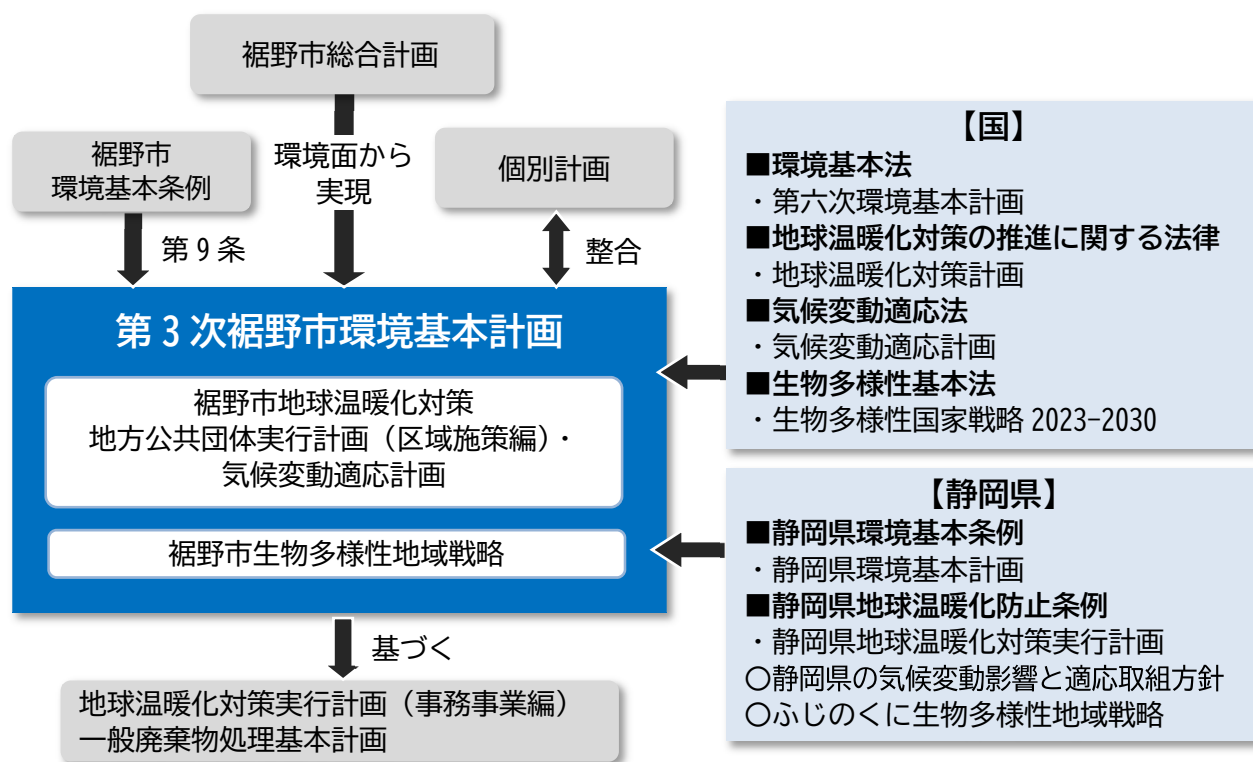
## 第3節 第3次計画の基本的事項

### 3-1 計画の目的と位置づけ

「第3次裾野市環境基本計画」（以後「本計画」という。）は、2002（平成14）年12月に制定された「裾野市環境基本条例」の第9条に基づいて策定するものです。環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市・市民・事業者・滞在者等の取り組みを明らかにすることを目的とします。

また、「第5次裾野市総合計画」の基本構想に掲げられている目指すべきまちの将来像「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

さらに、地球温暖化対策、気候変動への適応、生物多様性の保全と活用を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」「気候変動適応法」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を含有します。



### 3-2 計画の対象とする地域と環境の範囲

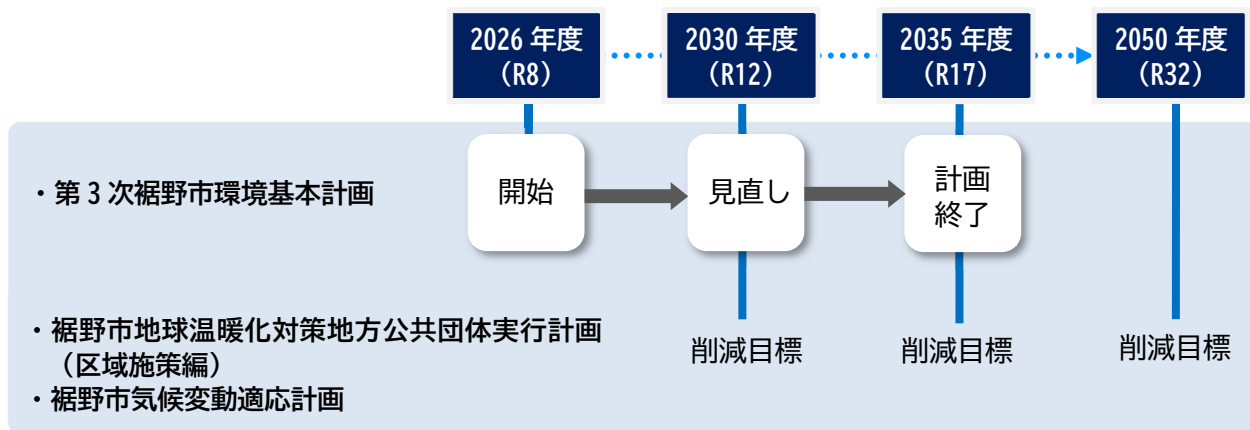
計画の対象地域は裾野市全域、対象とする環境は以下のとおりとします。

安全・安心	大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、生活環境、水資源、環境美化、空き家対策、動物愛護
自然共生社会	河川、農地、森林、動植物、自然とのふれあい、景観、歴史・文化
循環型社会	ごみ、ごみの適正処理、不法投棄
脱炭素社会	総合的な地球温暖化対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通、緑化
環境教育等	環境教育、環境学習、環境活動、環境情報

### 3-3 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とし、5年後の2030（令和12）年度に中間見直しを行います。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）については、削減目標を2030（令和12）年度、2035（令和17）年度、2050（令和32）年度に設定します。



### 3-4 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者・滞在者等とします。

各主体は、「裾野市環境基本条例」に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向け、「協働」していく必要があります。

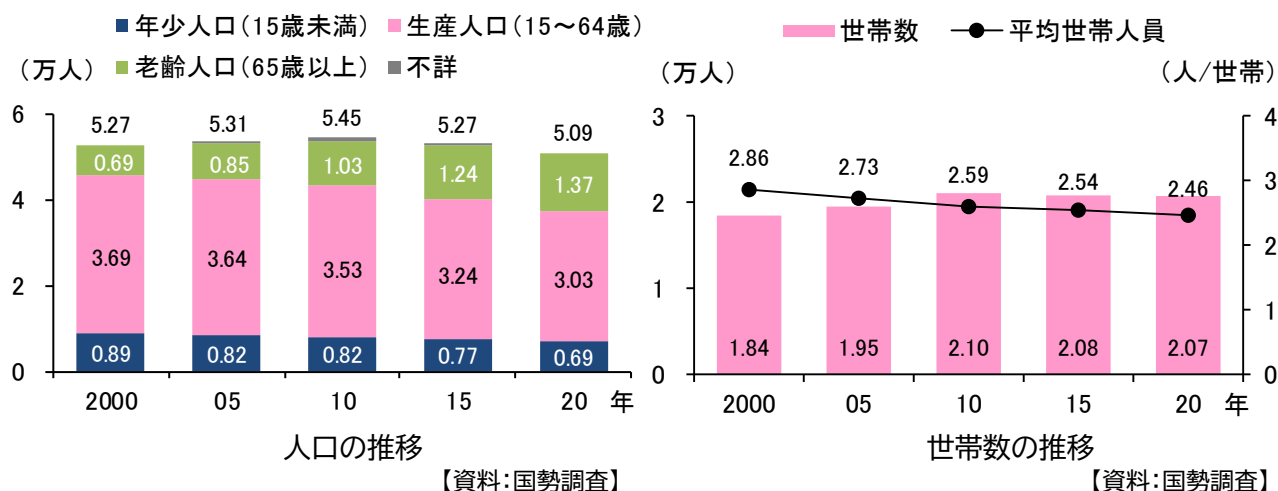




## 1-2 人口・世帯数

### ■人口減少と少子高齢化が進む

国勢調査によると、本市の2020（令和2）年の人口は50,911人、世帯数は20,694世帯であり、人口は2010（平成22）年をピークに減少しています。高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は国や県内自治体と比較して低いものの、少子高齢化は着実に進んでいます。

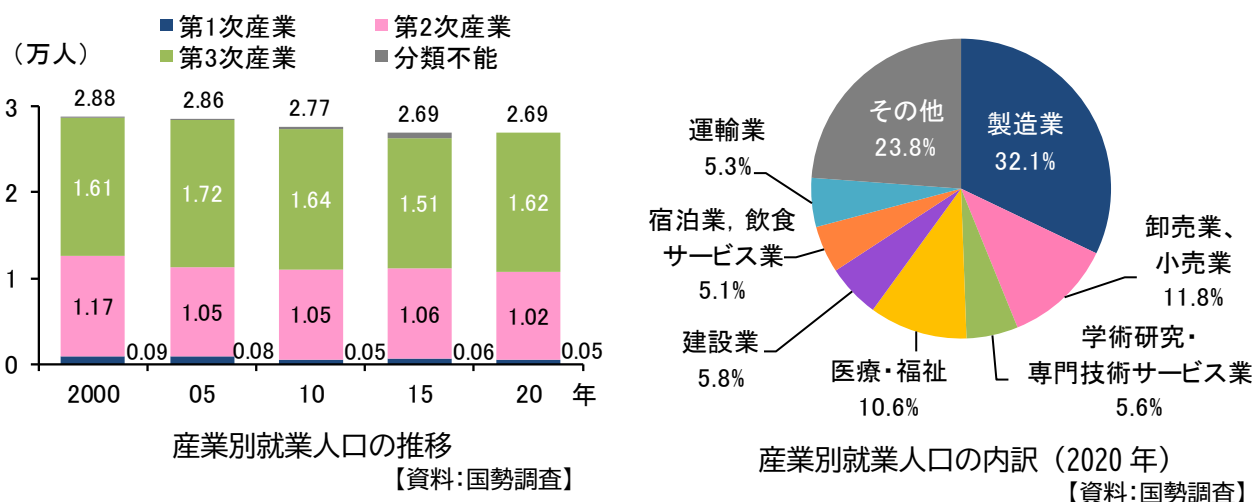


## 1-3 産業

### ■製造業や卸売業・小売業などの産業が盛ん

本市の産業は、かつては農業中心でしたが、1960（昭和35）年の「裾野町工場設置奨励条例」の制定以降、大手企業の研究所・工場の立地が進んだほか、交通網の発達や宅地の増加により経済が活性化しました。

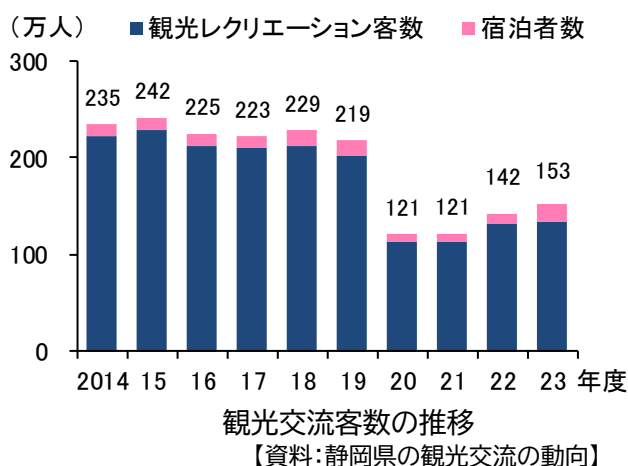
2020（令和2）年の産業別就業人口は第3次産業（60.2%）が約6割を占め、第1次産業はわずか2.0%となっています。産業別就業人口の内訳は、「製造業」（32.1%）が最も多く、次いで「卸売業、小売業」（11.8%）、「医療・福祉」（10.6%）などが多くなっています。



### ■観光交流客数は回復傾向にある

2023（令和5）年度の観光交流客数は約153万人であり、そのうち観光レクリエーション客数が約133万人、宿泊者数が約20万人でした。

2020（令和2）年度に新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少しましたが、近年は徐々に回復傾向にあります。



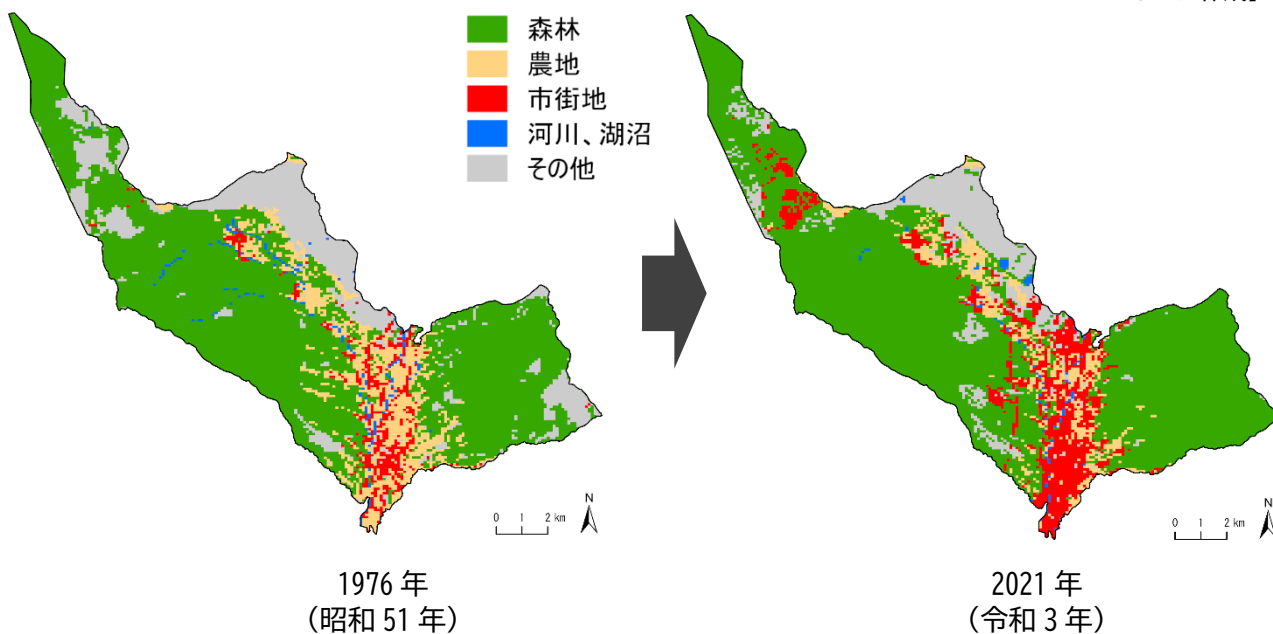
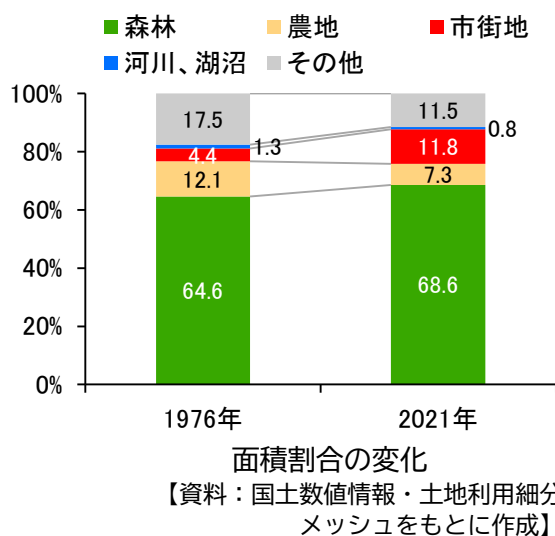
## 1-4 土地利用

### ■国立公園や自然環境保全地域が指定されている

富士山と愛鷹連山の山麓、芦ノ湖スカイライン周辺が「富士箱根伊豆国立公園」、愛鷹連山の呼子岳、位牌岳周辺が「愛鷹山自然環境保全地域」に指定されています。このほか、鳥獣保護区のうち「富士山南」「愛鷹山」の2箇所は特別保護地区となっています。

### ■市街地が拡大している

国土交通省の「国土数値情報・土地利用細分メッシュ」のデータから、本市の土地利用の状況をみると、過去45年間の間に農地が減少（-40%）し、市街地が増加（+168%）していることがわかります。



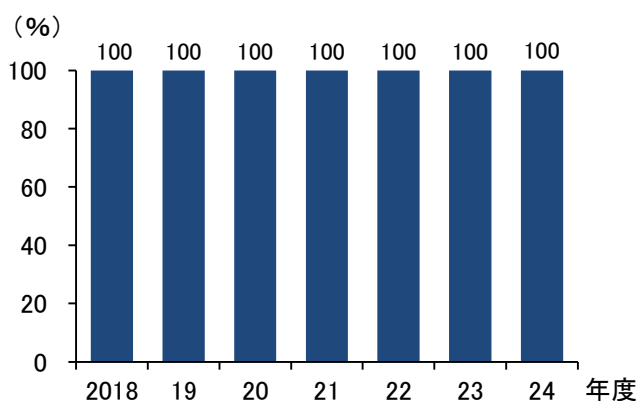
## 第2節 安全・安心

### 2-1 水環境

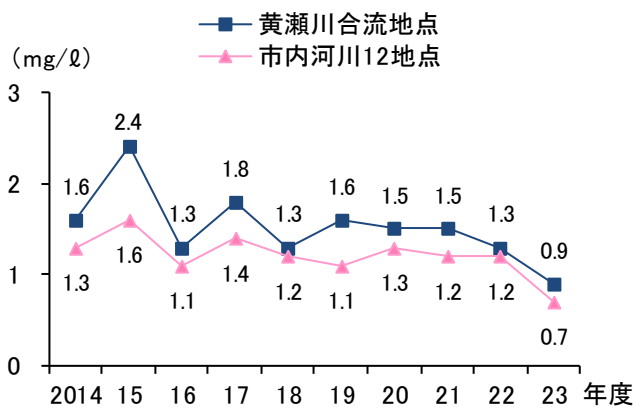
#### ■河川の水質は環境基準を達成している

本市では、市内12箇所の河川で年4回の水質調査を行っています。2023（令和5）年度のBOD年平均値は、黄瀬川合流地点（小柄沢川）が0.9mg/ℓ、市内河川12地点平均が0.7mg/ℓとなっており、環境基準（2mg/ℓ以下）を下回っています。

また、本市では公害防止協定を締結している污水排出事業所に対して排水立入検査を実施しています。



河川の水質環境基準達成率の推移  
【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】



河川のBOD年平均値の推移  
【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】

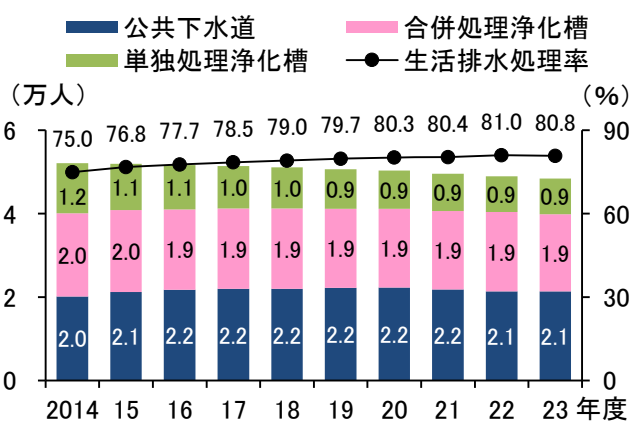
#### ■黄瀬川は水生生物で「きれいな水」と判定されている

本市では毎年、黄瀬川で水生生物観察会を実施し、黄瀬川に生息する水生生物の種類を調べることで水質判定を行っています。2023（令和5）年度は水質階級Ⅰの生物が多くみられ、「きれいな水」と判定されました。

#### ■生活排水処理率は横ばい傾向となっている

本市の2023（令和5）年度の生活排水処理率は80.8%であり、静岡県82.4%をやや下回っています。

単独処理浄化槽は、生活雑排水をそのまま側溝や水路に流すため、河川や海を汚す原因となっています。現在、単独処理浄化槽の新たな設置は禁止されており、生活排水による水質汚濁を防止するため本市では、公共下水道事業計画区域以外の区域において浄化槽を設置する方に対し、補助金を交付しています。

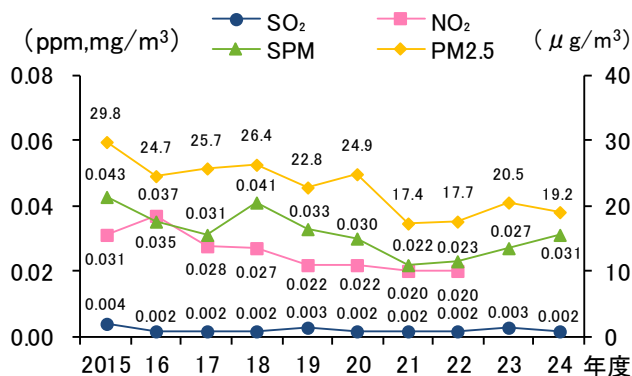


生活排水処理人口・生活排水処理率の推移  
【資料：一般廃棄物処理実態調査】

## 2-2 大気環境

### ■光化学オキシダント以外の大気汚染物質は環境基準を達成している

大気汚染については、静岡県が裾野市民文化センターで常時観測を実施しています。本市の大気汚染の現状は、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の濃度はいずれも環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダント(Ox)は昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は減少していたものの、近年では増加傾向にあり、環境基準を達成していません。静岡県内でも光化学オキシダント(Ox)の環境基準を達成している地点はなく、問題となっています。

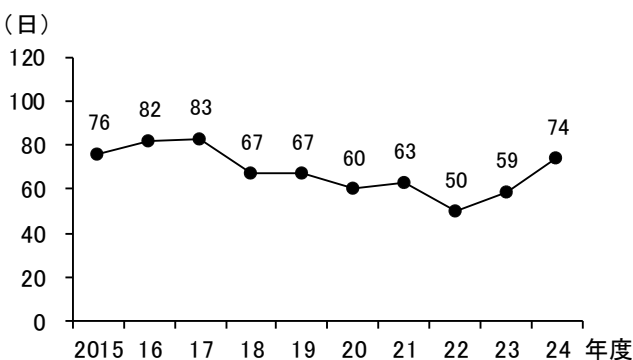


大気汚染物質濃度等の経年変化  
(測定局：裾野市民文化センター)

左軸はSO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPM、右軸はPM<sub>2.5</sub>

※NO<sub>2</sub>の測定は2022年度で終了

【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況】



光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数の経年変化  
(測定局：裾野市民文化センター)

【資料：大気汚染及び水質汚濁等の状況】

#### 【環境基準】

- ・二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
- ・二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
- ・浮遊粒子状物質(SPM)：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。
- ・微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)：1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること。
- ・光化学オキシダント(Ox)：1時間値が0.06ppm以下であること。

### ■自動車騒音は概ね環境基準を達成している

市内幹線交通を担う道路における自動車騒音の状況を常時監視するため、評価対象区間について騒音の環境基準を超える住居等の割合を把握する「面的評価」を2012(平成24)年から実施しています。

2023(令和5)年度における自動車騒音の面的評価を沼津小山線、裾野インター線、新東名高速道路で実施した結果、沼津小山線の夜間だけ環境基準が非達成でした。

自動車騒音測定結果

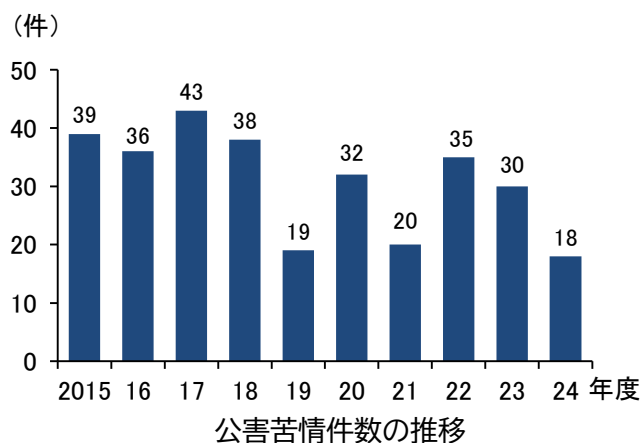
路線名	騒音測定点	騒音測定レベル (dB)		環境基準値		環境基準の達成状況	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
沼津小山線	二ツ屋	70	66	70dB以下	65dB以下	○	×
裾野インター線	御宿	68	65			○	○
新東名高速道路	葛山	52	52			○	○

【資料：生活環境課】

## 2-3 公害苦情

### ■生活マナーに関する苦情が増えている

2024（令和6）年度の苦情件数は、18件/年でした。近年は、大気や水質、騒音、振動、悪臭などの苦情のほか、ペットのふんや放し飼いなどの生活マナーに関する苦情も増えています。



【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】

### ■野焼きへの苦情が発生している

法律の基準を満たした焼却設備を使用せず、簡易焼却炉やドラム缶などで廃棄物を野外焼却する行為を「屋外焼却（野焼き）」といいます。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で一部例外を除いて禁止されています。

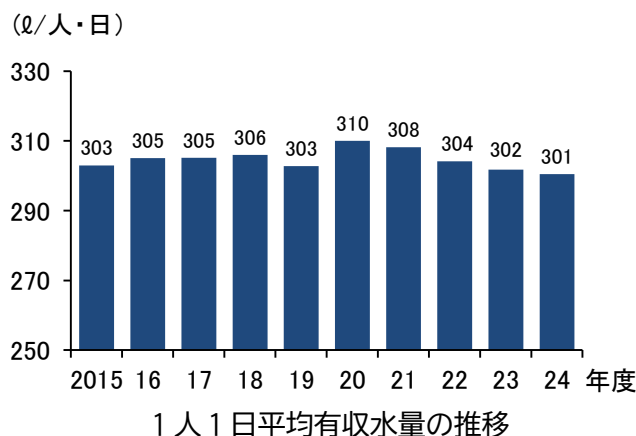
2022（令和4）年度は野焼きの苦情が22件あり、現地確認及び指導を行いました。

## 2-4 水資源

### ■豊富で良質な地下水が生活や産業を支えている

本市では、富士山・箱根外輪山系の雪や雨水を源としたきれいで良質な地下水を水道水源にしています。市内には9箇所の取水場があり、配水池から市内全域へ送られて、生活用水や産業用水などに利用されています。なお、1人1日平均有収水量は横ばい傾向にあります。

本市では、地下水の適正な利用と保全のために「地下水採取者協議会」が設けられており、取水基準などが定められています。また、新たに一定規模以上の井戸を設置する場合には、市の土地利用対策委員会の承認が必要です。



【資料：上下水道経営課】

### ■市内には湧水が湧いている場所がある

市内の代表的な湧水としては、御宿の「平山水源地清水湧水」、富沢の「不動の湧水」などがあります。平山湧水の水源地は小さな池となっていて、奥の岩壁には倶利伽羅不動が彫られています。



## 2-5 環境美化

### ■空き家での草木などが問題になっている

「一戸建ての空き家に関する区調査」によると、2023（令和5）年度の一戸建ての空き家の数は355戸、そのうち困っている空き家（管理不全や治安・景観上の問題を感じている物件）数は89戸（25.1%）であり、困っている具体的な内容は草木（43.7%）、防犯（29.1%）、建物（14.5%）、その他（12.7%）

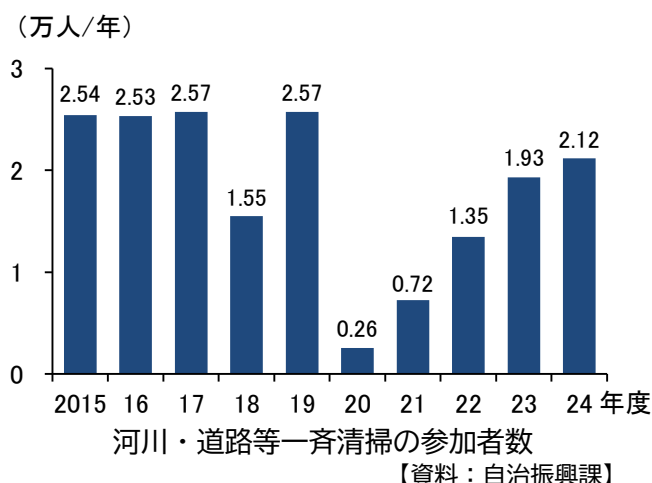
となっています。問題のある空き家には市職員が現地調査を行い、所有者に改善を要請しているほか、空き家の専門家相談事業を実施しています。

### ■TNR 活動の支援を行っている

本市では、飼い主のいない猫（野良猫）に対して、TNR<sup>11</sup>活動の支援、地域住民との協働（自治会と連携し、適正な餌やりや清掃のルールを共有）、不妊去勢手術に対する費用補助、ボランティアとの連携などを実施しています。そのほか、犬猫の飼い方やマナーについての広報や講習会での周知、苦情対応、動物虐待防止、狂犬病予防注射の推進、譲渡活動の支援などを行っています。

### ■環境美化活動を実施している

「富士山麓クリーンアップ大作戦」の一環として、4市1町（裾野市、富士市、富士宮市、御殿場市、小山町）で「富士山ごみ減量大作戦」が実施されています。2024（令和6）年度は134人が参加しました。また、河川・道路等の清掃には毎年約2万人が参加しています。市は、市民による公共空間の美化活動を支援するため、「きれいなまちづくり推進事業」を実施し、収集車の手配やごみ袋の配布などを行っています。



## 第3節 自然共生社会

### 3-1 保護地域

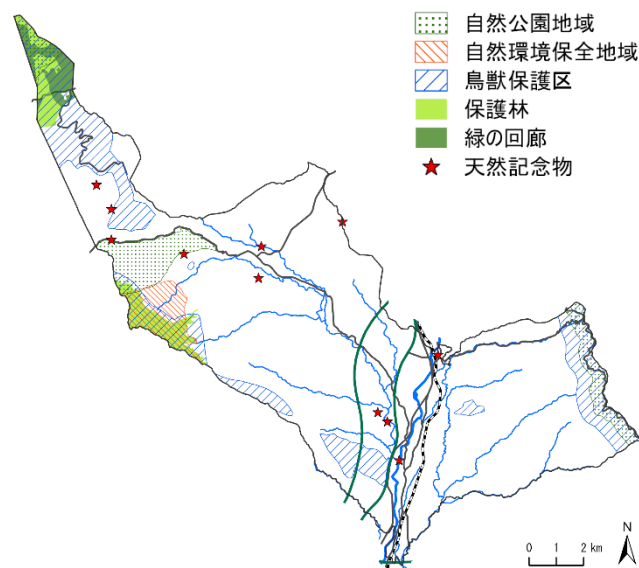
#### ■保護地域は総面積の約 22.1%を占める

市内の保護地域として、以下のような地域が該当します。市総面積に占める保護地域の割合は約22.1%と試算されます。なお、国全体の保護地域の国土面積に占める割合は20.5%であり、国は2030（令和12）年度までに30%とする目標を掲げています。

裾野市内の保護地域

裾野市内の保護地域		面積 (ha)
市総面積		13,812.0
保護地域	自然公園	937.4
	静岡県自然環境保全地域	418.6
	鳥獣保護区	2,470.0
	保護林	469.9
	緑の回廊	219.0
	重複地域	-1,462.2
	保護地域 (重複地域を除外)	3,052.7
保護地域の割合		22.1%

注) 面積はGISで計測した。市総面積は「全国都道府県市区町村別面積調」(令和7年7月1日現在)より。



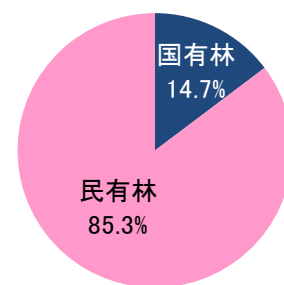
裾野市内の保護地域

<sup>11</sup> 猫を捕獲 (Trap) し、不妊去勢手術 (Neuter) をし、元の縄張りへ戻す (Return) 活動。

### 3-2 森林・農地・河川

#### ■森林が市域の約63%を占めている

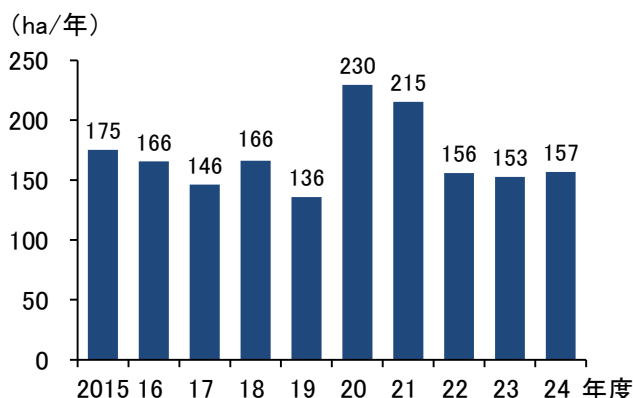
本市の森林は総面積の約63%を占めています。森林面積の約85%が民有林で、そのほとんどがスギやヒノキなどの人工林です。これらの人工林の98%以上が樹齢40年生以上と成熟しており、資源としての利用が望まれています。しかし、人工林は小規模な個人所有者が多く、個々の所有者による効率的な施業は困難な状況です。また、近年はニホンジカの食害による樹木の立ち枯れ被害も増加しています。



森林面積 (2024年度)  
【資料：静岡県森林・林業統計要覧】

#### ■間伐事業を実施している

本市では人工林を対象に、森林組合の育成、貴重な財産の保護、水源涵養を目的として間伐事業を推進しており、2024(令和6)年度の間伐実施面積は157ha/年でした。間伐材は土砂流出防止柵として活用し、2024(令和6)年度は255基を設置しました。また、未利用間伐材は、木質チップとして木質バイオマス発電事業に利用されています。



間伐実施面積の推移  
【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】

#### ■森林整備に森林環境譲与税を活用している

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から2019(平成31)年3月に創設されました。本市では、2024(令和6)年度の森林環境譲与税を森林経営管理制度に基づく意向調査及び現地調査、林道北箱根山線の支障木伐採、間伐施行地での土砂流出防止柵の設置や、林道整備事業に使用しました。

#### ■森林をすみかとする動植物がみられる

富士山・愛鷹連山や箱根外輪山の山麓の森林には、多様な動植物が生息しています。山地上部にはブナやミズナラなどの自然林が広がり、渓谷にはオオモミジやケヤキなどがみられます。エンコウカエデやコナラなどの二次林も存在し、これらの森林にはツキノワグマ、ニホンリス、クイタダキ、フジミドリシジミなどが生息しています。山地中部にはスギやヒノキの植林が、山地下部にはコナラやクヌギの二次林がモザイク状に分布しています。また、スダジイやモミなどの常緑樹からなる森林も点在し、これらの地域ではサンコウチョウ、キビタキ、ヤマアカガエルなどの動物が生息しています。



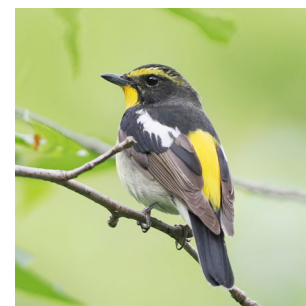
ミズナラ



コナラ



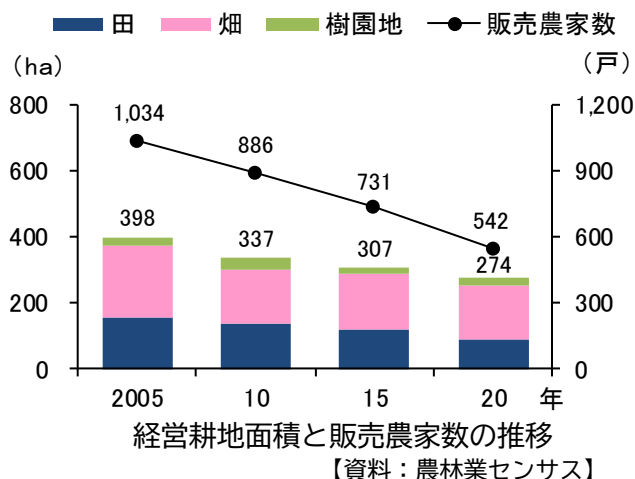
ニホンリス



キビタキ

### ■経営耕地面積と販売農家数が減少している

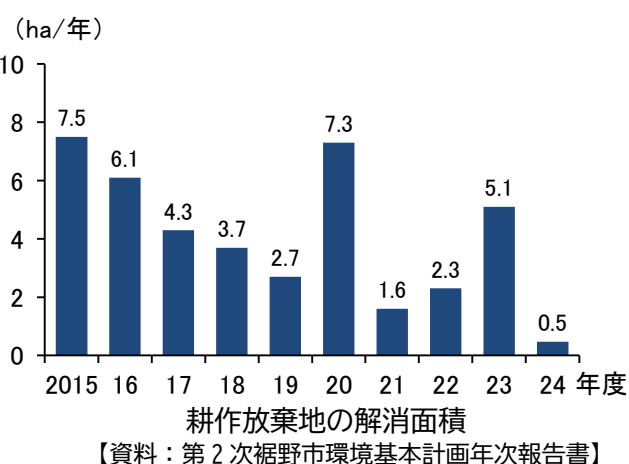
近年、農業を取り巻く環境は厳しくなっており、経営耕地面積や販売農家数も減少しています。そこで、本市では、認定農業者の営農を支える農業機械や農業施設の導入に対し、経費の一部を補助する「裾野市農業機械等導入支援事業」、農業者が展示会などに出店する経費の一部を補助する「裾野市農産物等出展支援事業」を行っています。



### ■耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいる

本市では、農家の高齢化や後継者不足、特産の富士芝の販売低迷などにより、耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地の解消を目的としてそばの栽培などを行っていますが、2024（令和6）年度の解消面積は0.5ha/年でした。

また、「パノラマロードを花でいっぱいにする会」と市が管理している、パノラマ遊花の里に菜の花やコスモスの種まきや草刈り、土壌改良などの作業を行い農地の保全に努めています。



### ■農地をすみかとする動植物がみられる

畑地や果樹園ではエゾノギシギシ、ヘビイチゴ、セイヨウタンポポなどの植物、スズメ、カワラヒワなどの鳥類がみられ、周囲の草地にはヤブジラミ、アズマネザサなどの植物、オカダトカゲやアオダイショウなどの動物がみられます。

水田や水路ではタネツケバナ、タカサブロウ、アメリカセンダングサなどの植物、ニホンアマガエル、トノサマガエル、コサギ、ドジョウ、シオカラトンボなどの動物がみられます。



ヘビイチゴ



オカダトカゲ



トノサマガエル



コサギ

### ■河川をすみかとする動植物がみられる

市内には一級河川狩野川水系の黄瀬川、大場川、佐野川などの河川があるほか、多くの普通河川や準用河川などがあります。河川ではイヌコリヤナギ、コマツナギ、テリハノイバラ、カワラサイコ、カワラケツメイ、ムシトリナデシコなどの植物、アブラハヤ、ウグイ、オイカワなどの魚類、カルガモ、キセキレイ、カワセミなどの鳥類が生息しています。また、カジカガエルなどの両生類や、ハグロトンボ、オナガサナエなどの昆虫類も生息しています。

なお、河川中流から上流側ではネコヤナギなど、さらに上流の溪流環境では、ウチワダイモンジソウ、ナルコスゲなどの溪岸に特有な植物が生育しています。



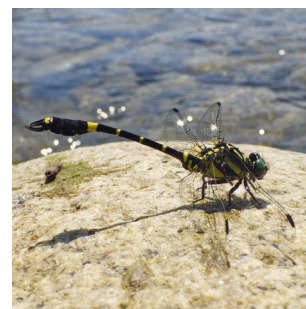
コマツナギ



アブラハヤ



カワセミ



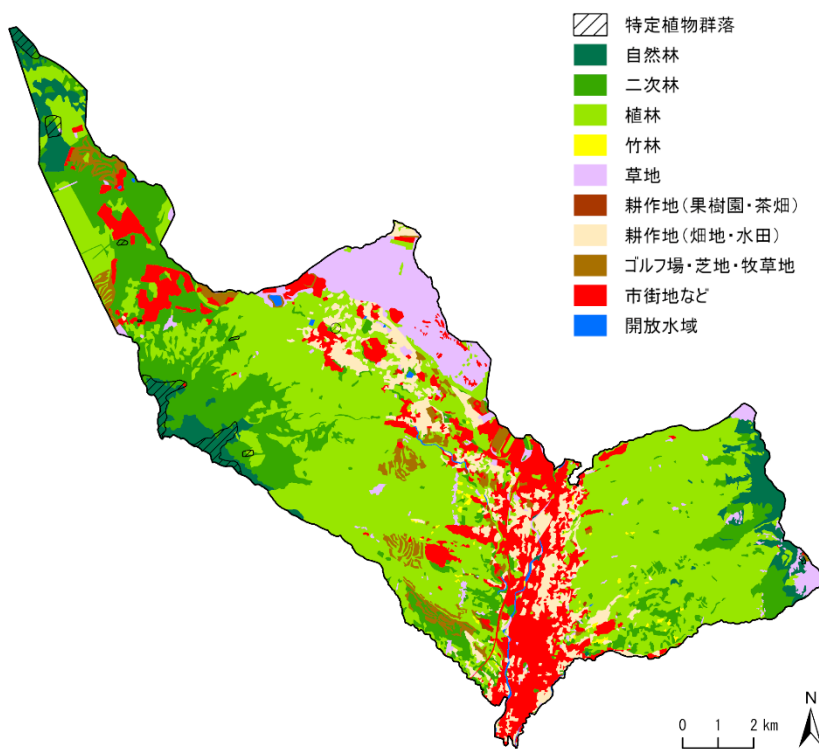
オナガサナエ

### 3-3 生物

#### ■ 標高差 2,000mの環境に特徴的な植生がみられる

本市の植生は、富士山周辺に多様な自然林が広がっており、標高1,700~2,100mにはカラマツやシラビソ、1,000~1,700mにはブナやミズナラがみられます。箱根外輪山では低木林や草地在り、山地中部にはスギ・ヒノキ植林が広がっています。須山の東富士演習場にはスキ草地があり、山地下部には二次林や耕作地が混在しています。平野部は主に畑地や市街地が占め、河川沿いには自然林が残っています。

また、愛鷹連山のブナ原生林や須山浅間神社スギ林など10箇所が環境省の「特定植物群落<sup>12</sup>」に選定されています。



植生図

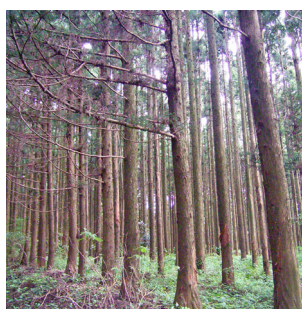
【資料：環境省・自然環境保全基礎調査】



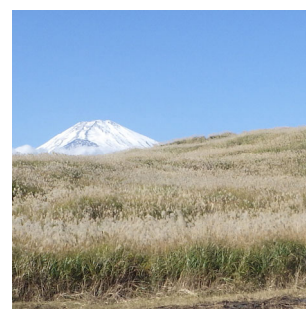
カラマツ



ブナ



スギ・ヒノキ植林

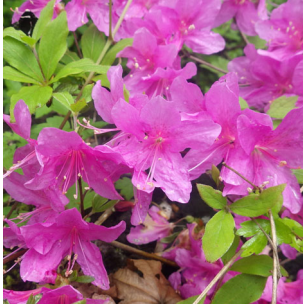


ススキ草地

<sup>12</sup> 環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

### ■1,700種を超える植物が確認されている

本市は標高79mから標高2,169mにかけて広がっているため、低地から亜高山までたくさんの植物が生育しており、市全体では1,700種以上の植物が確認されています。特にアシタカツツジ、ハコネコマツツジ、マメザクラ、サンショウバラ、ハコネグミ、フジアザミなどは富士山や箱根周辺に分布の中心のある植物です。また、平野部を流れる黄瀬川や佐野川などの河川では、カワラケツメイ、カワラナデシコ、カワラハハコ、カワラヨモギなどの「河原」の名を冠する植物、溪流沿いの溪岸ではヤシャゼンマイなどの植物をみることができます。



アシタカツツジ



マメザクラ



カワラハハコ



ヤシャゼンマイ

### ■600種を超える動物が確認されている

本市は標高差が大きく、自然林から草地まで変化に富んだ環境のため、600種以上の動物が確認されています。富士山・愛鷹連山のブナやミズナラが広がる自然林や二次林は、コルリ、ミソサザイなどの鳥類のほか、ツキノワグマ、カモシカ、フジミドリシジミなどの動物にとって県内有数の生息地です。十里木周辺や東富士演習場の広大な草原は、ノビタキ、ホオジロなどの鳥類や、ツマグロヒョウモン、ウスバシロチョウなどの昆虫類の重要な生息・繁殖地です。平野部の耕作地周辺ではノウサギやハクセキレイなどがみられ、黄瀬川や佐野川などの河川では、コサギ、カワセミなどの水辺の鳥や、オイカワ、ウグイなどの魚類が生息しています。



ミソサザイ



カモシカ



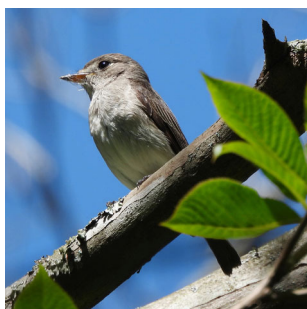
ツマグロヒョウモン



ウグイ

### ■多くの動植物が絶滅の危機にある

本市で確認されている動植物のなかで、静岡県版レッドデータブックに掲載されている絶滅の危機にある動植物（絶滅種を含む）は200種以上が知られています。例えば、絶滅危惧Ⅱ類としてハコネグミ、コサメビタキ、ハコネサンショウウオ、準絶滅危惧としてアシタカツツジ、サンショウバラ、モリアオガエルなどが確認されています。



コサメビタキ



ハコネサンショウウオ



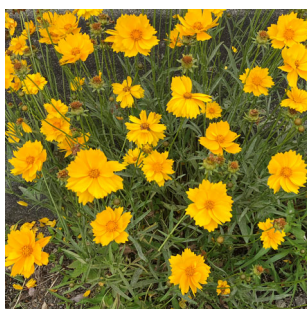
サンショウバラ



モリアオガエル

### ■特定外来生物7種が確認されている

外来種のなかには、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものがあり、それらは「外来生物法」により特定外来生物に指定されています。本市では、植物はアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングソウ、動物はアライグマ、ブルーギル、オオクチバス、アカボシゴマダラの7種の特定外来生物が確認されています。特定外来生物以外の外来種として、植物は草地にオオブタクサ、セイタカアワダチソウ、水辺にアメリカセンダングサ、コカナダモなど、動物はハクビシン、カワラバト（ドバト）、ゲンゴロウブナ、モンシロチョウなどが確認されています。



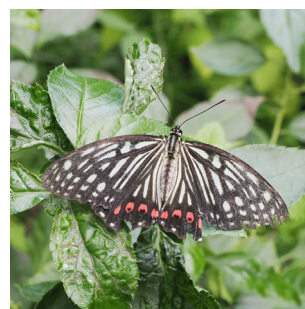
オオキンケイギク



アライグマ



オオクチバス

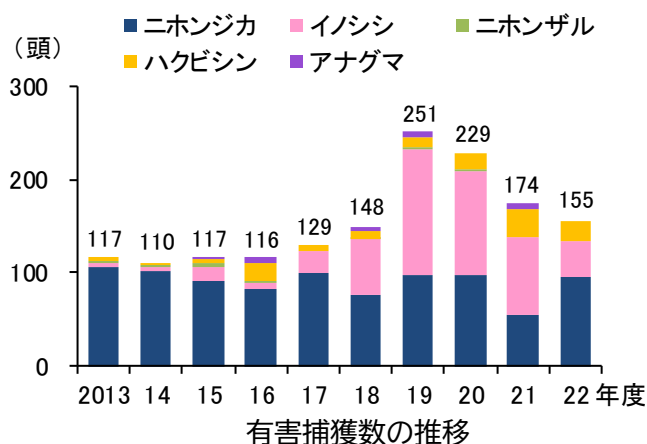


アカボシゴマダラ

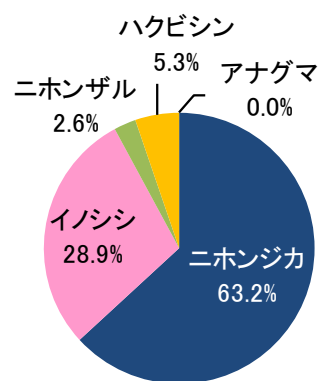
### ■ニホンジカやイノシシなどによる被害が発生している

本市の2022（令和4）年度における野生鳥獣の被害面積は380aであり、ニホンジカ（63.2%）やイノシシ（28.9%）による被害が多くなっています。農作物の食害、田畑や山林の掘り起こしなどの被害がみられるほか、集落や車道への出没、花壇の花の食害など、農家だけの問題ではなくなっています。

そこで本市では「裾野市鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣の捕獲や防護柵の整備など、総合的な有害鳥獣対策を推進しています。



【資料：裾野市鳥獣被害防止計画】



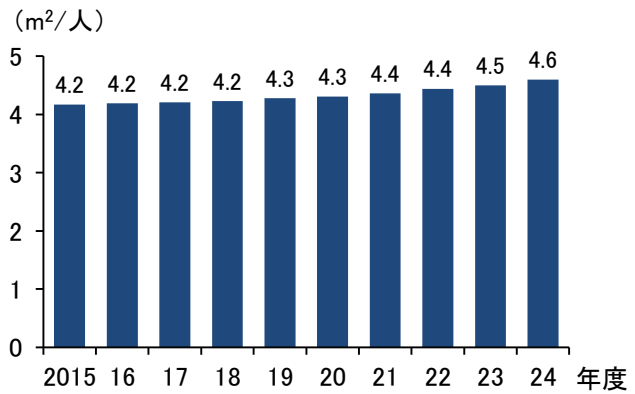
※アナグマは、被害面積を把握していない  
【資料：裾野市鳥獣被害防止計画】

### 3-4 人と自然とのふれあい

#### ■公園は今後も整備が必要である

2023（令和5）年度末現在、本市には都市公園等が23箇所あり、市街地の貴重なオープンスペースとなっています。

しかし、2024（令和6）年度末の都市公園等面積は人口1人当たり4.6m<sup>2</sup>/人であり、県平均（10.3m<sup>2</sup>/人）、全国平均（10.9m<sup>2</sup>/人）と比較しても、まだ十分な水準にあるとはいえない状況にあります。



1人あたり都市公園等面積

【資料：みどりと公園課、国土交通省】

#### ■ハイキングコースや水辺などの自然とふれあえる場がある

本市には、世界遺産「富士山」の構成資産でもある富士山須山口登山歩道をはじめ、富士山や愛鷹連山を巡る多様な登山・ハイキングコースが整備されています。また、五竜の滝や景ヶ島溪谷・屏風岩（静岡県のみずべ100選に選定）、黄瀬川など変化に富んだ水辺環境も魅力です。さらに、十里木高原のアシタカツツジ原生群落や梅の里、大野原のススキといった植物観賞スポットがあり、これらの場所で本市の豊かな自然を満喫できます。



愛鷹連山への登山道

#### ■景観行政団体としての景観まちづくりを行っている

本市は2010（平成22）年5月に景観行政団体となり、2013（平成25）年3月には「裾野市景観条例」などを施行し、建築物や太陽光発電設備等のデザイン・色彩にガイドラインを設けて景観まちづくりを推進しています。市内には、富士山をはじめ、愛鷹・箱根外輪山麓の森林、溶岩風穴・溶岩樹形、景ヶ島溪谷、五竜の滝など、特徴的な自然景観が豊富にあり、これらは重要な景観構成要素となっています。パノラマロードや国道469号、富士山スカイライン、中央公園、小柄沢緑地などは景観重要公共施設に指定されています。

#### ■深良用水は「全国疎水百選」「世界かんがい施設遺産」に登録されている

深良用水は、水不足に悩む裾野市域のため、江戸時代に深良村名主の大庭源之丞おおほらげんのじょうが友野与右衛門らに依頼し、1670年に完成させました。これは箱根外輪山に1,280mの箱根隧道を掘り、芦ノ湖から水を引いたものです。深良用水はその歴史的価値から、2005年度に「全国疎水百選」、2014年9月に「世界かんがい施設遺産」に登録されています。

#### ■世界遺産富士山や23件の文化財がある

世界遺産、国指定の特別名勝及び史跡である「富士山」や国指定重要文化財の「旧植松家住宅」をはじめ、国・県・市指定あわせて23件が文化財に指定されています。このうち、信仰の対象と芸術の源泉である富士山は、世界でも高く評価され、2013（平成25）年6月に開催された第37回世界遺産委員会において世界遺産に登録されました。本市では、須山浅間神社と富士山域が構成資産となっています。

裾野市内の指定文化財

区分	種別	名称
世界遺産	文化遺産	富士山～信仰の対象と芸術の源泉
国指定	特別名勝	富士山
	重要文化財	旧植松家住宅
	史跡	富士山 構成要素 須山浅間神社
県指定	天然記念物	景ヶ島溪谷屏風岩の柱状節理、五竜の滝
	有形文化財	木造阿弥陀如来坐像
市指定	天然記念物	頼朝井戸の森、浅間神社社叢、愛鷹ツツジ原生群落、富士裾野大野第2風穴、岩波風穴、楠林、須山田向十二神社社叢、十里木氷穴、黒岳の自然杉群落
	名勝	景ヶ島溪谷
	史跡	葛山城址（葛山氏墓地を含む）、葛山氏居館址、宗祇の墓所
	有形文化財	木造四面女神像、木造隨身像、須山浅間神社棟札

【資料：生涯学習課】



重要生息・生育地と自然とのふれあいの場

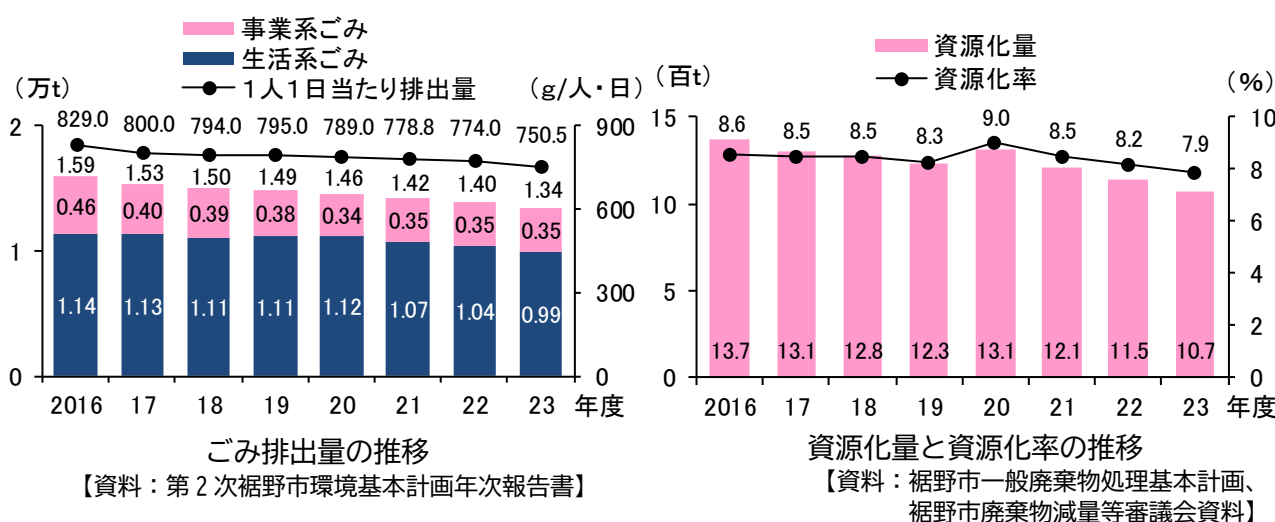
## 第4節 循環型社会

### 4-1 ごみの減量と資源化

#### ■ごみ総排出量・資源化率は減少している

2023（令和5）年度のごみ総排出量は13,442tであり、そのうち家庭系ごみが73.7%、事業系ごみが26.3%となっています。近年、ごみ総排出量は減少傾向にあります。市民1人1日当たりのごみ排出量は750.5g/人・日であり、減少傾向となっています。静岡県平均（840g/人・日）と比べると大きく下回っています。

本市では、天ぷら油、小型家電、蛍光管、スプレー缶等を資源化しており、2023（令和5）年度の資源化率は7.9%となっています。民間事業者による資源回収の拡充などにより、行政による資源化量・資源化率は2020（令和2）年をピークに年々減少しています。



#### ■裾野市ごみ減量推進協議会を設置している

本市は、さわやかで美しいまちづくりを目指し、市民と行政が一体となってごみの減量、再利用と再資源化を推進するため、「裾野市ごみ減量推進協議会」を設置しています。年1回、機関紙「ごみステーション」を発行し、市民へのごみ減量などの啓発を行っています。

#### ■民間事業者と連携してリユースを推進している

本市が仲介し、生活用品で不用になったものがある人、それらを譲り受けたい人が登録する「不用品活用バンク」を実施し、リユース促進に向けて取り組んでいます。

また、近年では本市と民間事業者が連携してリユースの促進を図っており、2024（令和6）年7月からはリユースプラットフォーム「おいくら」（㈱マーケットエンタープライズ）、2024（令和6）年8月からは「メルカリ Shops」（㈱メルカリ）による不用品の販売を行っています。

#### ■フードドライブに取り組んでいる

「フードドライブ」とは、家庭に眠っている食品を学校や職場、食品募集受付施設などに集めて、フードバンクに寄付をする運動のことで、寄付していただいた食品は、認定特定非営利活動法人フードバンクふじのくにから、支援を必要とする方へ提供しています。本市では、2025（令和7）年1月にフードドライブを実施し、157kgの食品を集めました。また、社会福祉協議会では、通年で随時食品を受け付けています。

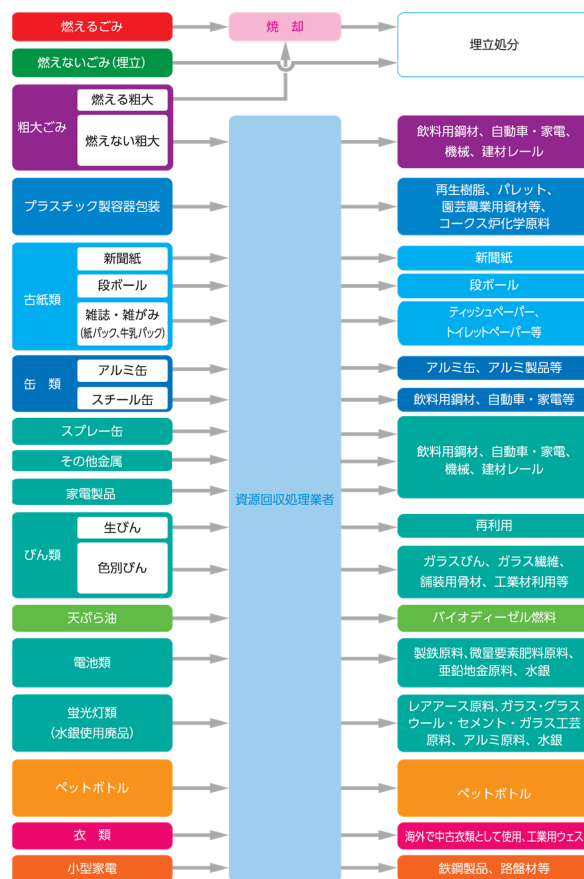
## 4-2 ごみの適正処理

### ■ごみや資源物の収集をしている

本市では、ごみの減量やリサイクル推進のため分別収集を実施しており、大別すると、燃えるごみ、資源物、燃えないごみ（埋立ごみ）、粗大ごみの回収を行っています。また、地区ごとのごみの日とごみの種類を簡易的に確認できるウェブサービス「裾野市版 5374（ごみナシ）」を運用しています。



ごみの出し方便利帳



ごみ処理の流れ  
【資料：裾野市ごみの出し方便利帳】

### ■美化センター・最終処分場で適正処理している

ごみの中間処理は美化センターで行っており、ごみの焼却処理及び粗大ごみの処理をしています。ごみの最終処分は一般廃棄物最終処分場で行っていますが、現在は2016（平成28）年に整備した第二期処分場で処理を行っています。埋立量（客土を除く）は、2024（令和6）年度は1,101m<sup>3</sup>/年となっており、横ばいで推移しています。

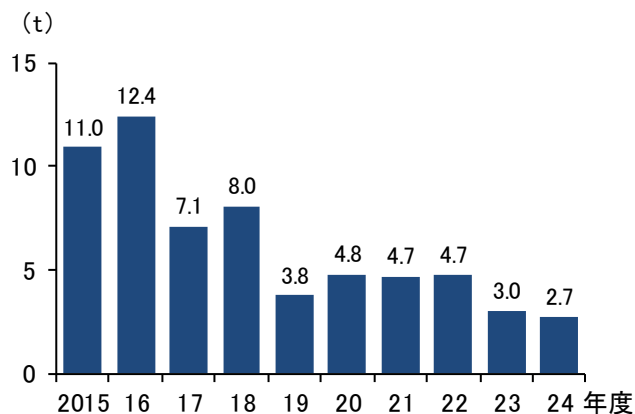
## 4-3 不法投棄

### ■不法投棄は減少傾向にある

廃棄物などを法律が定める方法によって適切に処理せず、山林や原野などに投棄することを不法投棄といいます。

本市では不法投棄の未然防止を図るため、市内山間部を中心に啓発看板の設置や巡回パトロール及び不法投棄の回収を実施しています。

2024（令和6）年度の不法投棄の回収重量は2.7tであり、減少傾向にあります。



不法投棄の回収重量の推移  
【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】

## 第5節 脱炭素社会

### 5-1 温室効果ガス

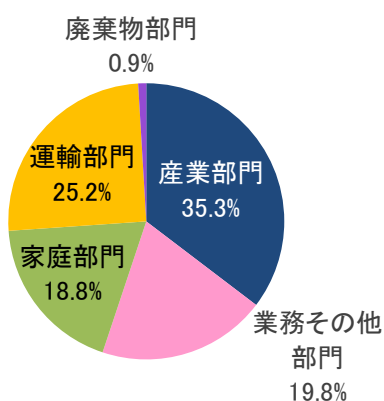
#### ■2050年カーボンニュートラルを目指している

本市では、市民や事業者とともに地球温暖化対策をよりいっそう進めていくため、2021（令和3）年10月5日の市議会全員協議会において、「カーボンニュートラルシティ」を宣言しました。同宣言は、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指します。また、2023（令和5）年3月には「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」を策定しました。

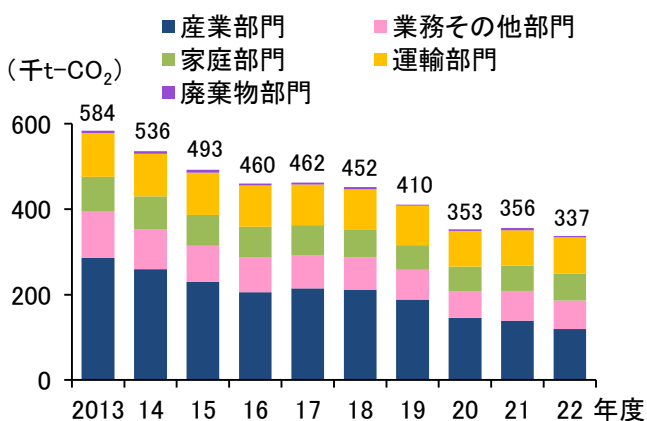
また、静岡県側の環富士山地域4市1町（裾野市、富士市、富士宮市、御殿場市、小山町）で構成する「富士山ネットワーク会議」では、2022（令和4）年5月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

#### ■市域の二酸化炭素排出量は減少している

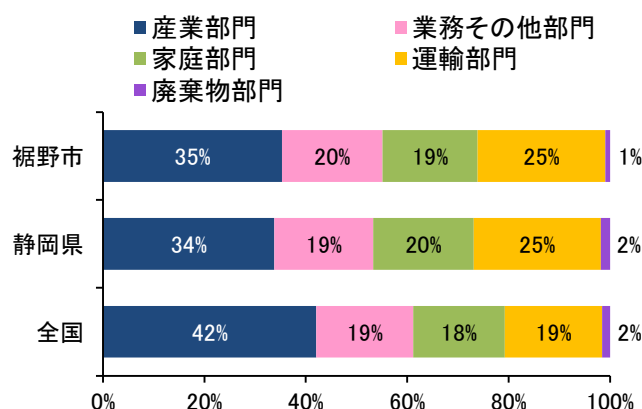
本市における2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は、産業部門（35.3%）が全体の約3割を占めており、次いで運輸部門（25.2%）、業務その他部門（19.8%）、家庭部門（18.8%）、廃棄物部門（0.9%）となっています。2013（平成25）年度比では、42.2%減少しています。また、排出量の割合は静岡県とほぼ同じですが、全国と比較すると、運輸部門の割合が多く、産業部門の割合が少ないことが特徴です。



二酸化炭素排出量の内訳(2022年度)  
【資料：自治体排出量カルテ】



二酸化炭素排出量の推移(2022年度)  
【資料：自治体排出量カルテ】



二酸化炭素排出量の比較(2022年度)  
【資料：自治体排出量カルテ】

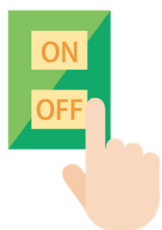
#### ■二酸化炭素排出量の見える化「すそのdeカーボン」に取り組んでいる

本市では、カーボンニュートラルの取り組みを、「産業の発展や経済を止めるもの」「市民生活を制限するもの」ではなく、新たな発展や市民・事業者の積極的な参画を促し、納得感のあるものとするための基盤として、市民・事業者の努力を“見える化”し、政策に活かすことを目指しています。“見える化”を軸とした独自の脱炭素の取り組みサイクルを「すそのdeカーボン」と名付け、取り組んでいます。

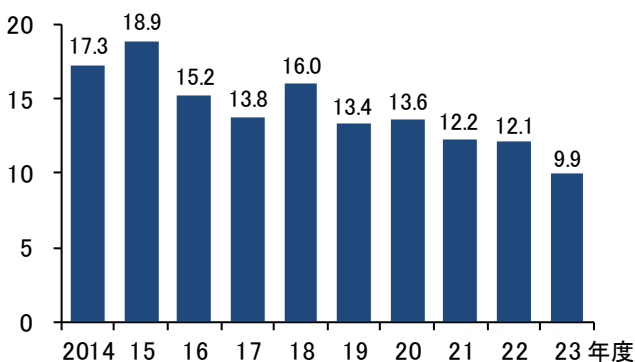
## ■公共施設における温室効果ガス排出量は減少している

2023（令和5）年度の本市の公共施設における温室効果ガス排出量は9,925t-CO<sub>2</sub>であり、近年は減少傾向となっています。

庁内では、クールビズ・ウォームビズ、昼休みの消灯、用紙の削減など、温室効果ガス削減の取り組みを実施しています。



(千t-CO<sub>2</sub>/年)



公共施設の温室効果ガス排出量

【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】

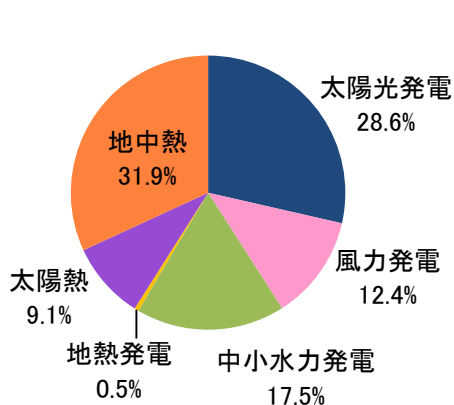
## 5-2 エネルギー

### ■再生可能エネルギーによる発電電力量は市域全体の20.1%を占めている

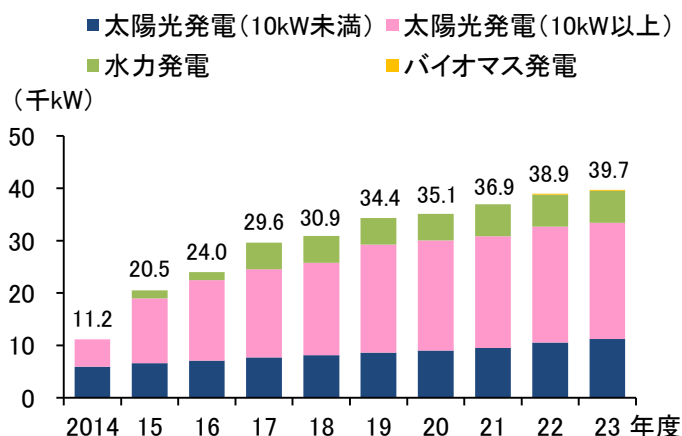
環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」によると、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量は、地中熱（31.9%）が約3割を占めており、次いで太陽光発電（28.6%）、中小水力発電（17.5%）、風力発電（12.4%）、太陽熱（9.1%）、地熱発電（0.5%）となっています。



一方、2023（令和5）年度の再生可能エネルギーの導入設備容量（実際に導入されている設備の量）は、太陽光発電が84.2%、水力発電が15.4%、バイオマス発電が0.4%であり、再生可能エネルギーによる発電電力量は、市域全体の電力使用量の20.1%を占めています。



再生可能エネルギーの導入ポテンシャル  
【資料：自治体排出量カルテ】



再生可能エネルギーの導入設備容量  
【資料：自治体排出量カルテ】

### ■公共施設に再生可能エネルギーを導入している

本市では、電気使用量の削減や再生可能エネルギーの普及・啓発を進めていくため、公共施設への太陽光発電の整備を進めています。2019（令和元）年度までに小中学校5箇所、生涯学習センター、市役所本庁舎、市民体育館に整備されており、最大出力の合計は215.3kWとなっています。

また、学校では児童生徒が発電状況をモニターでみることにより、再生可能エネルギーへの意識を高める学習を行っています。

### ■バイオマス発電事業を行っている

本市では、林業家や地元企業が協力して、森林整備により森林内に放置されている未利用間伐材を木質チップとして使う木質バイオマス発電事業を2022（令和4）年4月より実施しています。2024（令和6）年6月には「裾野市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」を策定し、本事業を行う施設の所在地を再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域に設定しました。



### ■大規模な太陽光・風力発電事業に関する規制を行っている

本市では、富士山などの美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、「裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を2020（令和2）年1月に施行しました。

対象となる再生可能エネルギー発電事業は太陽光発電、風力発電であり、その条件は①事業区域2,000m<sup>2</sup>以上の事業、②太陽電池モジュールの総面積が1,000m<sup>2</sup>以上の事業（建築物の屋根または屋上で行う太陽光発電事業は対象外）、③風力発電設備の高さが10m超えの事業です。

「裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の概要

項目	概要
対象事業	太陽光発電事業、風力発電事業
対象となる規模	以下の事業は届出が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域2,000m<sup>2</sup>以上の事業</li> <li>太陽電池モジュールの総面積が1,000m<sup>2</sup>以上の事業（建築物の屋根または屋上で行う太陽光発電事業は対象外）</li> <li>風力発電設備の高さが10m超え</li> </ul>
同意	事業区域の全部または一部が抑制区域に位置している事業で、以下のいずれかに該当する事業は同意しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域10,000m<sup>2</sup>以上の事業</li> <li>太陽電池モジュールの総面積が5,000m<sup>2</sup>超えの事業</li> <li>風力発電設備の高さが10m超えの事業</li> </ul>

【資料：裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例】

### ■LED照明やハイブリッド自動車が普及している

アンケート調査によると、再生可能エネルギー等設備の導入状況は、LED照明（市民70.3%、事業者83.3%）、「ハイブリッド自動車」（市民28.0%、事業者38.1%）などが多くなっています。

今後導入したいものとして、市民は「ハイブリッド自動車」（14.7%）、「LED照明」（14.2%）、「電動バイク・電動アシスト付き自転車」（9.9%）などが多く、事業者は「LED照明」「高断熱窓・内窓、外壁・屋根・天井・床用断熱材」、「プラグインハイブリッド自動車」（各11.9%）、「定置用リチウムイオン蓄電池」「電気自動車の充電設備」「ハイブリッド自動車」（各9.5%）などが多くあげられました。

### ■再エネ・省エネ機器等の設置に補助を行っていた

本市では、蓄電池システム、家庭用燃料電池システム、太陽熱高度利用システムへの補助を行ってきました。2022（令和4）年度からはクリーンエネルギー自動車も補助の対象としました。2023（令和5）年度までの補助件数は、蓄電池システムが368件（累計）、家庭用燃料電池システムが63件（累計）、太陽熱高度利用システムが3件です。なお、2024（令和6）年度以降、市の補助制度を休止しています。

### 5-3 交通・まち

#### ■約6割が通勤通学に自動車を利用している

2024（令和6）年度に実施したアンケート調査によると、通勤・通学に自動車を使用している市民が全体の約6割を占めています。

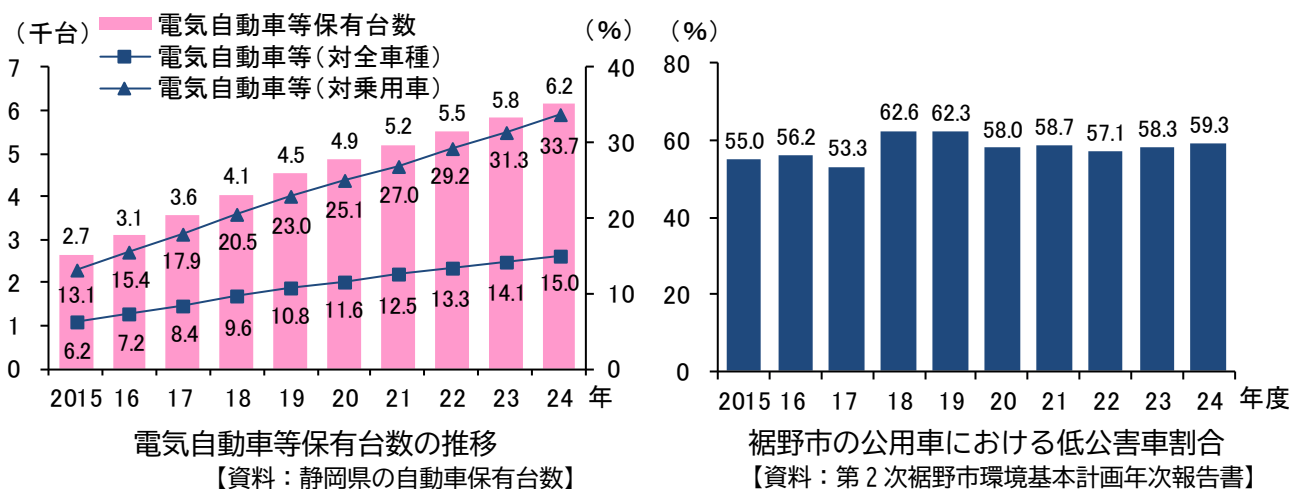


#### ■電気自動車等保有台数が増加している

2024（令和6）年の市内の電気自動車等保有台数は6,150台（電気自動車68台、ハイブリッド自動車5,962台、プラグインハイブリッド自動車120台）で近年は増加しています。



一方、市役所の公用車全体に占める低公害車の割合は、2024（令和6）年度が59.3%となっており、近年は横ばい傾向にあります。



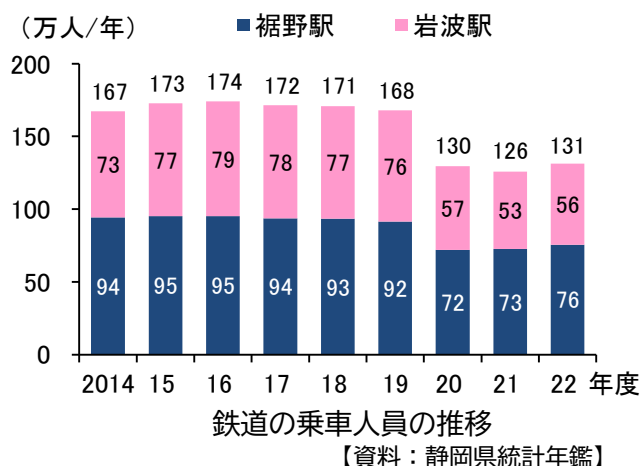
#### ■循環バスを運行している

本市では、富士急シティバス(株)と富士急モビリティ(株)の2社により、裾野駅や岩波駅のほか、市外にある三島駅や御殿場駅を起点に、周辺市町を結ぶ路線が運行されています。

2010（平成22）年度から市が運行していた路線バス「すそのーる」、富士急シティバスが運行する「東急線」が2022（令和4）年3月末をもって運行が終了となりました。新たな路線として、富士急シティバスによる路線バス「裾野市内循環線」の運行を2022（令和4）年4月1日から実施しています。

#### ■コロナ禍で鉄道利用者が減少した

鉄道は南北にJR御殿場線が通り、市内には裾野駅と岩波駅の2駅があります。両駅ともに、新型コロナウイルス感染症の影響で2020（令和2）年度以降の乗車人員が大きく減少しており、2022（令和4）年度の乗車人員は約131万人となっています。



## ■シェアサイクルの普及を支援している

本市では、2022（令和4）年10月より、電動アシスト付き自転車のシェアサイクルサービスの実証実験を行っています。裾野駅や中央公園に設置されたステーションだけでなく、三島市や長泉町などに設置されたステーションにも返却することができ、新たな移動手段の一つとしての活用が期待できます。

## ■脱炭素の公共交通やまちづくり計画を策定している

本市が2023（令和5）年2月に策定した「裾野市地域公共交通計画」は、地域公共交通ネットワークの形成と持続可能な公共交通の確保を図ることを目的としており、新たな公共交通システムの検討・導入についても盛り込まれています。

また、2019（平成31）年3月に策定した「裾野市立地適正化計画」では、持続可能な街づくりを目指して、都市全体のコンパクト化とネットワーク化を重視しています。都市機能や居住エリアを効果的に配置し、交通やエネルギー利用の効率を高めることで温室効果ガスを削減し、脱炭素社会の実現に寄与します。

## 5-4 森林吸収・緑化

### ■森林吸収量は年間 18.1 千 t-CO<sub>2</sub> と試算される

静岡県の資料「令和4年度の温室効果ガス排出状況」によると、2022（令和4）年度の静岡県全体の森林吸収量は1,033千t-CO<sub>2</sub>であり、この値を森林面積（静岡県：496,446ha、裾野市：8,699ha）で按分すると、本市の森林吸収量の目安は約18.1千t-CO<sub>2</sub>となります。



### ■J-クレジット共同宣言を行っている

富士山ネットワーク会議（裾野市、富士宮市、富士市、御殿場市、小山町）は、2024（令和6）年10月に「富士山麓の森林を守り、J-クレジット<sup>13</sup>により脱炭素を促進する共同宣言」を行いました。J-クレジットの創出を推進することで豊かな森林を保全し、世界の宝である富士山の麓から脱炭素の取り組みを世界に向けて発信していくことを目的としています。

### ■「緑の基本計画」に基づき緑豊かなまちづくりを推進している

本市では、市街地の緑化の推進及び身近な公園整備を計画的に行うため、「裾野市緑の基本計画」を2019（平成31）年3月に改定し、本市の緑の特性を活かした豊かなまちづくりを推進しています。

### ■公共施設や工場の緑化を推進している

学校施設での壁面緑化や芝張り、街路樹などによる道路緑化など、公共施設の緑化を進めています。

また、学校では、児童や生徒たちによる花壇の管理や植樹などにより緑化活動を実施するとともに、環境教育にも活かしています。また、静岡県グリーンバンクと連携し、市内の保育園、幼稚園、小中学校、老人会、花の会などに緑化木を配布するなど、緑化に関する活動を支援しています。

工場敷地内に一定割合以上の緑地の設置を定めた「工場立地法」に基づく届出の審査などを行い、工場緑化の推進を図っています。

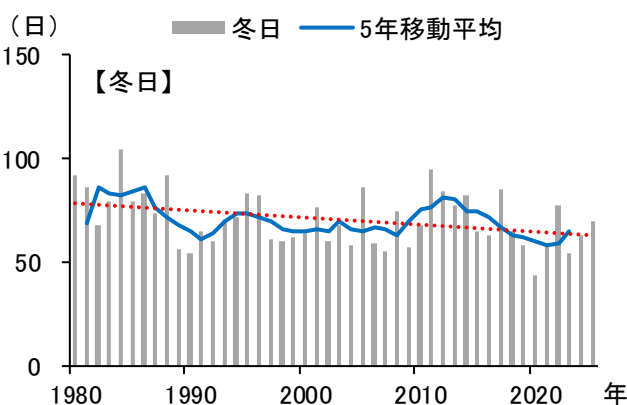
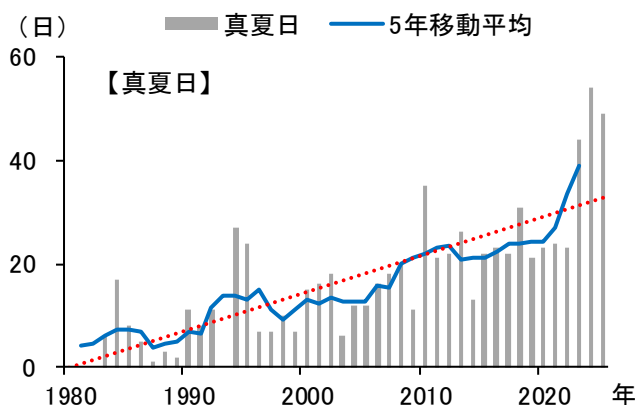
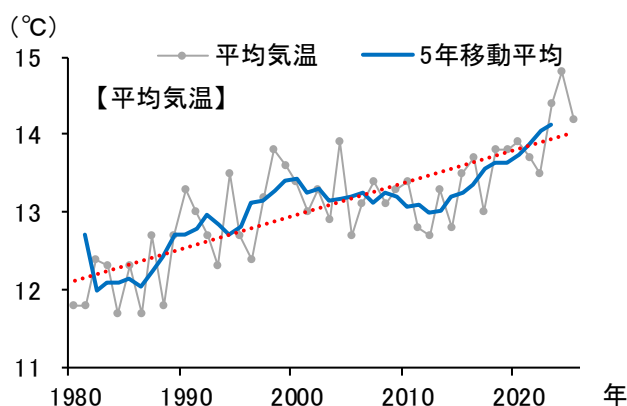
<sup>13</sup> 温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度である。

## 5-5 気候変動

### ■平均気温が上昇している

本市の最寄りの御殿場地域気象観測所(アメダス)のデータによると、平均気温が年々上昇しています。

また、真夏日(1日の最高気温が30℃以上の日)が増加する一方で、冬日(1日の最低気温が0℃未満の日)は減少しています。

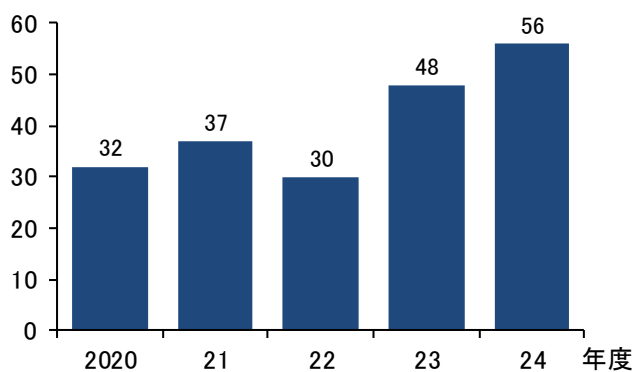


平均気温・真夏日・冬日の日数の推移 (御殿場地域気象観測所 (アメダス))

【資料：気象庁】

### ■熱中症対策として指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) を開放している

気温上昇により熱中症患者数は年々増えており、(人)気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、2024 (令和6) 年4月に「改正気候変動適応法」が施行され、「熱中症特別警戒アラート」が発表された時など、冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を市が指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) として一般へ開放しています。市内では、市役所やコミュニティセンターなどの公共施設のほか、一部の民間施設などが指定施設となっています。



裾野市内で発生し搬送した熱中症患者数  
注) 熱中症の疑いのあるものを含む。

【資料：裾野市消防署】

### ■国土強靱化地域計画で水害対策が位置づけられている

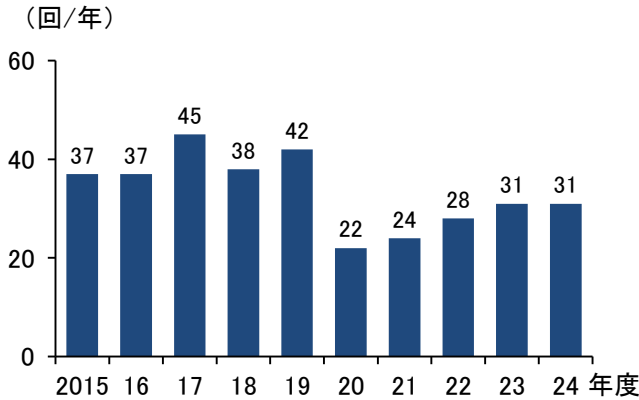
気候変動により、本市でも自然災害の多発が懸念されています。「裾野市国土強靱化地域計画」では、台風等による風水害として、河川などの整備及び浸水地域対策、流域が一体となった総合的な治水対策 (流域治水)、洪水ハザードマップの周知、防災訓練や防災教育などが位置づけられています。

## 第6節 環境教育等

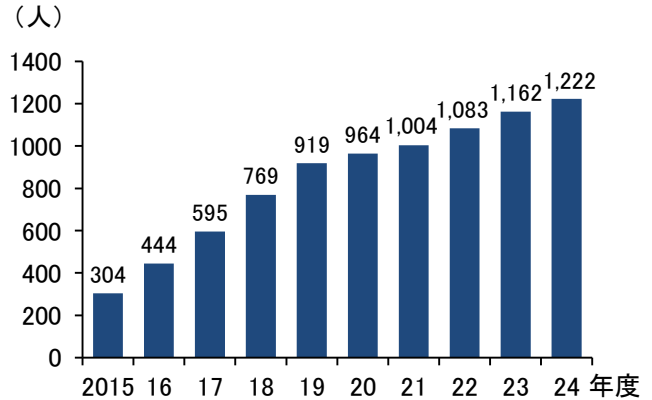
### 6-1 環境教育・環境保全活動

#### ■環境イベントや環境教育講座を開催している

本市では、環境教育促進の一環として、様々な環境イベントや環境教育講座を開催しています。また、学校の総合的な学習の時間において民間企業による出前講座を行っています。



環境イベント・環境教育講座開催数  
【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】



アース・キッズ事業延べ参加者数  
【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】

#### 主な環境教育・環境保全活動の内容

親子水生生物観察会	河川への関心を持ってもらうため、小・中学生を対象に河川に生息する水生生物を親子で観察し、水質調査を体験する。
アマゴの放流	市内園児と狩野川水系水質保全協議会会員により、川にアマゴを放流する。
自然体験	生活科や理科、総合的な学習の時間において、茶摘体験など野菜づくりや植物観察を行う。
探鳥会	裾野野鳥を守る会の方を講師に招き、身近な野鳥を探して観察を行う。
すその環境講座	市民向けの環境啓発講座を行う。
出前講座	小学校社会見学で美化センターや最終処分場、石脇配水場等の見学を行う。
アース・キッズチャレンジ	こどもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムを行う。
ふじのくに COOL チャレンジ「クルポ」	スマートフォンにアプリをダウンロードして脱炭素アクション（環境に配慮した行動）をするとポイントを獲得することができる。
こどもエコクラブ	こどもたちが誰でも参加できる環境活動のクラブを支援する。
河川美化ポスター展示	市内の小中学生から河川美化ポスターを募集して展示する。
裾野市環境活動登録制度	市内で環境活動を実施する市民・事業者・団体を登録する制度。

【資料：第2次裾野市環境基本計画年次報告書】

### 6-2 環境情報

#### ■ウェブサイトや広報紙などで環境情報を提供している

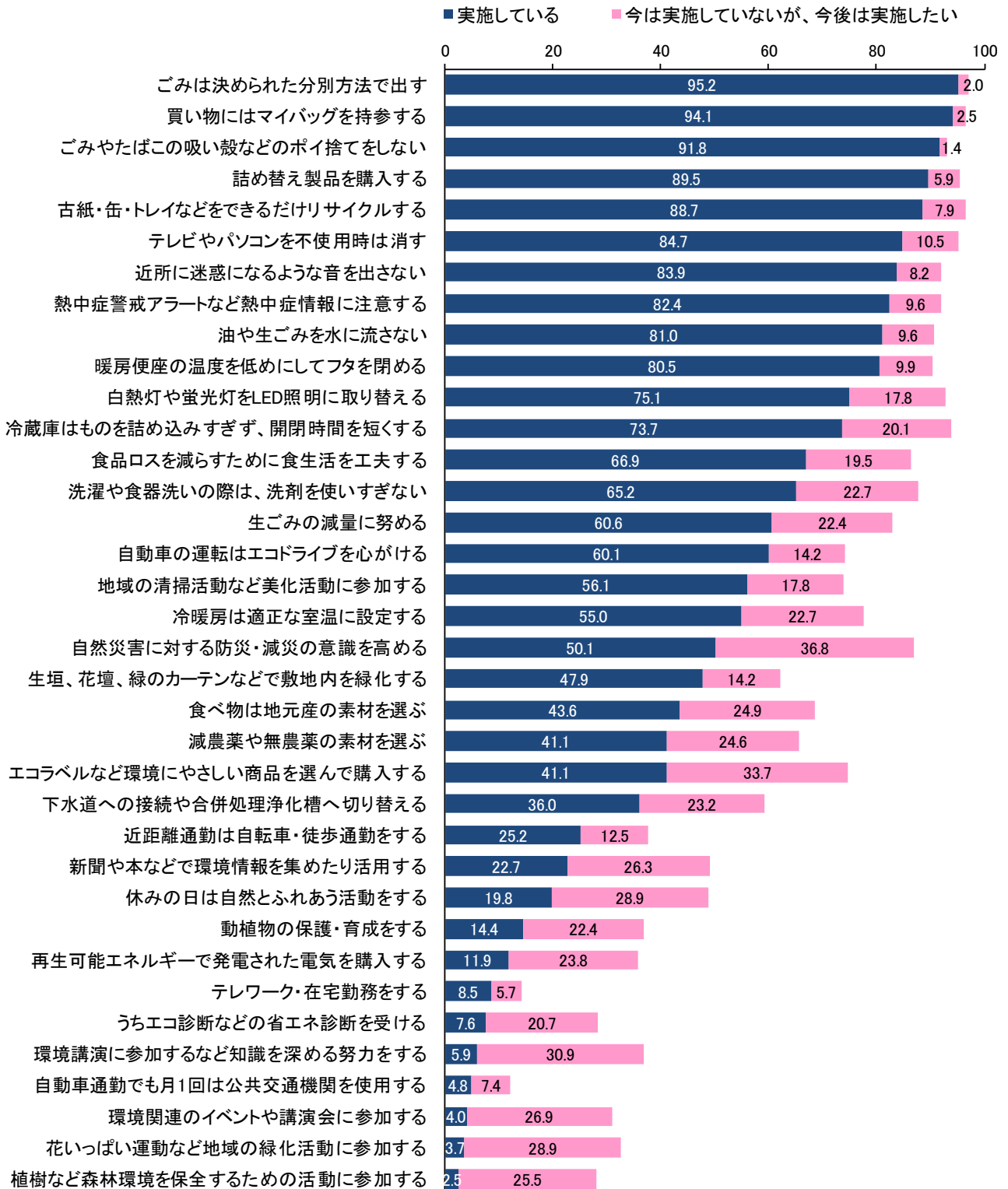
本市では、ウェブサイトや「広報すその」などへの掲載、市役所窓口でのパンフレット、裾野市生涯学習情報誌などの配布や問い合わせへの対応などにより、環境情報の提供を行っています。



## 第7節 市民・事業者の取り組み

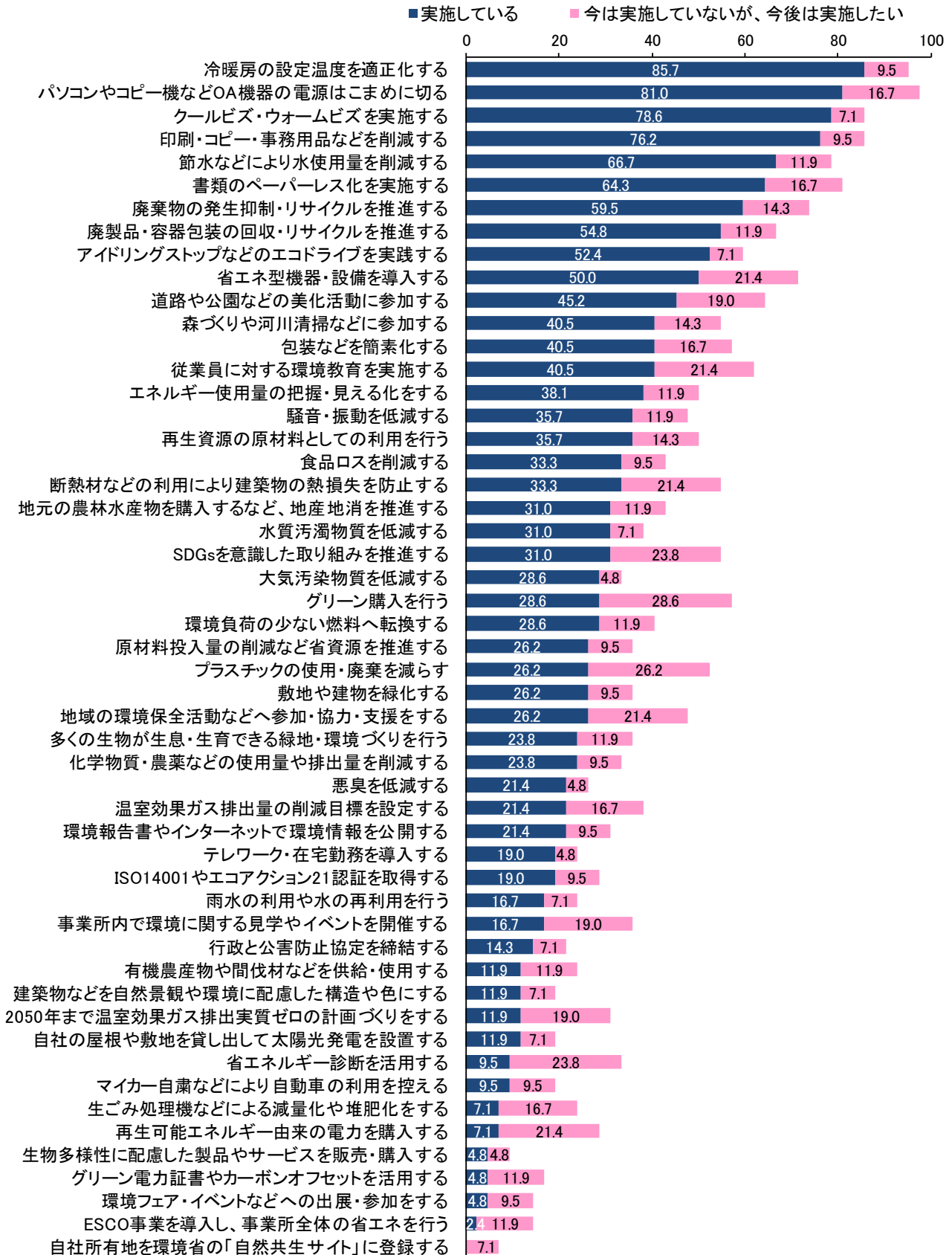
### ■市民の取り組み状況

アンケート調査によると、市民が「今は実施していないが、今後は実施したい」ものは、「自然災害に対する防災・減災の意識を高める」(36.8%)、「エコラベルなど環境にやさしい商品を選んで購入する」(33.7%) などが多い結果となりました。



## ■事業者の取り組み状況

アンケート調査によると、事業者が「今は実施していないが、今後は実施したい」のは「グリーン購入を行う」(28.6%)、「プラスチックの使用・廃棄を減らす」(26.2%) などが多い結果となりました。





## 第1節 基本理念

本計画の基本理念とは、市・市民・事業者・滞在者等が環境の保全及び創造を推進するにあたって、行動や判断の際に共通認識とすべき事項を定めるものです。

本計画では、「裾野市環境基本条例」の基本理念にのっとり、次の4つの基本理念を掲げています。

### ■健全で恵み豊かな環境の確保と将来への継承

私たちは、健康で自然豊かな環境を楽しむ権利を持っています。この権利は、私たちだけでなく、未来に生まれてくる子どもたちにもしっかりと受け継がれるように、積極的に環境を守り、より良くしていく必要があります。

### ■環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

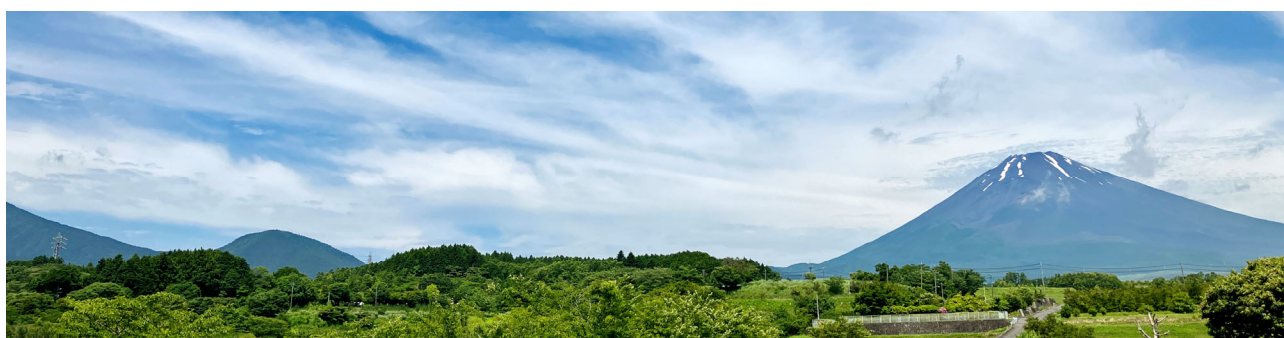
私たちの毎日の生活や事業での活動が、環境に与える影響（負担）をできるだけ少なくすることが大切です。そうすることで、持続可能な社会をつくることができます。持続可能な社会とは、今の世代が地球の豊かな資源や環境を使いながらも、未来の世代の経済活動や生活の豊かさを損なわない社会のことです。

### ■人と自然との共生

私たちの地域には、富士山や愛鷹連山、箱根外輪山、黄瀬川など、素晴らしい自然がたくさんあります。こうした地域の特色を活かしながら、自然を大切に守り、同時に私たちが自然と豊かにふれあえる場所や機会を増やしていく必要があります。

### ■地球環境保全の推進

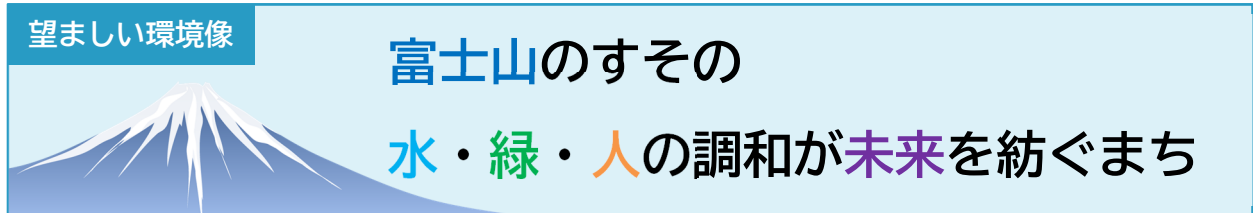
地球温暖化やオゾン層の破壊といった、地球規模の大きな環境問題は、私たち一人ひとりが「自分たちの問題だ」と認識することが重要です。そして、その解決のために積極的に行動していく必要があります。



## 第2節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、環境課題を踏まえ、本市がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。基本理念のもと、市・市民・事業者・滞在者等の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像の実現を目指します。

本計画の望ましい環境像は、「富士山のすその 水・緑・人の調和が未来を紡ぐまち」とします。この環境像は、本市が目指す持続可能な未来都市の姿を簡潔かつ包括的に示しており、その根幹となる価値観は時間とともに変化することなく、計画を通して継承されるべき重要な指針であると考えられることから設定しました。



- 世界遺産に登録され、世界的にその価値が認められた「富士山」。本市はその「すその」に広がっているまちであり、市内から眺める富士山は、宝永山が正面に見えて稜線も美しく、私たち裾野市民の誇りとなっています。
- 本市は、富士山をはじめ、愛鷹連山や箱根外輪山など広大な「緑」に囲まれ、先人の偉業により農業に利用されている深良用水や豊富な地下水など「水」に恵まれています。水や緑は、私たちの快適で健康な暮らしになくてはならない自然の恵みであると同時に、産業など経済活動を行ううえでも、貴重な資源となっています。
- 水や緑に代表される豊かな環境を、将来の世代まで引き継いでいくためには、自然との共生や資源循環、温室効果ガスの排出を極力抑えるなどの目標を着実に達成していかなければなりません。そのために欠かせないのが、環境活動を自ら積極的に行う私たち「人」の存在です。
- これらの思いを込め、「富士山のすその 水・緑・人の調和が未来を紡ぐまち」を望ましい環境像として、いつまでも豊かな環境を共に享受できる裾野市を目指します。



## 第3節 環境目標

望ましい環境像を実現するため、以下の5つの環境目標を定めました。

### 環境目標1 | 快適で安心して暮らせるまち



空気や水が清浄で、騒音や悪臭の少ない、安全・安心で快適な生活環境を目指します。そのため、生活排水処理率の向上や光化学オキシダント対策、騒音・振動対策を強化し、良好な水資源を保護します。また、清掃活動やペット飼育マナー向上を通じて、公害の未然防止と課題解決に取り組みます。

### 環境目標2 | 人と自然が共生するまち



豊かな自然環境と生物多様性を保全し、人と自然の共生を図るまちを目指します。世界遺産「富士山」や深良用水など歴史・文化資源を守り活用します。法令に基づく保護地域の拡大、森林の適正管理、耕作放棄地の解消、貴重種の保護、外来生物対策、野生鳥獣対策を推進し、市民が自然とふれあう機会を増やします。

### 環境目標3 | 資源が循環するまち



廃棄物の発生抑制、資源循環、適正処理を推進し、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。分別品目の拡大、リユース推進、プラスチックごみ・食品ロス削減を強化するとともに、最終処分場の延命化や、不法投棄防止に継続的に取り組みます。

### 環境目標4 | 気候変動に適応した脱炭素のまち



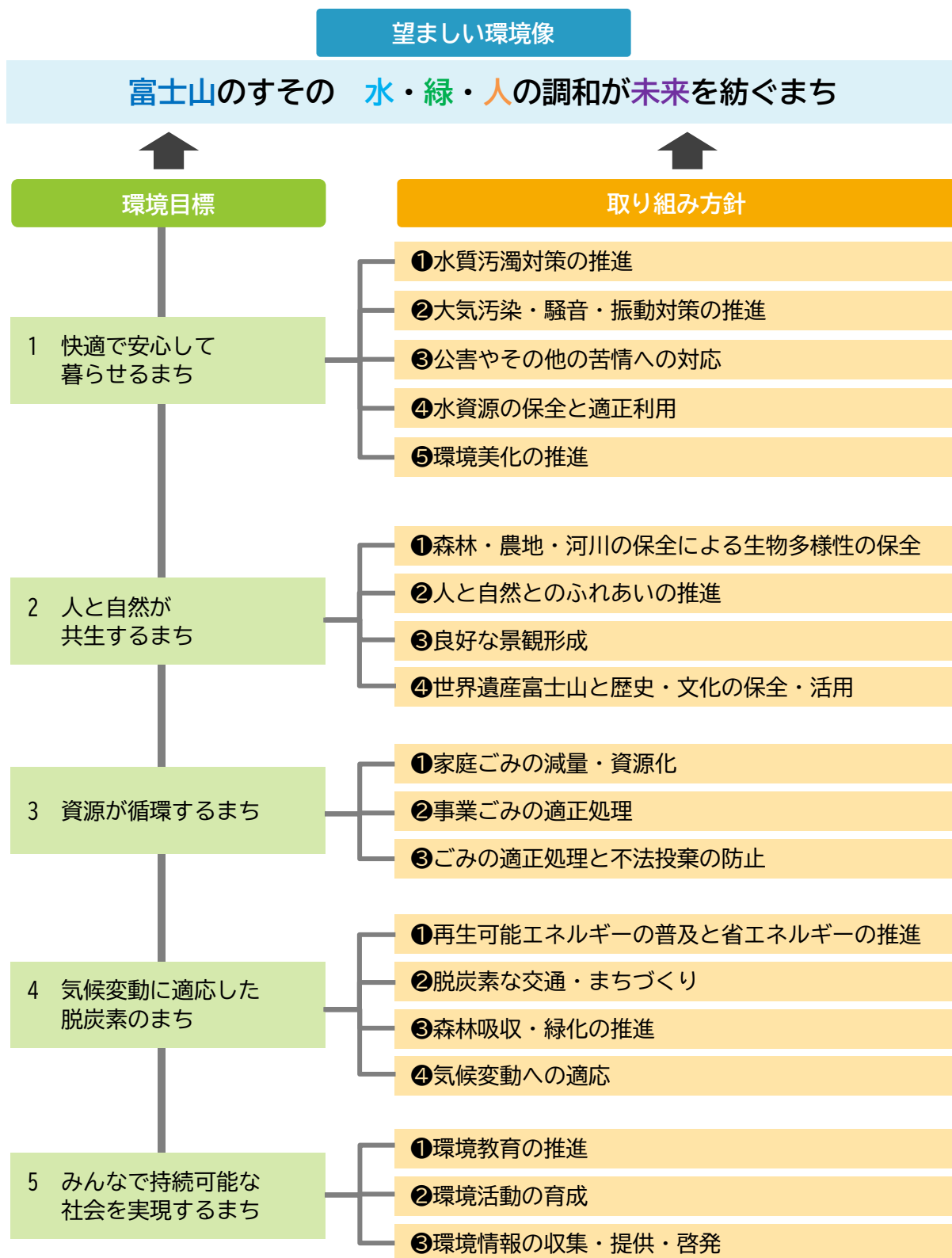
2050年カーボンニュートラルに向け、地球温暖化対策に積極的に取り組みます。温室効果ガス排出量削減のため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に加え、自動車に頼らない交通手段の利用促進にも力を入れます。また、気温上昇や集中豪雨への適応策も強化し、気候変動に強く、持続可能なまちを目指します。

### 環境目標5 | みんなで持続可能な社会を実現するまち



持続可能な社会の実現には、私たち一人ひとりの行動が不可欠です。市・市民・事業者・滞在者が連携し、家庭・学校・職場などあらゆる場所で環境保全活動に取り組みます。環境イベントや講座への参加を促し、環境情報の提供も強化することで、誰もが環境問題に関心を持ち、未来へ続く豊かな社会を目指します。





環境目標

# 1 快適で安心して暮らせるまち



## 環境課題

- 生活排水処理率が静岡県平均（82.4%）を下回っています。
- 光化学オキシダントが環境基準を達成していません。
- 自動車騒音について、沼津小山線では夜間の環境基準が超過しています。
- 野焼きや生活マナーに関する苦情が増加傾向にあります。
- 地下水の健全な管理と将来にわたる安定的な水資源の確保が必要です。
- 管理が適切でない空き家が特定空家等とならないような対策が必要です。
- 野良猫の繁殖抑制やペット飼育マナー向上に向けた啓発活動の強化が必要です。

## 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	計画目標 (2035年度)
大気環境基準達成率 ※二酸化硫黄	100%	100%	100%
河川の水質基準達成率 ※BOD 2mg/ℓ以下	100%	100%	100%
生活排水処理率	80.8% (2023年度)	87.9%	87.9%

## 市が推進する取り組み

### ①水質汚濁対策の推進

- ◇ 河川の水質調査や事業所排水の立入検査を定期的実施します。
- ◇ 関係機関や周辺自治体との連携により、迅速な水質事故への対応を行います。
- ◇ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、浄化槽の適切な維持管理について啓発します。
- ◇ 公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道への接続の促進、下水道の啓発を実施します。
- ◇ 県狩野川流域浄化センターと連携して見学会の実施や啓発活動を行います。

### ②大気汚染・騒音・振動対策の推進

- ◇ 光化学オキシダント注意報や警報、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報が発表された場合は、速やかに市民に周知します。
- ◇ 野焼きの禁止について啓発を行い、通報を受けた場合は必要に応じて現場を確認します。
- ◇ 自動車騒音の監視を定期的実施します。

### ③公害やその他の苦情への対応

- ◇ ばい煙や排水、騒音・振動などが発生する施設を設置している、あるいは設置予定の事業者と「公害防止協定」を締結し、公害苦情の未然防止及び環境保全を図ります。
- ◇ 発生した苦情に対して速やかに対応を行い、解決を図ります。

#### ④水資源の保全と適正利用

- ◇ 水道週間における広報や水道施設見学の実施により、節水意識を啓発します。
- ◇ 市内の地下水利用事業者と連携し、「裾野市地下水採取者協議会」を通じて井戸の適正な管理や地下水涵養に取り組み、将来にわたる安定的な水資源の確保を図ります。
- ◇ 御殿場市・小山町と連携した「東富士地下水利用対策協議会」を通じ、湧水量の定期調査などを行いながら、広域的な地下水保全に取り組みます。
- ◇ 地下水の適正な利用を図るため、井戸の利用状況を把握しつつ、観測井の水位データをもとに地下水の健全な管理に努めます。

#### ⑤環境美化の推進

- ◇ 「空家等対策特別措置法」を活用しながら、「特定空家等」にならないように、所有者に対して助言・指導、専門家団体との空き家相談を働きかけます。
- ◇ 飼い犬の登録・狂犬病予防注射、猫の去勢・不妊手術への補助、野良猫への無秩序なエサやりの禁止やペットの飼育マナーの啓発を行います。
- ◇ 環境美化の日における収集業者・市職員が協力した清掃活動、地域との協働による河川・道路等一斉清掃などの環境美化活動を推進します。
- ◇ 各種団体による清掃活動を支援するため、収集車の配置や指定ごみ袋の無料配布を行います。
- ◇ 児童生徒とPTAを含む地域が協力して環境美化活動を実施します。
- ◇ 環境美化活動（河川・道路等一斉清掃）の発生ごみの処理及び実施地域への活動費の補助、きれいなまちづくり推進事業による市民活動の支援を行います。

### 市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
①	◇ 大気や水の異常を発見した場合は市へ連絡します。	●	●	●
	◇ 近隣に迷惑な野焼き、騒音・振動を発生させないようにします。	●	●	●
②	◇ 単独浄化槽から公共下水道、合併処理浄化槽への切り替え、浄化槽の定期的な維持管理を行います。	●	●	
	◇ 洗剤は環境に負荷の少ない製品を選び、油などを流しません。	●	●	
	◇ 事業所排水の水質調査に協力し、適切な排水処理を行います。		●	
③	◇ 公害防止協定を締結し、立ち入り調査に協力します。		●	
④	◇ 節水の徹底、水使用量の削減に努めます。	●	●	●
	◇ 市が実施する水質検査に協力し、自主検査を実施します。		●	
	◇ 雨水貯留槽を設置して、雨水を有効活用します。	●	●	
⑤	◇ 空き家・空地进行を放置せず、市と連携して適正に管理します。	●	●	
	◇ 飼い犬の登録と狂犬病予防注射、ペットの飼い主としてのマナーを守り、野良猫への無秩序なエサやりをしません。	●		
	◇ 敷地内や地区周辺の清掃を日常的に行うとともに、市や地域が推進する環境美化活動に参加します。	●	●	

## 環境目標

## 2 人と自然が共生するまち



## 環境課題

- 「30by30 目標」の実現に向けた保護地域や OECM（自然共生サイト）などの拡大が必要です。
- 人工林が成熟しているものの、効率的な森林施業が困難な状況です。
- 農業従事者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄地が増加傾向にあります。
- 良好な河川環境の維持・向上に向けた継続的な整備・管理、美化活動の推進が必要です。
- 多くの動植物が絶滅の危機にあるほか、外来種の拡大が懸念されています。
- 野生鳥獣による農林業被害や生活環境への影響が増加しています。
- 景観条例、景観形成基本計画、景観計画に基づく良好な景観形成を推進していく必要があります。
- 深良用水など歴史・文化資源について、市民の理解促進と保全活動への参加促進が必要です。

## 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2024 年度)	中間目標 (2030 年度)	計画目標 (2035 年度)
間伐事業実施面積	156.9ha/年	150ha/年	150ha/年
耕作放棄地解消面積	0.5ha/年	2ha/年	3ha/年
野生鳥獣被害面積	380a/年 (2022 年度)	360a/年	340a/年
まちなみや自然景観の美しさ満足度 (市民意識調査)	43.9%	前年度より向上	前年度より向上
水生生物調査による河川の水質階級	I (きれいな水)	I (きれいな水)	I (きれいな水)

## 市が推進する取り組み

## ①森林・農地・河川の保全による生物多様性の保全

- ◇ 自然公園や自然環境保全地域などの自然環境や生物多様性を法律・条例に基づき保全します。
- ◇ 計画的な植樹・間伐の推進、間伐材の利活用、治山事業や林道・作業道の整備を推進します。
- ◇ 農薬、除草剤、化学肥料の使用を抑え、有機肥料を利用する環境保全型農業を目指し、関係機関と連携して取り組みを推進します。
- ◇ 耕作放棄地の解消を目指します。また、担い手へ集約することで農地の有効活用を図ります。
- ◇ 狩野川水系水質保全協議会の活動や河川美化ポスター募集などを通じて、河川環境保全・河川美化を推進します。
- ◇ 遊歩道の清掃や下刈りなどにより、アシタカツツジ原生群落の保全を行います。
- ◇ 特定外来生物など、外来種に関する調査・情報発信及び侵入防止の意識啓発を行います。
- ◇ 「裾野市鳥獣被害防止計画」や「静岡県第二種特定鳥獣管理計画」に基づく捕獲、猟友会と連携した有害鳥獣捕獲やパトロールを実施します。

## ②人と自然とのふれあいの推進

- ◇ 市民の憩い・ふれあいの場としての公園を維持管理します。
- ◇ 遊歩道や登山道を整備・維持・保全し、歴史ある神社境内や社叢、自然林などを紹介します。
- ◇ 親子水生生物観察会など自然観察会を実施します。

◇ 小中学校で校内の緑地や地域の自然等を環境教育の授業や課外活動で活用します。

### ③良好な景観形成

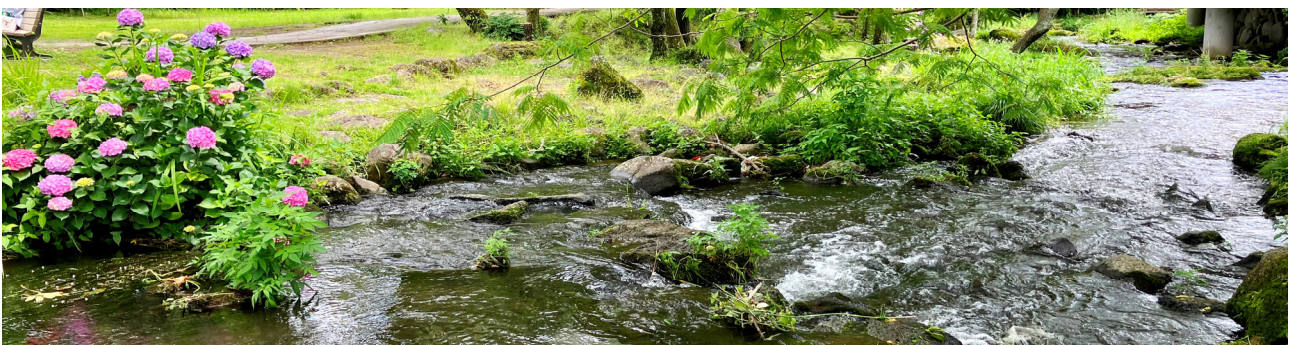
- ◇ 景観条例、景観形成基本計画、景観計画に基づき、地域の特性を活かした、市民が心地よく感じる良好な景観形成の促進を目指します。
- ◇ 市街地（駅西）の電線類の地中化を推進します。

### ④世界遺産富士山と歴史・文化の保全・活用

- ◇ 富士山に関する各種団体と連携を図りながら、富士山の自然環境の保全に努めます。
- ◇ 美しい自然景観である富士山ビューポイントを観光パンフレット等で紹介します。
- ◇ 富士山に関する自然、歴史、環境などについて学習するとともに、構成資産である須山浅間神社や富士山域などを広く学習します。
- ◇ 世界かんがい施設遺産である深良用水について、特別展の開催等により学習機会を提供します。
- ◇ 裾野市の歴史文化遺産についてまとめた刊行物の発行や、写真展や展示会などの開催により、市民に文化財保護の意識啓発を行います。

## 市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
①	◇ 自然林にむやみに立ち入らないなど、森林保護に協力します。	●		●
	◇ 環境省の「自然共生サイト」への登録を検討します。		●	
	◇ 間伐材などの木材を積極的に利用します。	●	●	●
	◇ 河川の環境に関心を持ち、市が行う河川美化活動に協力します。	●	●	●
	◇ 野生鳥獣による農林業被害防止のため、生ごみや未収穫物の適正管理、追い払いの徹底に努めます。	●	●	
	◇ 貴重な生きものの保全に協力します。	●	●	●
	◇ 外来種を持ち込んだり、飼育したり、野外へ放したりしません。	●	●	●
②	◇ 公園の利用マナーを守り、維持管理に協力します。	●	●	●
	◇ 親子水生生物観察会など、市が実施する自然観察会や自然体験活動に積極的に参加します。	●		●
③	◇ 建物や看板のデザインや色彩を自然環境や周辺と調和したものにするなど、良好な景観形成に協力します。	●	●	●
	◇ 家庭や事業所の樹木・生垣を適正に管理します。	●	●	
④	◇ 富士山に関する自然、歴史、環境などについて学習します。	●	●	●



## 3 資源が循環するまち

### 環境課題

- ごみ総排出量は減少傾向ですが、資源化率が近年減少しています。
- プラスチックごみや食品ロスの削減などについて取り組みを強化していく必要があります。
- 第二期最終処分場の埋立残余量を注視していく必要があります。
- 不法投棄への苦情件数は減少傾向ですが、今後も未然防止策を強化する必要があります。

### 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	計画目標 (2035年度)
1人当たりのごみ焼却量	666.5g/人・日	2026年中間見直しによる	2026年中間見直しによる
1人1日当たりのごみ排出量	738.5g/人・日	2026年中間見直しによる	2026年中間見直しによる
資源化率(資源化量/総排出量)	8.1%	9.8%	10.0%

### 市が推進する取り組み

#### ①家庭ごみの減量・資源化

- ◇ 「ごみ減量推進協議会」を通じて、ごみ減量や分別ルールを周知します。
- ◇ ごみの分別品目の拡大やリユースを推進します。
- ◇ 必要に応じて「ごみの出し方便利帳」を配布し、裾野市のルールを周知します。
- ◇ 高品位な小型家電をピックアップ回収し、有用金属のさらなる有効利用を図ります。
- ◇ プラスチック類などの分別収集の検討、雑がみのさらなる資源回収への周知・徹底を図ります。
- ◇ ごみ処理の有料化を検討します。
- ◇ フードドライブや食べきり運動など、食品ロス削減の取り組みを推進します。
- ◇ エコバッグ運動の推進や過剰包装の抑制、簡易包装等の推進、繰り返し使用できる製品の積極的な製造及び使用を啓発します。
- ◇ 定期的にごみ組成調査を実施し、ごみの内容を把握します。
- ◇ 環境に関する学習機会の提供、美化センター見学会や出前講座を積極的に開催し、ごみ問題の現状や理解を深めます。

#### ②事業ごみの適正処理

- ◇ 不適切なごみ排出のおそれがある場合には、事業者及び廃棄物処理業者を立入検査します。
- ◇ 搬入ごみの検査回数を増やすなど、不正なごみ搬入の防止と適正分別指導を強化します。
- ◇ 事業系ごみ減量の動機づけとなるよう、事業系ごみの処理手数料の見直しを検討します。
- ◇ グリーン購入法に基づき、引き続き環境に配慮した商品やサービスを選びます。
- ◇ 市役所から排出されるごみに関して、分別の促進と減量に取り組みます。

### ③ごみの適正処理と不法投棄の防止

- ◇ 廃棄物処理施設の適切な維持管理を行います。
- ◇ より安全で環境負荷の少ない新たな中間処理施設の整備を進めます。
- ◇ 最終処分場の埋立残余量を注視し、必要に応じて飛灰や焼却灰の資源化を検討します。
- ◇ 脱水汚泥について、最終処分量低減のため資源化の調査・研究を引き続き行います。
- ◇ 関係機関と連携を図り、不法投棄の未然防止や早期回収、不法投棄防止のための看板の設置支援を行います。

### 市民・事業者・滞在者等の取り組み

	市民	事業者	滞在者等
①	●	●	●
◇ ごみ減量や分別ルールを遵守します。	●	●	●
◇ 生ごみは水切りの徹底や生ごみ処理機器の使用により減量します。	●	●	●
◇ 衣類のリユースや小型家電などのリサイクルに協力します。	●	●	●
◇ マイグッズを利用してペットボトルや割り箸などのごみを減量します。	●	●	●
◇ 容器包装の簡素化やマイバッグの活用でごみを減量します。	●	●	●
◇ 食品ロスの削減に協力します。	●	●	●
②	●	●	●
◇ 事業系ごみの減量・資源化に努めます。	●	●	●
◇ グリーン購入を行います。	●	●	●
③	●	●	●
◇ 禁忌品の除外などごみの分別を徹底し、適正なごみの処理に協力します。	●	●	●
◇ 不法投棄をしにくい環境づくりに協力します。	●	●	●
◇ 不法投棄パトロールなど、不法投棄の監視に協力します。	●	●	●



### コラム

### 6R（ろくあーる）

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるため、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模の喫緊の課題となっています。本市では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、静岡県と連携し、プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出防止を図る6R（右図を参照）の取り組みを推進しています。

【資料：裾野市ごみの出し方便利帳】



**Refuse**  
リフュース  
=過剰なサービスを断る勇氣

- 不要なレジ袋の提供を断る。
- 不要な使い捨てスプーンやフォーク、包装を断る。

**Reduce**  
リデュース  
=ごみを出さない工夫

- マイバッグ・マイボトルを携帯する。
- 飲食イベントに、マイ箸・マイストロー・マイ容器等を持参する。

**Return**  
リターン  
=ごみを持ち帰る

- 外出時のプラスチックごみを持ち帰り、ポイ捨てしない。
- 店頭回収を利用する。

**Reuse**  
リユース  
=繰り返し使う工夫

- 故障したものを修理して使う。
- フリーマーケットを活用する。必要としている人に譲る。

**Recover**  
リカバー  
=清掃活動やごみ拾いへの参加

- 地域で開催される河川、道路等での清掃活動に参加する。
- 落ちているごみを見つけたら拾う。

**Recycle**  
リサイクル  
=再び資源として活用する

- 資源として生かせるよう、ごみは正しく分別して出す。
- 再生品や環境にやさしい商品を購入するよう心がける。

## 環境目標

## 4 気候変動に適応した脱炭素のまち



## 環境課題

- 市域全体の温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの、2050年カーボンニュートラルシティの達成には、さらなる大幅な排出量削減が必要です。
- 再生可能エネルギーによる発電電力量は、市域全体の電力使用量の20.1%を占めていますが、今後も太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入促進が必要です。なお、太陽光パネルが風水害により及ぼす二次的災害について調査研究を行うとともに、市民・事業者への周知が必要です。
- 市民の約6割が通勤・通学に自動車を利用しています。次世代自動車の普及や公共交通・自転車の利用促進が必要です。
- 市域の約63%を占める森林において、適切な間伐などの森林整備を推進し、二酸化炭素吸収機能を高める必要があります。
- 平均気温の上昇、集中豪雨の頻発など気候変動の影響が顕著であり、これらの影響に適応する取り組みの推進が必要です。特に市民アンケートでは気候変動への満足度が低く、自然災害に対する防災・減災の意識を高めることへのニーズが高いことから、具体的な適応策と情報提供の強化が必要です。

## 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	計画目標 (2035年度)
温室効果ガス排出量(市域)	337.2千t-CO <sub>2</sub> (2022年度)	256.8千t-CO <sub>2</sub>	192.6千t-CO <sub>2</sub>
太陽光発電(10kW未満)設備の導入件数	2,408件 (2023年度)	3,497件	4,282件
市役所における低公害車 <sup>14</sup> 割合	59.3%	65.9%	71.4%
次世代自動車 <sup>15</sup> 普及率(市全体)	15.0%	21.9%	38.7%
熱中症搬送者数	56人/年	前年度より減	前年度より減

## 市が推進する取り組み

## ①再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進

- ◇ 再生可能エネルギーの公共施設への導入を検討するとともに、環境教育・環境学習への活用や、太陽光パネルが風水害により及ぼす二次的災害についての調査研究や周知を行います。
- ◇ 地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等となり得る公共施設等に自立・分散型の再生可能エネルギー発電設備システム等の構築を推進します。
- ◇ 家庭や事業活動における再生可能エネルギーの活用について普及啓発します。
- ◇ バイオマスや小水力発電などの導入、木質ペレット等森林資源の有効利用、ごみ焼却施設廃棄物発電・熱利用の導入など、エネルギーを効率的に利用する検討などを行います。
- ◇ 省エネルギー設備を市役所や学校などの公共施設に積極的に導入するとともに、デマンド監視装置の活用などによる省エネルギー効果を公表して、さらに取り組みに活かすようにします。
- ◇ 老朽化による漏水や非効率な水運用となる水道施設の統廃合を進め、省エネルギー化を図ります。

<sup>14</sup> 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス自動車

<sup>15</sup> 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

◇ 道路照明灯はLEDとし、省エネルギー化を図ります。

## ②脱炭素な交通・まちづくり

- ◇ カーボンニュートラルの取り組みを見える化した「すそのdeカーボン」の取り組みを推進します。
- ◇ 職住近接のまちづくりを目指したスマートシティの導入調査・検討を進め、交通やエネルギー利用の効率を高めることで温室効果ガスの削減を目指します。
- ◇ 燃料電池自動車（FCV）や電気自動車（EV）等の次世代自動車の普及を図るとともに、公用車の買い替えの際には次世代自動車の導入を検討します。
- ◇ 電気自動車充電設備の普及に向けて、公共施設への設置に取り組みます。

## ③森林吸収・緑化の推進

- ◇ 計画的な植樹や間伐を推進するとともに、間伐材の利用・活用の推進を図ります。
- ◇ 森林管理を通じた森林吸収の促進により、カーボンオフセットを推進します。
- ◇ 開発地等の緑地を確保するとともに、建物の屋上や壁面、敷地内について緑化の啓発をします。
- ◇ グリーンバンクとの連携により、公共施設や自治会などに緑化木を配布するなど、地域の緑化活動に対する支援を行います。
- ◇ 学校と地域住民が協力して花壇活動を推進します。

## ④気候変動への適応

- ◇ 自然災害の発生に対する体制の整備、熱中症予防対策などについての情報を周知するなど、気候変動への適応策を総合的に推進します。

### 市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
①	◇ 太陽光発電や太陽熱利用システムなどを導入します。	●	●	
	◇ エネルギー管理システム（HEMS・BEMS・FEMS）を導入します。	●	●	
	◇ 太陽光発電と蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の活用により、エネルギーの自家消費を行います。	●	●	
	◇ 高断熱・高气密な建築物を検討します。	●	●	
	◇ 冷暖房の設定温度の適正管理など、省エネルギーを心がけます。	●	●	●
	◇ 環境マネジメントシステムを導入します。		●	
②	◇ 次世代自動車への乗り換え・選択をします。	●	●	●
	◇ 環境への負荷の少ない輸送方法に切り替えます。		●	
	◇ 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。	●	●	●
③	◇ 間伐材などの木材を積極的に利用します。	●	●	●
	◇ 緑のカーテンの設置、生垣や花壇づくりなどで緑を増やします。	●	●	
④	◇ 防災マップに目を通し、自然災害の発生に対する備えとして、防災・減災の意識を高めます。	●	●	●
	◇ 涼しい服装・水分補給を心がけるとともに、クーリングシェルターの利用などにより、熱中症を予防します。	●	●	●

## 5 みんなで持続可能な社会を実現するまち



### 環境課題

- 第2次計画（後期計画）ではコロナ禍の影響もあり、環境イベント・環境教育講座の開催数が目標を達成できませんでした。市民の意識向上と行動変容を促す参加機会の提供強化が必要です。
- アンケート調査では市民の環境情報提供への満足度が低く、生物多様性の認知度も低いため、ウェブサイトの実践や多様な情報提供手法により、環境情報の普及啓発を強化する必要があります。また、市民が環境問題に関する知識を深める機会が不足していると感じているため、講演会への参加促進や図書館蔵書の充実など、学習機会の提供を強化する必要があります。

### 各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2024年度)	中間目標 (2030年度)	計画目標 (2035年度)
環境イベント・環境教育講座開催数	31回/年	40回/年	45回/年
地球温暖化対策アプリ「クルポ」の登録者数	366人	750人	1,000人

### 市が推進する取り組み

#### ①環境教育の推進

- ◇ 環境に関する講座やイベントを開催し、市民の環境に対する意識高揚に努めます。
- ◇ 小動物の飼育や花・農作物の栽培・収穫体験を実施します。また、社会・理科・総合的な学習の時間を利用しながら、体系的に環境教育・環境学習を実施します。
- ◇ パネル・ポスター展示、ウェブサイト、出前講座、ワークショップなど各種手法により意識啓発やきっかけづくりを行います。

#### ②環境活動の育成

- ◇ 行政機関や民間団体が主催する研修プログラムなどを紹介して、環境活動を推進できる人材を育成します。
- ◇ 市民活動センターを有効活用します。
- ◇ 市民や各種団体の保全活動等の環境活動を促進します。
- ◇ 市民活動団体や、事業者・学校・地域間における環境活動への支援、市民環境団体同士のネットワーク形成の場を設けます。

#### ③環境情報の収集・提供・啓発

- ◇ 多くの環境情報を取得できるよう、市公式ウェブサイトの充実努めます。
- ◇ 環境への関心を高めるために、環境に関する図書館の蔵書を充実させます。
- ◇ 環境に関する講座等の情報を生涯学習情報で提供します。

市民・事業者・滞在者等の取り組み

		市民	事業者	滞在者等
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市が開催する環境教育・環境学習イベントに参加します。</li> <li>◇ パネル・ポスター展示、ウェブサイトなどに関心を持つとともに、出前講座、ワークショップなどに積極的に参加します。</li> </ul>	●	●	●
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「こどもエコクラブ」や「緑の少年団」へ参加します。</li> <li>◇ エコツアー・スタンプラリーの実施者として協力します。</li> <li>◇ 工場見学を積極的に受け入れ、環境への取り組みをPRします。</li> <li>◇ デコ活やクルポなどに参加し、ライフスタイルを見直します。</li> <li>◇ 市民活動団体などの活動に参加します。</li> <li>◇ 各主体のネットワークづくりに協力します。</li> </ul>	●	●	●
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市公式ウェブサイトや広報紙などに掲載される環境情報に関心をもち、自らが行う環境活動に活用します。</li> <li>◇ 実施している環境活動についての情報を提供します。</li> <li>◇ 環境情報の関心を高めるために、図書館などを積極的に利用します。</li> </ul>	●	●	●



コラム

環境学習

持続可能な社会を実現するには、市民一人ひとりの環境問題への理解と行動が不可欠です。本市は、親子水生生物観察会やアース・キッズチャレンジなど、こどもを中心とした体験型の環境学習を推進しています。



親子水生生物観察会



アース・キッズチャレンジ



出前講座



探鳥会

# 第5章 裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 （区域施策編）・裾野市気候変動適応計画

## 第1節 実行計画の概要

### 1-1 計画策定の背景

#### ■世界の動向

2015（平成27）年12月に開催された国連気候変動枠組条約に基づく第21回締約国会議（COP21）において、温室効果ガス排出削減等のための国際枠組「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、産業革命からの世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分に下回り、1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収量との間の均衡を達成することなどが規定されています。

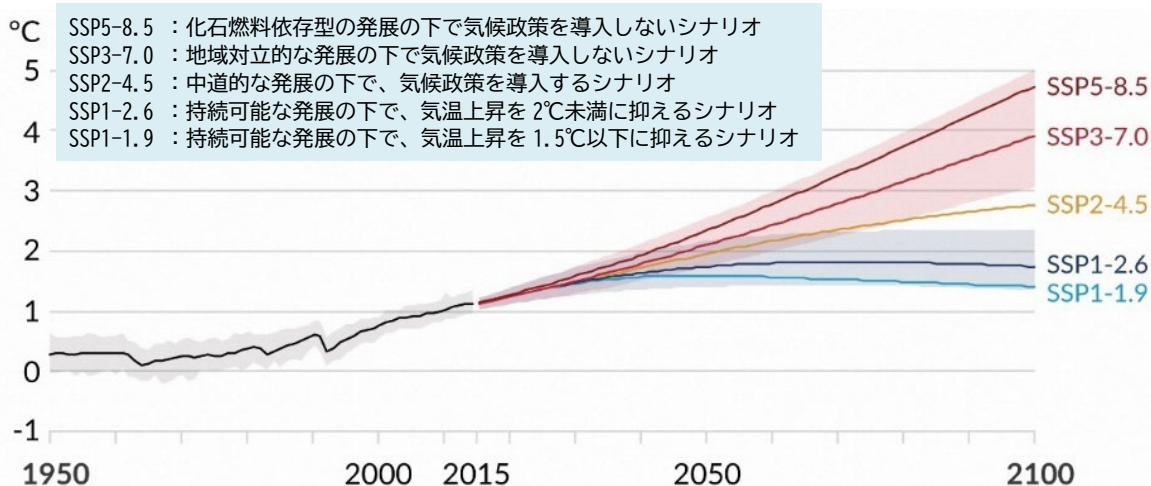
パリ協定の目標達成に向け、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2018（平成30）年10月に発表した「1.5℃特別報告書」は、世界の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、世界全体の二酸化炭素排出量が2050年頃に実質ゼロになる必要があると報告しました。この報告を受け、世界各国が2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明する動きが広がりました。



#### コラム

#### IPCCによる今後の気温の予測

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2021（令和3）年8月に発表した「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」によると、今後の気温予測として5つのシナリオを提示しています。これによると、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ（SSP5-8.5）においては、今世紀末までに3.3～5.7℃（平均4.4℃）も気温が上昇すると予測されています。



1850～1900年を基準とした世界平均気温の将来予測（5つのシナリオ）

【資料：IPCC 第6次評価報告書・第1作業部会報告書（IPCC、2021年）】

## ■日本の動向

日本は、2020（令和2）年10月に「2050年カーボンニュートラル」（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現を宣言し、2021（令和3）年4月には、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減（さらに50%の高みに向け挑戦を続ける）という目標を表明しました。また、「地球温暖化対策計画」が2025（令和7）年2月に閣議決定され、2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%削減という目標が掲げられています。

気候変動への対策は、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、既に生じている影響や将来予測される影響による被害を回避・軽減する「適応策」の両輪で進めることが重要とされています。この適応策を推進するため、2018（平成30）年12月には「気候変動適応法」が施行され、同法に基づく「気候変動適応計画」も閣議決定されています。

## ■静岡県の動向

静岡県は、2021（令和3）年2月に県知事が「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明し、2022（令和4）年3月には「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。同計画では、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46.6%削減するという目標を設定しています。

また、気候変動への適応として、2019年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定しました。

## ■裾野市の動向

2021（令和3）年3月、本市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、「裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下、「前計画」という。）を策定しました。前計画では、裾野市域から排出される温室効果ガスの排出量について、2013（平成25）年度比で、2030（令和12）年度までに31%削減、2050（令和32）年度までに90%削減の削減目標を掲げて、取り組みを推進してきました。

また、本市では2021（令和3）年10月に「カーボンニュートラルシティ宣言」、2023（令和5）年3月に「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」を策定しました。そのため、これらの本市の動向や国の「地球温暖化対策計画」の改定を踏まえて、新たな計画を策定します。

## 1-2 計画の目的・位置づけ

「裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下、「本実行計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づき、策定します。国の「地球温暖化対策計画」に即して、本市から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

「裾野市地域気候変動適応計画」（以下、「本適応計画」という。）は、「気候変動適応法」第12条に基づき、国の「気候変動適応計画」に即して、気候変動による影響を最小限に抑えていくことを目的として策定します。



コラム

緩和と適応

地球温暖化への対策には、原因となる温室効果ガスの排出を減らして気候変動の進行を抑える「緩和策」と、既に起きている気候の変化に備えて被害を減らす「適応策」があります。これらをバランスよく進めることで、私たちの暮らしを守りながら持続可能な社会の実現を目指すことができます。

### 緩和とは？

原因を少なく

### 2つの

気候変動対策

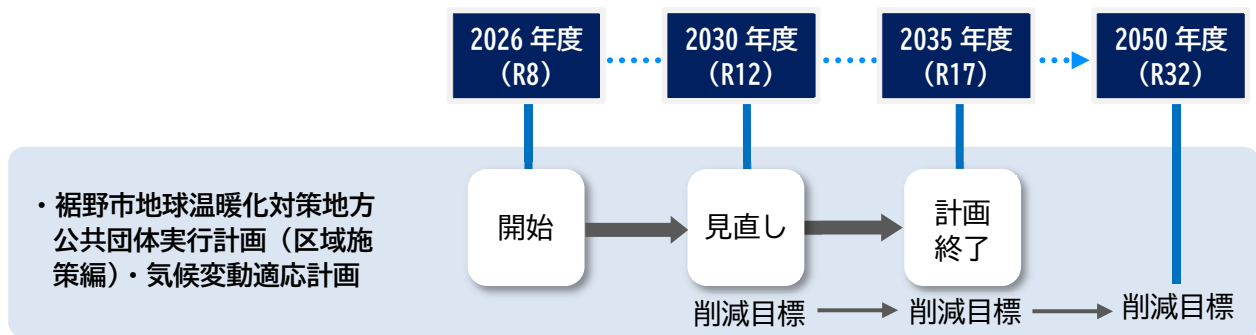
### 適応とは？

影響に備える

【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

### 1-3 計画の期間

2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間を計画期間とします。  
 なお、社会情勢や環境の変化を踏まえ、計画期間の中間時に見直しを行います。



### 1-4 対象とする温室効果ガス

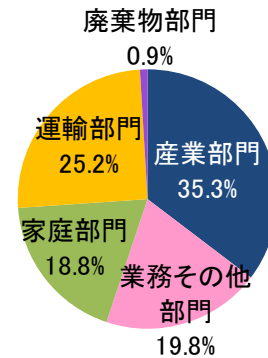
「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象としている温室効果ガスのうち、大部分<sup>※</sup>を占める二酸化炭素を対象とします。

※2017（平成29）年度に実施した調査では、本市の温室効果ガスの約98%が二酸化炭素でした。

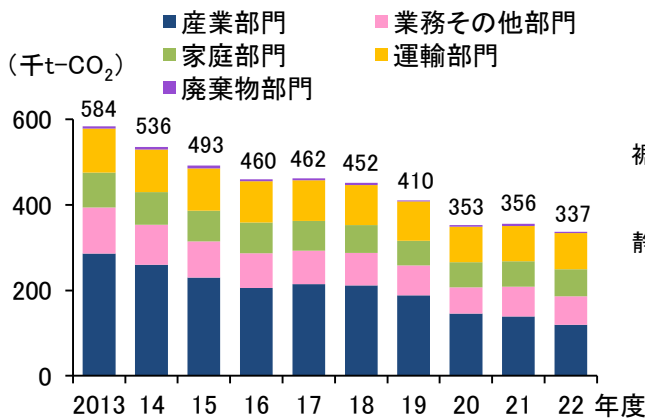
## 第2節 温室効果ガス排出量の現状

### ■市域の二酸化炭素排出量は減少している

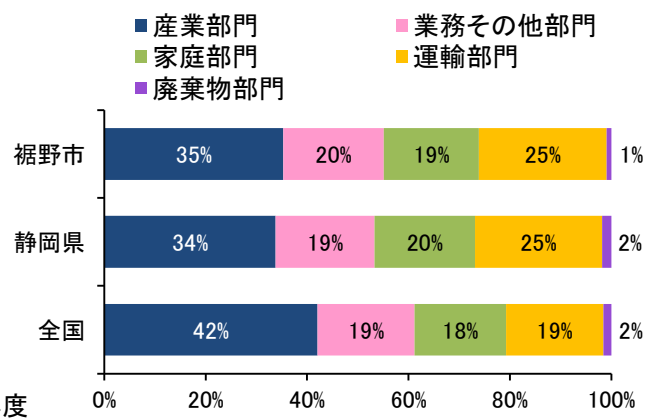
本市における2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は、産業部門（35.3%）が全体の約3割を占めており、次いで運輸部門（25.2%）、業務その他部門（19.8%）、家庭部門（18.8%）、廃棄物部門（0.9%）となっています。2013（平成25）年度比では、42.2%減少しています。また、排出量の割合は静岡県とほぼ同じですが、全国と比較すると、運輸部門の割合が多く、産業部門の割合が少ないことが特徴です。



二酸化炭素排出量の内訳(2022年度)  
【資料：自治体排出量カルテ】



二酸化炭素排出量の推移(2022年度)  
【資料：自治体排出量カルテ】



二酸化炭素排出量の比較(2022年度)  
【資料：自治体排出量カルテ】

### 部門別温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO<sub>2</sub>）

部門	年度								2022 (R4)	
	2013 (H25)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	排出量	2013年度比	
									増減量	増減率
産業	286.3	205.7	215.0	211.3	188.5	145.3	138.9	119.2	-167.1	-58.4%
家庭	82.4	72.3	69.8	65.2	57.2	58.9	58.7	63.3	-19.1	-23.1%
業務その他	107.5	81.0	77.8	75.9	69.9	61.1	70.0	66.7	-40.8	-37.9%
運輸	102.6	96.8	95.5	94.0	92.5	83.2	82.9	84.8	-17.7	-17.3%
廃棄物	5.0	4.0	3.9	5.1	2.4	3.8	5.5	3.2	-1.8	-36.7%
合計	583.7	459.8	462.0	451.5	410.5	352.3	356.0	337.2	-246.5	-42.2%

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

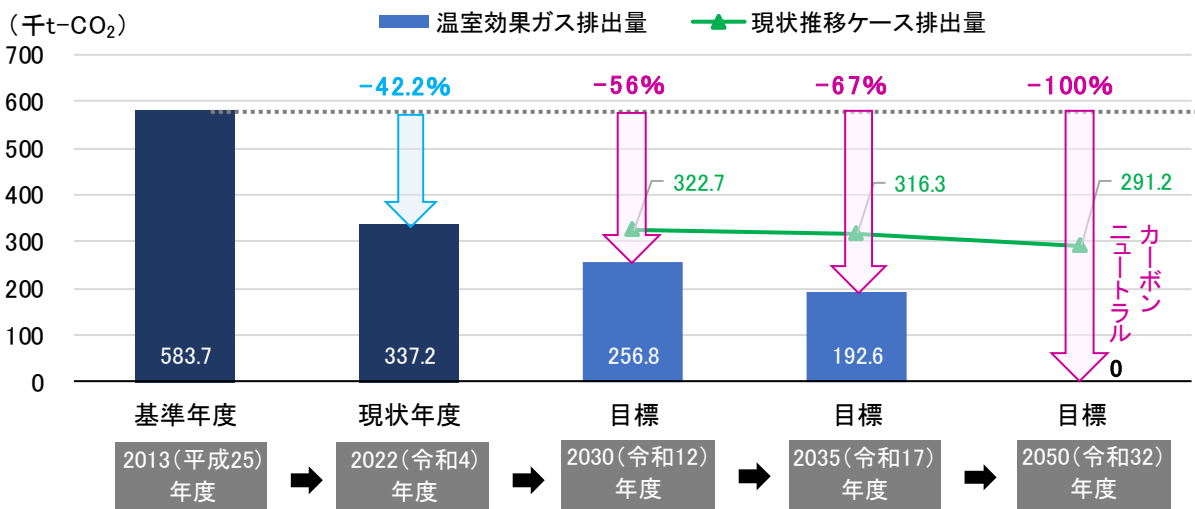
【資料：自治体排出量カルテ】

## 第3節 温室効果ガス排出量の削減目標

### 3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、削減目標を2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度までに46%削減（さらに50%削減を目指す）としていますが、本市では産業部門の減少が大きく、2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量が2013（平成25）年度比で既に42.2%削減となっていることから、国よりも高い削減目標を設定しました。

2030（令和12）年度までに**56%削減** 【2013（平成25）年度比】  
 2035（令和17）年度までに**67%削減** 【2013（平成25）年度比】  
 2050（令和32）年度までに**100%削減** 【2013（平成25）年度比】



温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標 (千 t-CO<sub>2</sub>)

項目・部門	年度										
	2013 (H25)	2022 (R4)	2030 (R12)			2035 (R17)		2050 (R32)			
	基準年度	現状年度	現状推移	削減見込量	目標	現状推移	目標	現状推移	削減見込量	目標	
温室効果ガスの排出	産業	286.3	119.2	119.2	-14.0	105.1	119.2		119.2	-72.4	46.8
	家庭	82.4	63.3	64.2	-7.7	56.5	63.4		56.4	-49.8	6.5
	業務その他	107.5	66.7	60.0	-9.4	50.6	57.6		49.8	-45.1	4.7
	運輸	102.6	84.8	76.3	-5.5	70.8	73.2		63.3	-39.7	23.6
	廃棄物処理	5.0	3.2	3.1	-1.6	1.4	3.0		2.6	-2.6	0.0
	合計	583.7	337.2	322.7	-38.3	284.4	316.3	226.0	291.2	-209.5	81.7
森林吸収等				-18.4	-18.4		-18.4		-18.4	-18.4	
再生可能エネルギー				-9.3	-9.3		-15.0		-63.4	-63.4	
実質排出量					256.8		192.6			0.0	
2013（平成25）年度比					-56%		-67%			-100%	

注1) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

注2) 現状推移、削減見込量の詳細は資料編を参照。

### 3-2 再生可能エネルギー導入目標

本市の再生可能エネルギーの導入目標として、①再生可能エネルギー生産量、②再生可能エネルギー電力生産割合を設定しました。なお、2030（令和12）年度、2035（令和17）年度、2050（令和32）年度の区域の電力消費量は、2022（令和4）年度と同じとしました。

なお、本市の地域特性より導入可能性を加味して、再生可能エネルギーは太陽光発電、中小水力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、地中熱利用としました。

再生可能エネルギー生産量・電力生産割合の定義

再生可能エネルギー生産量	・再生可能エネルギーの発電や熱供給を行う設備から生産されるエネルギー量（電力（GWh）、熱（TJ））の大きさ。
再生可能エネルギー電力生産割合	・本市の電力消費量のうち、再生可能エネルギーで賄う電力量の割合。 ・再生可能エネルギー電力生産割合（％）＝再生可能エネルギー生産量（発電）（GWh）/区域の電力消費量（GWh）

再生可能エネルギー生産量・再生可能エネルギー電力生産割合

項目	単位	現状年度		目標年度		
		2022 (R4)	2030 (R12)	2035 (R17)	2050 (R32)	
発電	太陽光発電	MWh	41,934	58,468	68,535	149,183
	中小水力発電	MWh	32,050	32,050	32,050	35,215
	バイオマス発電	MWh	1,156	1,156	1,156	1,156
	合計	MWh	75,140	91,674	101,741	185,555
熱	太陽熱利用	GJ	1,617	2,231	2,615	3,766
	地中熱利用	GJ	0	0	0	15,637
	合計	GJ	1,617	2,231	2,615	19,402
再生可能エネルギー生産量（発電）		MWh	75,140	91,674	101,741	185,555
区域の電力消費量（2022年度を基準）		MWh	378,107	378,107	378,107	378,107
再生可能エネルギー電力生産割合		%	19.9%	24.2%	26.9%	49.1%
再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出量の削減見込量		千 t-CO <sub>2</sub>		-9.3	-15.0	-63.4

注1) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

注2) 二酸化炭素排出量の削減効果は以下の計算式で算定した。

- ・電力（太陽光、中小水力）：千 t-CO<sub>2</sub>＝発電量（kWh）×電力排出係数（t-CO<sub>2</sub>/kWh）（0.0006-ライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出係数）×10<sup>-3</sup> ライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出係数は、太陽光発電 0.000038t-CO<sub>2</sub>/kWh、中小水力 0.000011t-CO<sub>2</sub>/kWh を使用（電力中央研究所報告 2016（平成 28）年 7 月・日本における発電技術のライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量総合評価）
- ・電力（バイオマス）：千 t-CO<sub>2</sub>＝発電量（kWh）×電力排出係数（t-CO<sub>2</sub>/kWh）（0.0006）×10<sup>-3</sup>
- ・熱（太陽熱、地中熱）：千 t-CO<sub>2</sub>＝熱量（GJ）×原油換算係数（kL/GJ）（0.0258）×原油の排出係数（t-CO<sub>2</sub>/kL）（2.7）×10<sup>-3</sup>

【資料：環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）、環境省・自治体排出量カルテ】

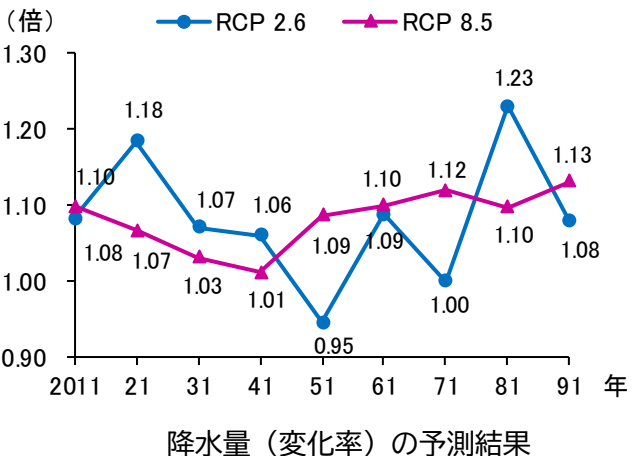
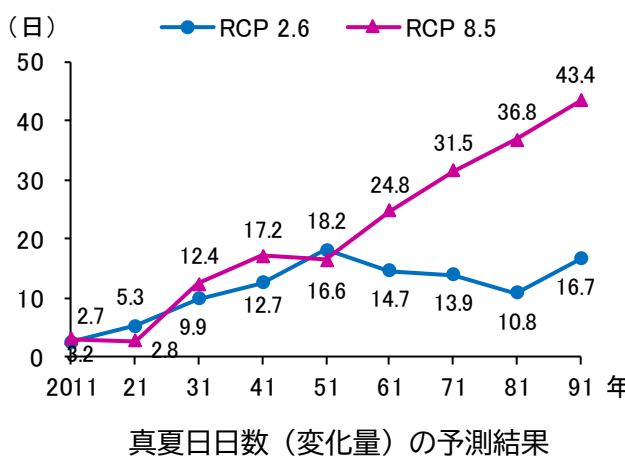
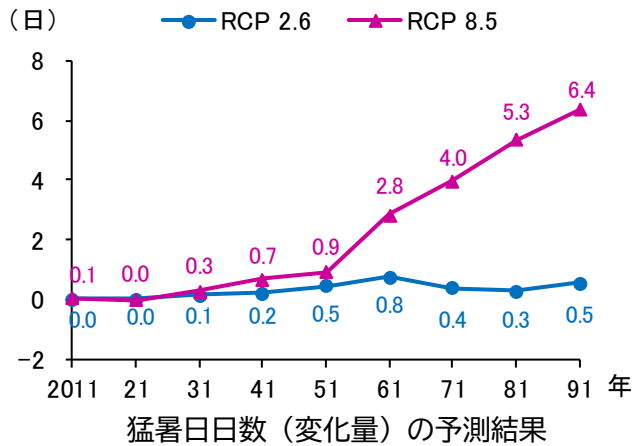
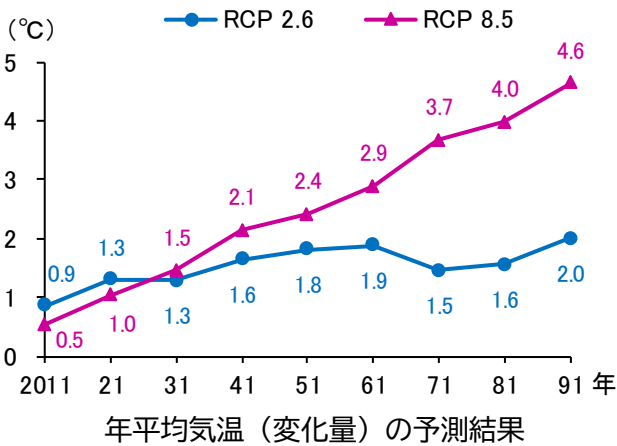
## 第4節 気候変動の将来予測

国立環境研究所のウェブサイト「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」では、日本全国における気候及び気候変動による影響予測結果を公表しています。公表されているのは、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「第5次評価報告書」のシナリオのうち、「厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）」、「厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）」の2つのシナリオです。同ウェブサイトの情報から、本市に関する影響予測結果を紹介します。

### 年平均気温・猛暑日・真夏日・降水量の予測結果（21世紀末）

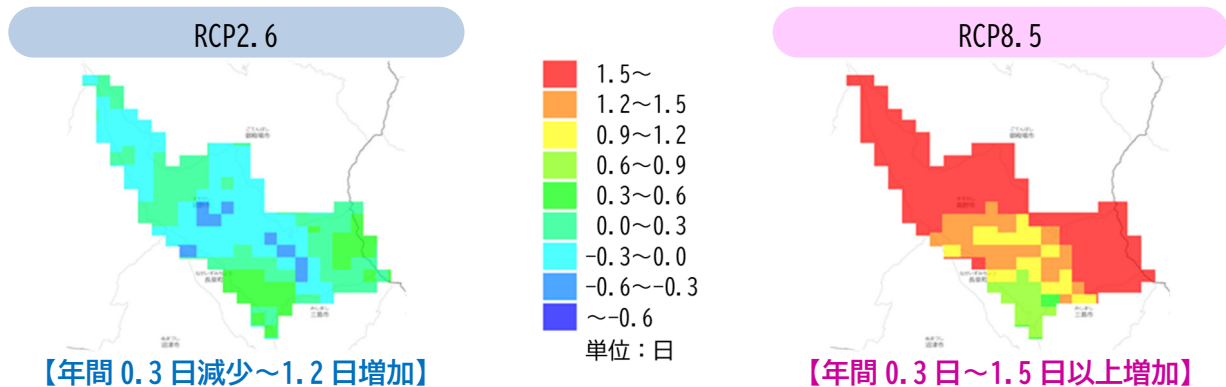
項目	厳しい温暖化対策をとった場合	厳しい温暖化対策をとらなかった場合
	RCP2.6	RCP8.5
年平均気温	【現在よりも約2.0℃高くなる】	【現在よりも約4.5℃高くなる】
猛暑日（最高気温35℃以上）	【現在とほぼ同じ】	【現在よりも年間6日増加】
真夏日（最高気温30℃以上）	【現在よりも年間17日増加】	【現在よりも年間43日増加】
降水量	【現在よりも年間10%増加】	【現在よりも年間13%増加】

注）猛暑日・真夏日の日数は予測結果を四捨五入している。



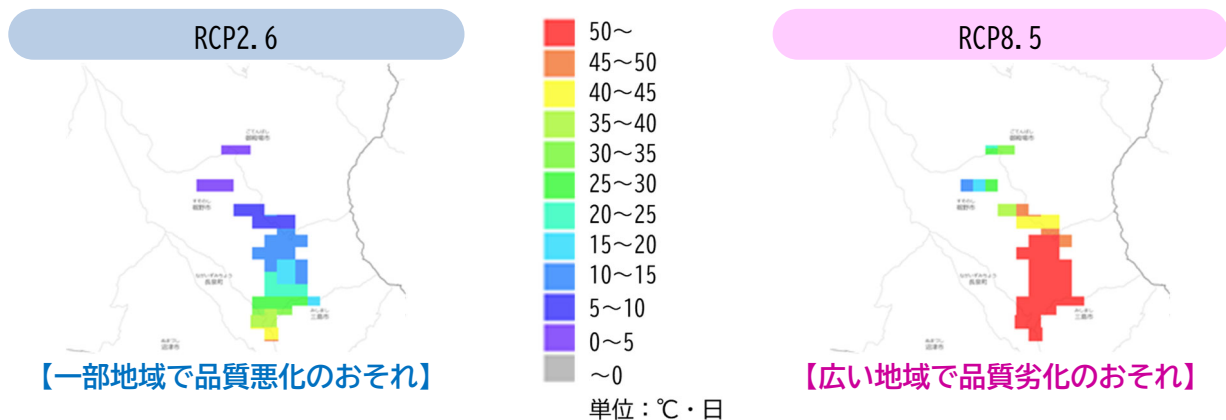
日降水量 100mm 以上の日数（変化量）の予測結果（21 世紀末）

- 日降水量 100mm 以上の日数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は最大 1.2 日増加、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は最大 1.5 日増加します。



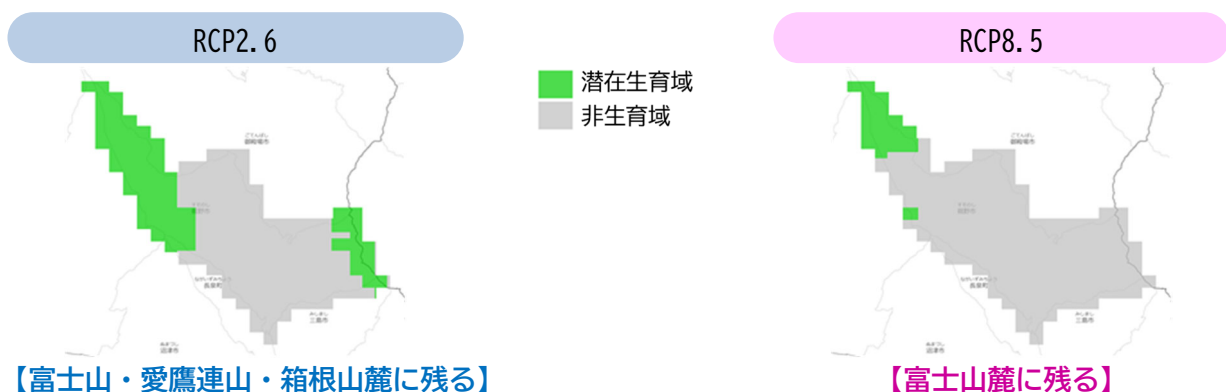
コメ品質の予測結果（21 世紀末）

- コメ品質は、「出穂後 20 日間の日平均気温 26 度以上の積算値」が 40℃・日以上になる地域では、高温による品質低下リスクが高いと予測されています。厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は、広い地域で品質劣化のおそれがあります。



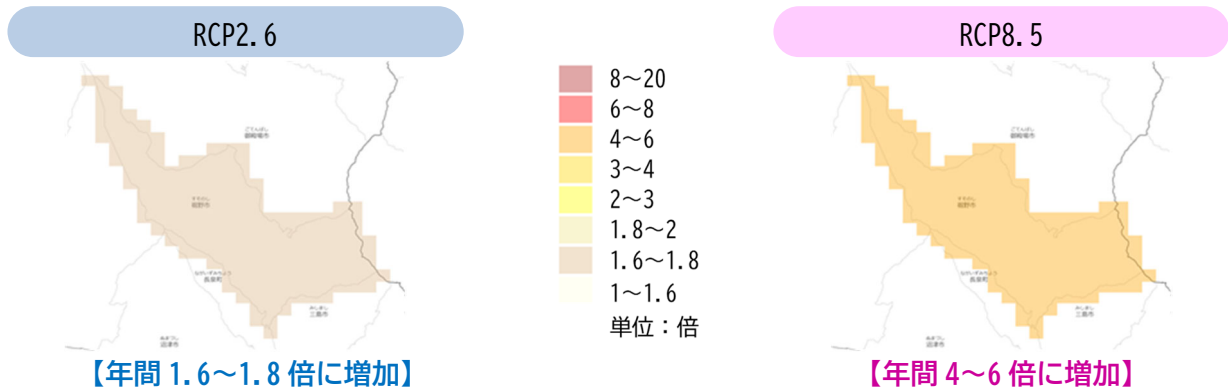
ブナ潜在生育域の予測結果（21 世紀末）

- ブナ潜在生育域は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は富士山・愛鷹連山・箱根山麓に残りますが、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は富士山麓にしか残りません。



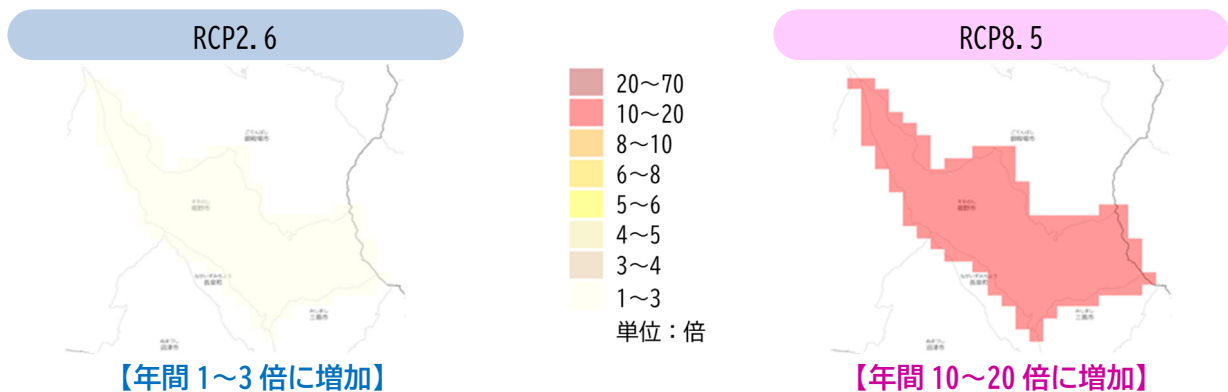
熱中症搬送者数（変化率）の予測結果（21世紀末）

- 熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は年間1.6～1.8倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は年間4～6倍、現状よりも増加すると予測されています。



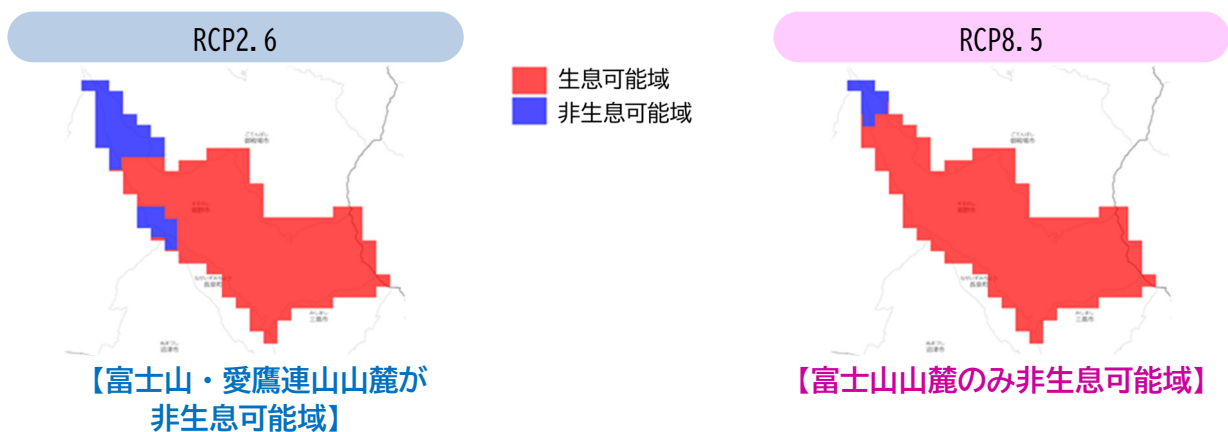
熱ストレス超過死亡数（変化率）の予測結果（21世紀末）

- 熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は年間1～3倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は年間10～20倍、現状よりも増加すると予測されています。



ヒトスジシマカ生息域の予測結果（21世紀末）

- ヒトスジシマカ生息域は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は富士山・愛鷹連山山麓が非生息可能域ですが、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は富士山麓のみが非生息可能域となります。





コラム

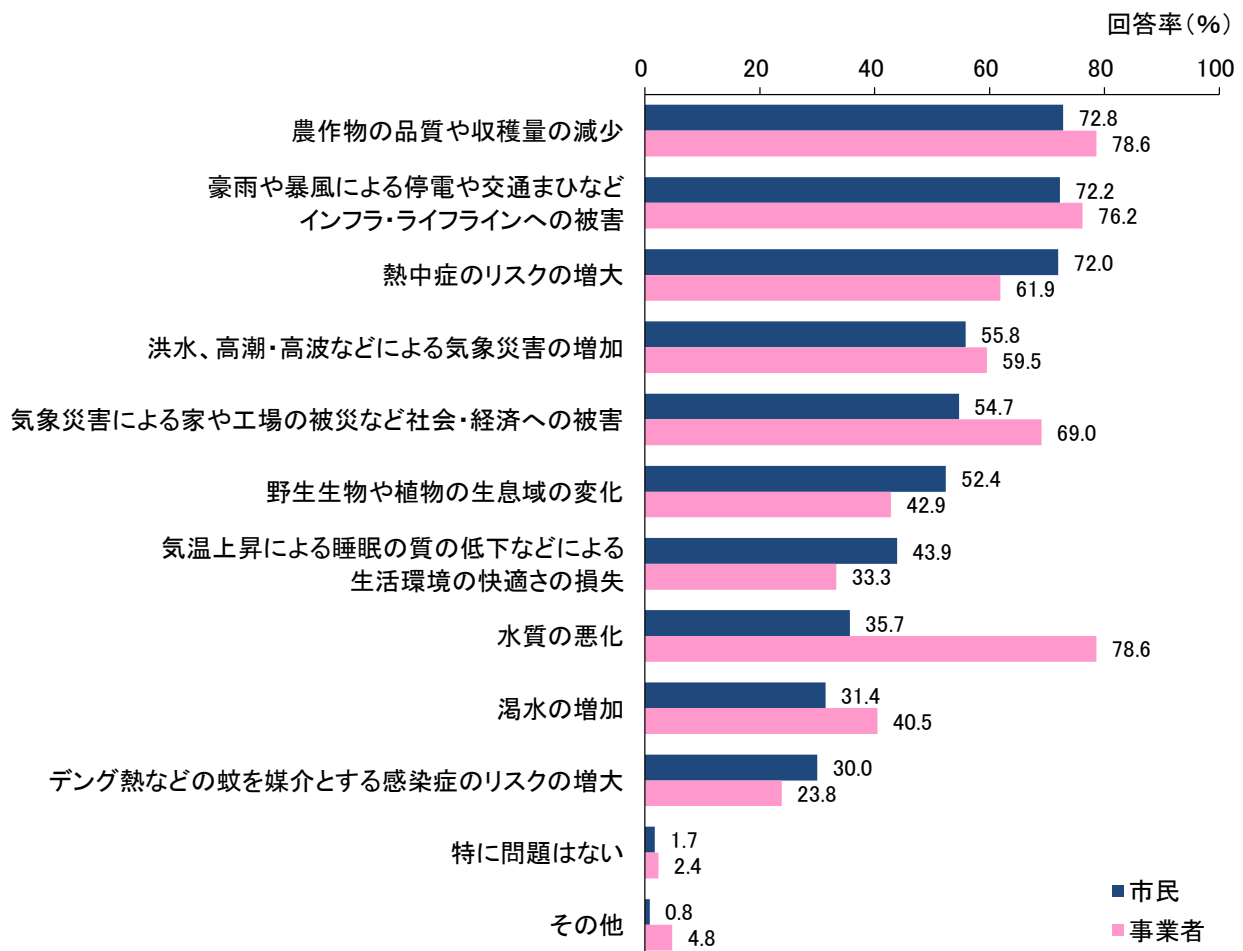
気候変動の実感と影響

■気候変動の実感

アンケート調査によると、市民・事業者は気候変動を身近な問題として実感しています。特に夏の気温上昇は深刻で、猛暑日の増加やエアコン使用の常態化が指摘されています。これにより熱中症のリスクは年々高まり、事業所の現場作業員にも影響が出ています。農業では野菜の不作、自然界では害虫の増加や桜の開花時期が早まるなどの変化も実感されています。また、ゲリラ豪雨による河川の増水や浸水被害も頻発しており、気候変動が私たちの日常に差し迫った課題であることがわかります。

■問題だと感じる気候変動による影響

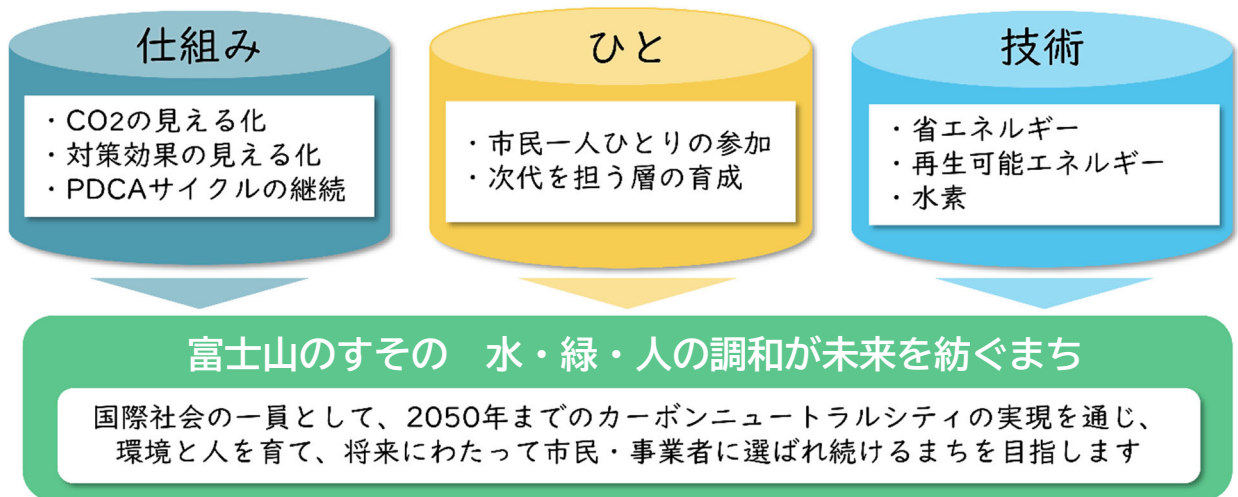
問題だと感じる気候変動による影響について、「農作物の品質や収穫量の減少」（市民 72.8%、事業者 78.6%）、「水質の悪化」（事業者 78.6%）、「豪雨や暴風による停電や交通まひなどインフラ・ライフラインへの被害」（市民 72.2%、事業者 76.2%）などが多くなっています。



## 第5節 2050年カーボンニュートラルへの考え方

本市は、地球温暖化対策への取り組みをいっそう強化するため、2021（令和3）年10月5日に市議会全員協議会において「カーボンニュートラルシティ」を宣言しました。この宣言は、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、脱炭素による持続可能な社会の実現に向けた裾野市の決意を示すものです。また、「カーボンニュートラルシティ」宣言を受け、2023（令和5）年3月には「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」を策定しました。このロードマップは、本市の具体的な脱炭素への道筋を示すものであり、「第5次裾野市総合計画」や「第2次裾野市環境基本計画」を上位計画とし、地球温暖化対策の目標達成に向けた施策とスケジュールを定めています。ロードマップでは、本計画で掲げる望ましい環境像である「富士山のすその水・緑・人の調和が未来を紡ぐまち」の実現を目指し、「ひと」「仕組み」「技術」の3つの柱を基軸にカーボンニュートラルに取り組めます。

### 3つの柱によって目指す裾野市の将来像



### カーボンニュートラルで実現する姿と3つの柱

目的	項目	具体的内容	2023年	2030年	2050年
全体構想			国の標準的手法による運用 「すそのdeカーボン」開発	「すそのdeカーボン」による見える化に基づく運用	
CO2削減	CO2削減に直結する施策 <b>技術</b>	各部門ごとに行う対策	国の温暖化対策に準拠した削減施策	「すそのdeカーボン」による排出量削減の取組みを展開	
	行動変容に向けた施策 <b>ひと</b>	市民との連携 事業者との連携	市民参加の行動変容施策（ナッジ、アース・キッズチャレンジ等） 排出量把握の連携／削減表彰制度等の創設		
CO2把握	排出量把握の高度化 <b>仕組み</b>	標準的手法 ↓ すそのdeカーボンへの移行	国の標準的手法による排出量把握 “見える化”に向けた検討	「すそのdeカーボン」による排出量把握	
推進体制	推進体制の整備 <b>仕組み</b>	ロードマップ改善に向けたPDCA実行	対策実施／効果検証／対策改善 本ロードマップの見直し		

### カーボンニュートラルの全体像

## 第6節 地球温暖化対策の取り組み

### 6-1 地球温暖化を緩和する取り組み

「緩和」の取り組みについては、本市で取り組むものだけでなく、国の「地球温暖化対策計画」に掲げる施策による波及も見込みつつ、市・市民・事業者など、あらゆる主体が連携して取り組みを推進します。

【★】【☆】： 裾野市独自の取り組み（★印は第4章にも掲載 ☆印は第5章のみ掲載）

【◎】： 国の「地球温暖化対策計画」や気候変動適応情報プラットフォームの情報を参考に、関係機関と連携して市が推進する取り組み

#### ①総合的な取り組み

項目	取り組み内容
カーボンニュートラルシティ宣言の啓発・取り組み	☆ 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す「カーボンニュートラルシティ宣言」についての啓発や取り組みを推進します。
地球温暖化対策実行計画の推進	☆ 「裾野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市全体の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施します。
	☆ 「裾野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に関する地球温暖化対策を推進します。
脱炭素ロードマップの推進	☆ 「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」に基づく取り組みを推進します。
脱炭素なまちづくり	★ カーボンニュートラルの取り組みを見える化した「すその de カーボン」の取り組みを推進します。
	★ 職住近接のまちづくりを目指したスマートシティの導入調査・検討を進め、交通やエネルギー利用の効率を高めることで温室効果ガスの削減を目指します。

#### ②再生可能エネルギーの普及

項目	取り組み内容
公共施設への積極的導入	★ 再生可能エネルギーの公共施設への導入を検討するとともに、環境教育・環境学習へ活用します。
太陽光パネルによる二次的災害の調査研究・周知	★ 太陽光パネルが風水害により及ぼす二次的災害についての調査研究や周知を行います。
自立分散型エネルギーの導入	★ 地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等となり得る公共施設等に自立・分散型の再生可能エネルギー発電設備システム等の導入を推進します。
家庭・事業所への普及	★ 家庭や事業活動における再生可能エネルギーの活用について普及啓発します。
再生可能エネルギーの利用拡大	★ バイオマスや小水力発電などの導入、木質ペレット等森林資源の有効利用、ごみ焼却施設廃棄物発電・熱利用の導入など、エネルギーを効率的に利用する検討などを行います。

### ③省エネルギーの推進

#### 【産業部門】

項目	取り組み内容
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	◎ 関係機関と連携し、各業種における省エネルギー性能の高い設備・機器（高効率空調、産業用ヒートポンプ、産業用照明、産業用モーター、高性能ボイラー、コージェネレーション等）の導入に必要な情報提供をします。
省エネルギー技術の総合的な導入(ESCO事業)	◎ 関係機関と連携して、ESCO 事業など省エネルギー改修の導入に必要な情報提供をします。
計画・制御システム(FEMS)の導入	◎ 工場エネルギー管理システム(FEMS)の導入を図れるよう、必要な情報提供をします。

#### 【家庭部門】

項目	取り組み内容
家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	◎ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムについて情報提供し、導入を促進します。
高効率給湯器の導入	◎ 高効率給湯器のヒートポンプ給湯器（電気）、潜熱回収型給湯器（ガス）の導入が促進するよう、必要な情報提供をします。
計画・制御システム(HEMS)の導入	◎ ホームエネルギー管理システム(HEMS)、スマートホームデバイスなどについて情報提供し、導入を促進します。
高効率照明の導入	◎ 白熱灯や蛍光灯から LED 照明など、高効率照明への切り替えを推進します。
省エネルギー行動の実践	☆ デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）やクルポなどを普及し、省エネルギー行動を促進します。
エコ診断の実施	◎ うちエコ診断などのエコ診断を普及します。
緑のカーテンの設置	☆ 緑のカーテンの設置を促進します。
住宅の省エネルギー化	◎ 新築住宅の省エネルギー化や既築住宅の省エネルギー改修を推進します。

#### 【業務その他部門】

項目	取り組み内容
高効率給湯器の導入	◎ 高効率給湯器のヒートポンプ給湯器（電気）、潜熱回収型給湯器（ガス）の導入が促進するよう、必要な情報提供をします。
業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	◎ 関係機関と連携して、業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入に必要な情報提供をします。
省エネルギー技術の総合的な導入(ESCO事業)	◎ 関係機関と連携して、ESCO 事業など省エネルギー改修の導入に必要な情報提供をします。
計画・制御システム(BEMS)の導入	◎ 関係機関と連携し、ビルエネルギー管理システム(BEMS)について情報提供し、導入を促進します。 ★ 省エネルギー設備を市役所や学校などの公共施設に積極的に導入するとともに、デマンド監視装置の活用などによる省エネルギー効果を公表して、さらに取り組みに活かすようにします。
建築物の省エネルギー化	◎ 関係機関と連携し、既築建築物の省エネルギー改修について情報提供します。 ★ 老朽化による漏水や非効率な水運用となる水道施設の統廃合を進め、省エネルギー化を図ります。

項目	取り組み内容
高効率な省エネルギー機器の普及	◎ 関係機関と連携し、高効率な省エネルギー機器の普及を促進します。
脱炭素型ライフスタイルへの転換	☆ 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）やクルポなどを普及し、省エネルギー行動を促進します。

#### 【運輸部門】

項目	取り組み内容
次世代自動車の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 燃料電池自動車（FCV）や電気自動車（EV）等の次世代自動車の普及を図るとともに、公用車の買い替えの際には次世代自動車の導入を検討します。</li> <li>★ 電気自動車充電設備の普及に向けて、公共施設への設置に取り組みます。</li> </ul>
エコドライブの実践	◎ 関係機関と連携し、エコドライブを推進します。
公共交通機関の利用促進	☆ 公共交通機関の利用を促進します。
道路交通流対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 関係機関と連携し、市の規模に見合う交通安全施設の整備、信号灯器のLED化、自動走行の普及などにより、道路交通流対策の推進を図れるように取り組みます。</li> <li>★ 道路照明灯はLEDとし、省エネルギー化を図ります。</li> </ul>
自動車運送事業等のグリーン化	◎ 関係機関と連携し、自動車運送事業などのグリーン化の推進を図れるように取り組みます。

#### 【廃棄物部門】

項目	取り組み内容
廃プラスチックなどの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ プラスチック類などの分別収集の検討、雑がみのさらなる資源回収への周知・徹底を図ります。</li> <li>★ エコバッグ運動の推進や過剰包装の抑制、簡易包装等の推進、繰り返し使用できる製品の積極的な製造及び使用を啓発します。</li> </ul>
食品ロスの削減	★ フードドライブや食べきり運動など、食品ロス削減の取り組みを推進します。

#### ④森林吸収・緑化の推進

項目	取り組み内容
森林吸収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 計画的な植樹・間伐を推進するとともに、間伐材の利用・活用の推進を図ります。</li> <li>★ 森林管理を通じた森林吸収の促進により、カーボンオフセットを推進します。</li> </ul>
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 開発地等の緑地を確保するとともに、建物の屋上や壁面、敷地内について緑化の啓発をします。</li> <li>★ グリーンバンクとの連携により、公共施設や自治会などに緑化木を配布するなど、地域の緑化活動に対する支援を行います。</li> <li>★ 学校と地域住民が協力して花壇活動を推進します。</li> </ul>

## 6-2 気候変動に適応する取り組み

国の「気候変動適応計画」では、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康・生活などの分野について、影響予測の結果を整理しています。

本適応計画では、本市の地域特性を考慮しながら、既に進行している気候変動への適応策としての計画を策定しました。

本市で取り組む適応策の分野

分野	大項目	小項目
農業・林業	農業	水稻、果樹、野菜等、畜産、病害虫・雑草等
	林業	人工林、特用林産物（きのこ）
	その他	野生鳥獣の影響
水環境・水資源	水環境	河川
	水資源	水供給
自然生態系	自然林、二次林、里地・里山、人工林	生態系への影響
	分布・個体群の変動（在来種・外来種）	生態系への影響
自然災害・沿岸域	河川	洪水、内水
	山地	土石流・地すべり等
	その他	強風等
健康	暑熱	死亡リスク・熱中症
	感染症	節足動物媒介感染症
産業・経済活動	産業・経済活動	各業種への影響
	観光業	観光業、自然資源を活用したレジャー業
市民生活・都市生活	インフラ・ライフライン	水道・交通等
	文化・歴史	生物季節、伝統行事、地場産業
	その他	暑熱による生活への影響

【★】【☆】： 裾野市独自の取り組み（★第4章にも掲載、☆第5章のみ掲載）

【◎】： 国の「気候変動適応計画」や気候変動適応情報プラットフォームの情報を参考に、関係機関と連携して市が推進する取り組み

### ① 農業・林業の影響への適応

項目	影響予測	取り組み内容
<b>農業</b>		
水稻・果樹・野菜等	品質低下、収量減少、生育障害の発生	◎ 関係機関と連携し、栽培時期の変更、管理方法（土壌、肥料、水、日射）の改善、他品種の導入、樹種転換への取り組みを推進します。
畜産	家畜の成長低下	◎ 高温による影響を軽減するための畜舎管理、飼養管理を行います。
病害虫・雑草	害虫の発生量の増加や生息地の増加、病害拡大、雑草分布の拡大	◎ 関係機関と連携し、病害虫・雑草等の予防対策や発生予測、防除の取り組みを推進します。

項目	影響予測	取り組み内容
<b>林業</b>		
人工林	崩壊・土石流、風害など山地災害の増加	◎ 関係機関と連携し、施業方法の見直し、苗木の選定、耐風性を高める施業や再造成への取り組みを推進します。
特用林産物（きのこ）	病原菌類による被害増加、生産量の減少	◎ 関係機関と連携し、栽培方法の見直しや病害虫対策、品種転換への取り組みを推進します。
<b>その他</b>		
野生鳥獣の影響	ニホンジカなどの生息適地の拡大	<p>★ 「裾野市鳥獣被害防止計画」や「静岡県第二種特定鳥獣管理計画」に基づく捕獲、猟友会と連携した有害鳥獣捕獲やパトロールを実施します。</p> <p>◎ 県や富士山南麓地域及び東部地域の市町との連携や、わな免許の取得促進及びわなによる捕獲の推進等、効率的な捕獲に取り組みます。</p> <p>◎ 防護柵の設置については、補助金制度の周知、被害対策の知識の普及に努め、鳥獣被害に対し、被害状況を的確に把握するとともに、まずは農家が自主的に効果的な防衛をしていくよう働きかけます。</p> <p>◎ 鳥獣被害対策実施隊は、被害調査、捕獲活動の事前調査、装薬銃及びわなによる捕獲、猟友会への捕獲要請、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動（サル・クマ含む）、パトロール等を行います。</p>

## ②水環境・水資源の影響への適応

項目	影響予測	取り組み内容
<b>水環境</b>		
河川	水温の上昇による水質悪化	★ 河川の水質調査や事業所排水の立入検査を定期的を実施します。
<b>水資源</b>		
水供給	渇水の深刻化、地下水水位の変化	<p>◎ 関係機関と連携した渇水対策の体制づくりと監視を行います。</p> <p>◎ 雨水や再生水の利用、森林の保全・整備などにより、渇水リスクを低減します。</p> <p>◎ 関係機関と連携し、地下水水位の監視を行います。</p>

## ③自然生態系の影響への適応

項目	影響予測	取り組み内容
<b>自然林、二次林、里地・里山、人工林</b>		
生態系への影響	ブナなどの生育地の減少、竹林の拡大	<p>◎ 関係機関と連携し、定期的な植生のモニタリングを行える体制づくりを目指します。</p> <p>◎ 拡大してしまった竹林の伐採を推進します。</p>
	生長への影響、吸収量の低下	<p>◎ 関係機関と連携し、樹木の生長量のモニタリングを行える体制づくりを目指します。</p> <p>◎ ナラ枯れなどの病害虫の防除対策を行います。</p> <p>◎ 関係機関と連携し、高温に強い苗木の選定を指導します。</p>

項目	影響予測	取り組み内容
<b>分布・個体群の変動（在来種・外来種）</b>		
生態系への影響	生息・生育に適した環境の減少、外来種の拡大・定着、野生鳥獣被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 特定外来生物など、外来種に関する調査・情報発信及び侵入防止の意識啓発を行います。</li> <li>◎ 関係機関と連携し、必要に応じて野生鳥獣のモニタリングや個体管理を行える体制づくりを目指します。</li> <li>★ 「裾野市鳥獣被害防止計画」や「静岡県第二種特定鳥獣管理計画」に基づく捕獲、猟友会と連携した有害鳥獣捕獲やパトロールを実施します。</li> <li>◎ 生物の移動・分散経路となる緑地やビオトープの保全・再生など、生態系ネットワークの形成を推進します。</li> </ul>

#### ④自然災害の影響への適応

項目	影響予測	取り組み内容
<b>河川</b>		
洪水・内水	洪水・内水の発生頻度の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 浸水が想定される河川において、浚渫（しゅんせつ）や護岸改修といった予防的な対策を進めます。</li> <li>◎ 防災拠点となる公共施設の浸水対策を実施します。</li> <li>◎ 農地や農業用施設の湛水被害を防ぐため、農業水利施設等の整備・補強を推進します。</li> <li>◎ 洪水ハザードマップの周知を進め、市民の防災意識向上を図ります。</li> <li>◎ 適切な土地利用の誘導や、森林・農地の保全などを通じて、流域一体となった総合的な治水対策を実施します。</li> </ul>
<b>山地</b>		
土石流・地すべり等	土石流・地すべりの発生頻度の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 治山事業等により、山地災害防止施設を整備します。</li> <li>◎ 急傾斜地崩壊防止施設などの整備を進めます。</li> <li>◎ 土砂災害警戒区域等の指定を促進し、ハザードマップを作成して住民への危険周知を図ります。</li> <li>◎ 森林所有者に適正な整備と保全を促し、保安林機能の向上を図ります。</li> </ul>
<b>その他</b>		
強風等	強風等による被害の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 電柱の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、円滑な緊急車両の通行を確保するため、避難路等における無電柱化を進めます。</li> </ul>

## ⑤健康、産業・経済活動、市民生活・都市生活の影響への適応

項目	影響予測	取り組み内容
<b>暑熱</b>		
死亡リスク・熱中症	暑さ指数（WBGT）の上昇、暑熱による死亡リスク増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの周知、熱中症についての情報収集・発信、普及啓発を行います。</li> <li>◎ 高齢者や乳幼児、学校、職場などの熱中症対策や、車内放置の危険性について注意喚起を行います。</li> <li>◎ 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の設置の拡大、民間施設への協力依頼、市民への啓発を行います。</li> </ul>
<b>感染症</b>		
節足動物媒介感染症	ヒトスジシマカやマダニの分布拡大・活動期間の早期化・長期化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 蚊やダニ類の発生抑制、対策についての情報提供・普及啓発を行います。</li> <li>◎ 感染症が発生した時に早期に駆除・まん延防止対策を行う体制を構築します。</li> </ul>
<b>産業・経済活動</b>		
各業種への影響	各業種に応じた影響、ビジネス機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 産業・経済活動の各業種への影響について情報収集や対策の検討を行います。</li> </ul>
<b>観光業</b>		
観光業、自然資源を活用したレジャー業	自然を活用した観光資源の消失	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 観光業への影響について情報収集や対策の検討を行います。</li> </ul>
<b>インフラ・ライフライン</b>		
水道・交通等	大雨、短時間強雨、台風強度、無降水日数の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 電線類の地中化、排水能力の向上など、供給・処理インフラ対策を行います。</li> <li>◎ 関係部署や関係機関と連携し、土砂災害対策、排水性能の強化、災害時の代替性確保など交通インフラ対策を行います。</li> <li>◎ 関係部署や関係機関と連携し、土地・施設のかさ上げ、自立型エネルギーの確保、食料の備蓄など医療・福祉・防災施設対策を行える体制づくりを目指します。</li> <li>☆ 太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用に取り組む体制づくりを目指します。</li> <li>☆ 住宅をはじめ事業所や工場等における太陽光発電・蓄電池等の導入を推進します。</li> </ul>
<b>文化・歴史</b>		
生物季節、伝統行事、地場産業	生物季節の変化、伝統行事や地場産業への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 花見や紅葉などの植物観賞の時期の変動による観光イベントなどへの影響について、情報収集や対策の検討を行います。</li> </ul>
<b>その他</b>		
暑熱による生活への影響	気候変動とヒートアイランドにより都市部での気温上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 遮熱化・保水化、建物の緑化により、街区・建物の気温低減を図ります。</li> <li>◎ 街中で人への熱ストレスを低減するための工夫を検討します。</li> </ul>

## 第6章 裾野市生物多様性地域戦略

### 第1節 地域戦略の概要

#### 1-1 戦略策定の背景

##### ■世界の動向

1992（平成4）年6月、ブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）では、生物種の急速な絶滅への懸念が高まり、初めて「生物多様性」という概念が国際的に採用されました。この会議を契機に、「生物多様性条約」が採択され、地球規模での保全の枠組が築かれました。

2022（令和4）年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）にて、愛知目標の後継となる新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「ネイチャーポジティブ」の考え方や「30by30 目標」などが世界で共有されました。

##### ■日本の動向

日本では、2008（平成20）年6月に「生物多様性基本法」が施行され、法的な基盤が整備されました。これを受けて、2012（平成24）年9月には「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、愛知目標の達成に向けた国内施策が本格化しました。そして、2023（令和5）年3月には、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、ネイチャーポジティブや30by30の実現に向けた取り組みがスタートしています。

また、国は「30by30 目標」の達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の推進を図るため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（2025（令和7）年4月施行）に基づく「自然共生サイト」の認定を行っています。

環境省では、国民一人ひとりがネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、反転させること）に資する消費・選択をできる経済社会づくりを推進するため、「だいだらポジー」をイメージキャラクターとして決定しました。



生物多様性国家戦略  
2023-2030

「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター  
だいだらポジー  
DAIDARAPOSIE



ネイチャーポジティブ  
イメージキャラクター

## ■静岡県の動向

静岡県は、多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくための行動計画として、2018（平成30）年3月に「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、2023（令和5）年3月に「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。

また、絶滅のおそれのある野生生物について適切な保護・保全を進めるため、2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月に「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉〈植物・菌類編〉」を発行しました。



改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略（左）  
まもりたい静岡県の野生生物 2020（右）

## ■裾野市の動向

本市では、「裾野市環境基本条例」に基づく「裾野市環境基本計画」に基づき、生物多様性の保全を推進しています。具体的には、絶滅のおそれのあるアシタカツツジ原生群落の保全、外来種に関する情報発信及び侵入防止の意識啓発、森林の適正管理、親子水生生物観察会や探鳥会などによる環境教育が行われています。

今後は、「生物多様性国家戦略 2023-2030」や「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」などを踏まえ、ネイチャーポジティブや30by30目標の実現に向けて、さらなる取り組みが必要です。

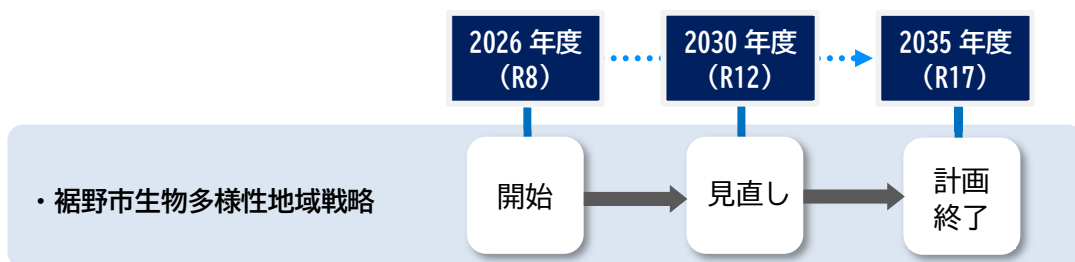
## 1-2 地域戦略の目的・位置づけ

「裾野市生物多様性地域戦略」（以下、「本戦略」という。）は、「生物多様性基本法」第13条に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

## 1-3 戦略の期間

2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までを計画期間とします。

なお、社会情勢や環境の変化を踏まえ、計画期間の中間時に見直しを行います。



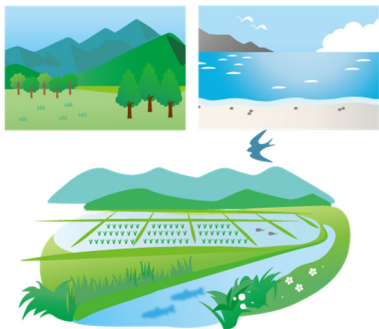
## 第2節 生物多様性とは

### 2-1 生物多様性の定義

#### ■生物の進化と生物多様性

地球上の生物は、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。現在、地球には3,000万種ともいわれる多様な生物がいます。クジラのように大きなものから細菌のように小さなものまで、いろんな生物がいて、同じ種の生物でも個性に違いがあります。これらの生物は長い年月をかけてお互いにつながりあい、支えあって生きています。

生物多様性には、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの視点があります。



【生態系の多様性】

各地に森林、草地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること。



【種の多様性】

鳥、魚、植物などいろいろな種類の生物がいること。



【遺伝子の多様性】

同じ種でも形や模様、生態などに多様な個性があること。例えばテントウムシは同じ種でも模様の違いがあるのは遺伝子の違いによるもの。

### 2-2 生物多様性の恵み

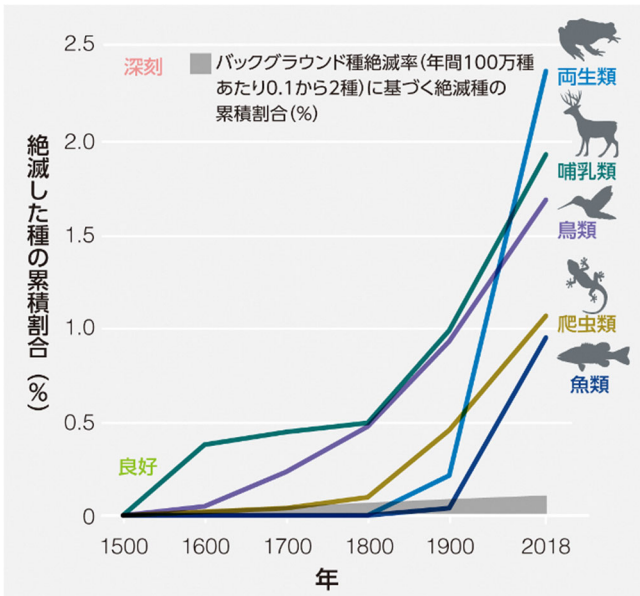
私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性の恵みを受け取っています。生物多様性が豊かな自然は、私たちのいのちと暮らしを支えています。



生物多様性の恵み 【資料:環境省】

## 2-3 生物の絶滅と生物多様性に迫る危機

### ■生物の絶滅



1500年以降の絶滅

【資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成】

これまで地球では、生命の歴史のなかで5回にわたる大規模な絶滅が起きたとされています。最後の大量絶滅は、恐竜が姿を消した約6,500万年前の出来事でした。

2019(令和元)年に「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム(IPBES)」が発表した報告によると、現在、動植物の種の約25%が絶滅の危機に瀕しているとされています。人間の活動が大きな影響を及ぼしており、過去50年間における種の絶滅速度は、過去1,000万年の平均と比べて少なくとも数十倍、多ければ数百倍にも達しているとのこと。このまま有効な対策がとられなければ、絶滅のスピードはさらに加速する可能性があるという警告されています。

こうした状況を踏まえ、現在の地球は「第6の大量絶滅期」に突入しつつあるとされています。

### ■生物多様性に迫る危機

国の「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性が急速に失われる原因として4つの危機を取りあげています。

#### ①開発など人の活動による危機

森林の伐採や水面の埋め立てなどの開発などにより、生物の生息・生育環境が悪化・破壊されています。



#### ②自然への働きかけの縮小による危機

里地里山が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の環境に依存していた動植物の絶滅や、ニホンジカ・イノシシなどの増加が生じています。

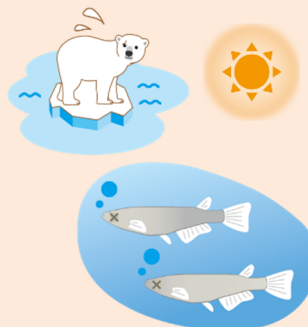


#### ③人により持ち込まれたものによる危機



外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、遺伝的な攪乱を引き起こしているほか、毒性を持つ化学物質も生態系に影響を与えます。

#### ④気候変動による危機



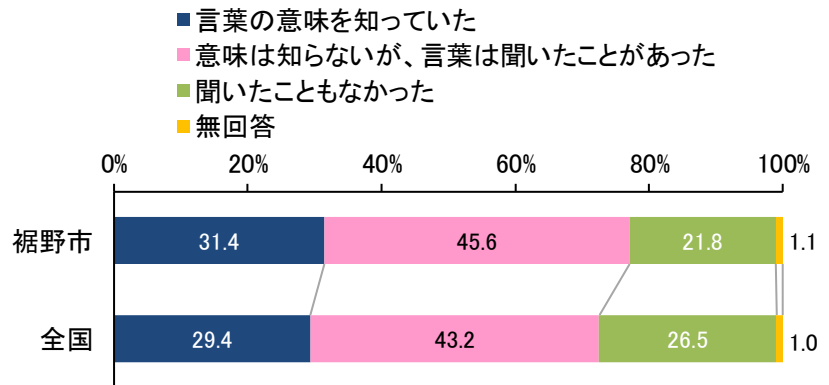
地球温暖化などの気候変動により、気温や海水温度が上昇することで、生物の生育・生息環境が失われたり、生物が絶滅する可能性があります。

### 第3節 生物多様性に関する意識

アンケート調査結果から、市民・事業者の生物多様性に関する意識をまとめます。

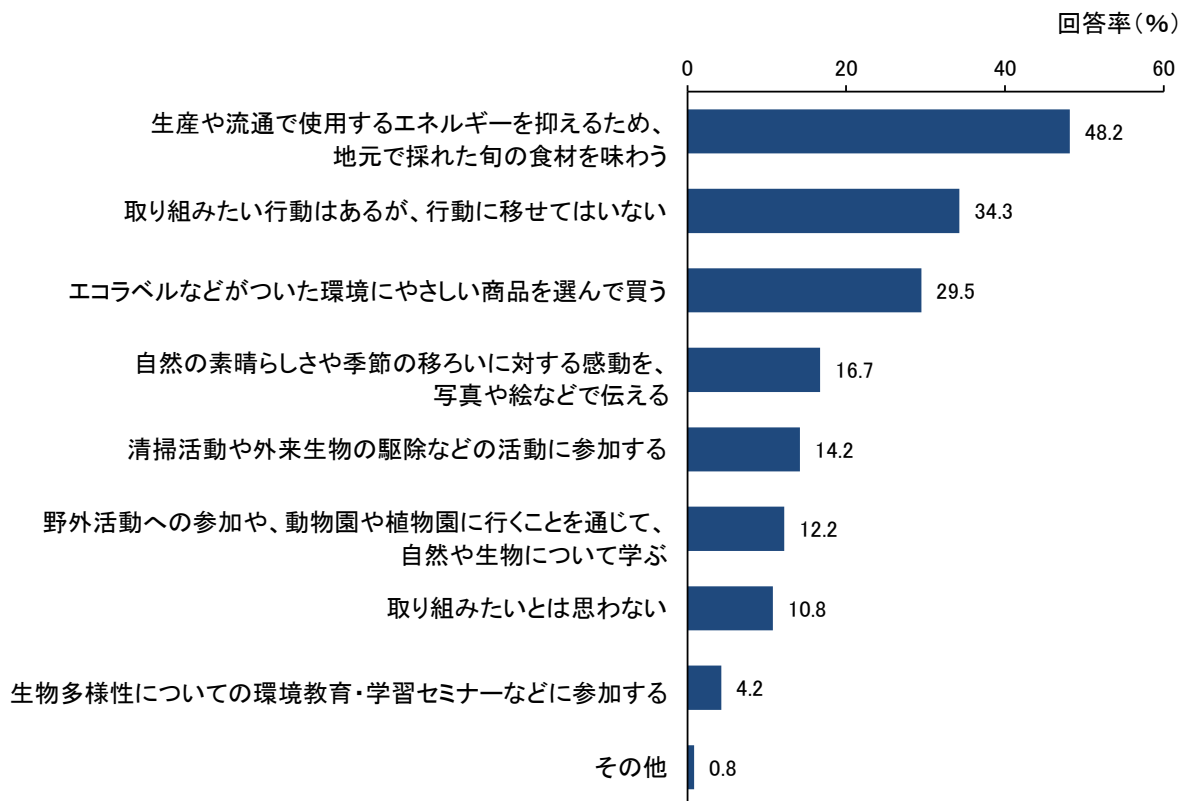
#### ■生物多様性の言葉の認知度（市民）

生物多様性の言葉の認知度について、「言葉の意味を知っていた」（31.4%）は全体の約30%に留まり、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」（45.6%）が最も多くなりました。また、全国（生物多様性に関する世論調査）と比較すると、「言葉の意味を知っていた」の回答は、裾野市の方が多くなっています。



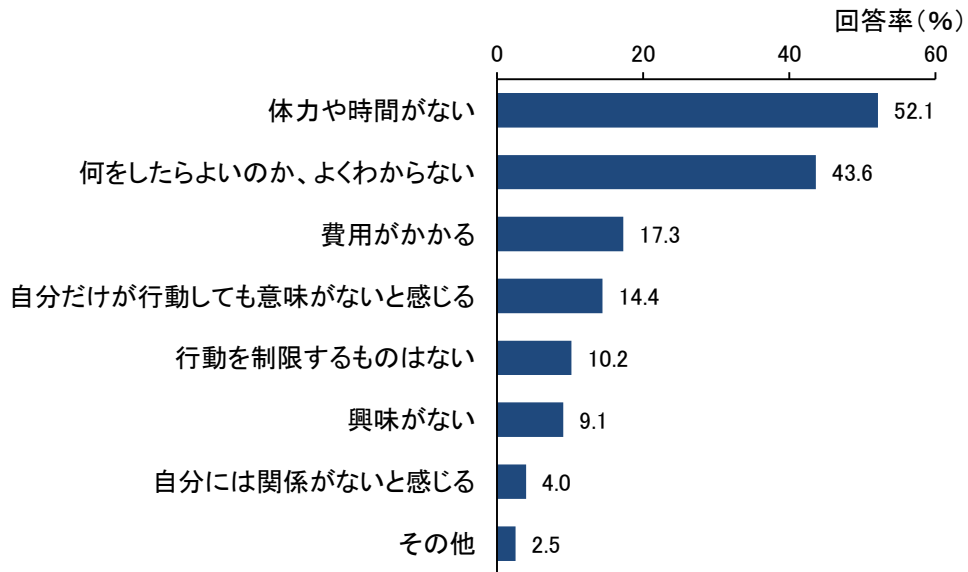
#### ■生物多様性の保全行動（市民）

生物多様性の保全行動について、「生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わう」（48.2%）、「取り組みたい行動はあるが、行動に移せてはいない」（34.3%）、「エコラベルなどがついた環境にやさしい商品を選んで買う」（29.5%）などが多くなっています。



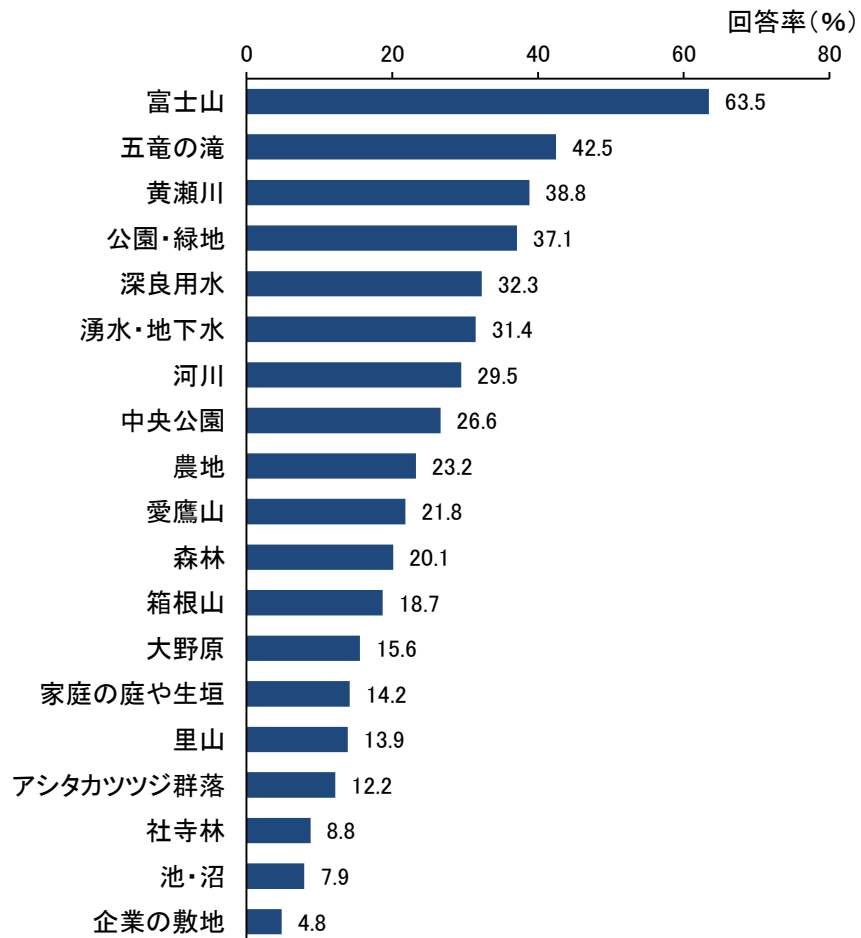
### ■生物多様性の保全行動を制限する原因（市民）

生物多様性の保全行動を制限する原因について、「体力や時間がない」（52.1%）、「何をしたらよいのか、よくわからない」（43.6%）などが多くなっています。



### ■重点的に保全すべき環境・場所

重点的に保全すべき環境・場所について、「富士山」（63.5%）、「五竜の滝」（42.5%）、「黄瀬川」（38.8%）などが多くなっています。



## 第4節 生物多様性の課題

本計画の「第2章 裾野市の環境の現状」の「第3節 自然共生社会」では、本市の生物多様性の現状をまとめていますが、本節ではこのような現状を踏まえた課題についてまとめます。

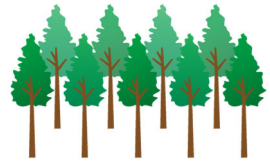
### ■保護地域

市内には「富士箱根伊豆国立公園」や「愛鷹山自然環境保全地域」、鳥獣保護区などが指定されており、これら保護地域は、市総面積の約22.1%を占めています。しかし、国が2030年度までに陸域と海域の30%以上を保護区とする「30by30目標」を掲げていることから、この目標の達成に向けて、保護地域やOECM（自然共生サイト）のさらなる拡大が必要です。



### ■森林

市域の人工林の98%以上が樹齢40年生以上と成熟しているものの、人工林の多くが小規模な個人所有であるため、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を行うことが困難な状況です。また、近年はニホンジカの食害による樹木の立ち枯れ被害も増加しています。今後も生物多様性の保全をはじめ多面的機能を有する森林を保全するため、森林の適正管理を推進する必要があります。



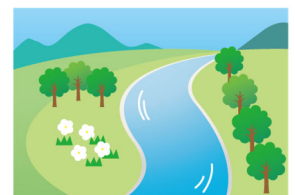
### ■農地

水田やその周辺には多様な植物や動物が生息・生育していますが、経営耕地面積が減少するとともに耕作放棄地は増加しています。今後も生物多様性の保全をはじめ多面的機能を有する農地を保全するとともに、環境への負荷の少ない環境保全型農業の推進を図っていく必要があります。



### ■河川

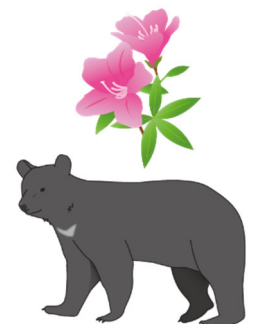
市内には黄瀬川や大場川、佐野川などの河川があり、このような河川を生息・生育地とする生物がたくさん確認されています。河川の水質は環境基準を達成しており、黄瀬川は水生生物調査で「きれいな水」と判定されていますが、生活排水処理率が静岡県平均をやや下回っています。今後さらに水質の改善を図るため、下水道や合併処理浄化槽の普及が必要です。



また、良好な河川環境の維持・向上に向けた継続的な整備・管理、美化活動の推進が必要です。

### ■絶滅のおそれのある生物・天然記念物

本市には、アシタカツツジ、ハコネコメツツジなどの地域固有の植物や、ツキノワグマ、カモシカなどの動物が生息しています。市内で確認されている動植物のうち、静岡県版レッドデータブックに掲載されている絶滅の危機にある動植物（絶滅種を含む）が200種以上知られており、これらの保全対策が急務です。また、学術上価値の高い動植物は天然記念物に指定し、保存・活用を推



進する必要があります。

### ■外来種・野生鳥獣

市内ではアレチウリやアライグマなどの特定外来生物が確認されており、在来生態系への影響が懸念されていることから、外来種の防除が必要です。

ニホンジカやイノシシなど野生鳥獣による農林業被害や生活環境への影響が増加しているため、効果的な野生鳥獣対策の推進が必要です。



### ■人と自然とのふれあい

市内にある23箇所の都市公園に限らず、市民の憩いや自然とのふれあいの場として大小様々な公園の維持管理と整備をさらに推進する必要があります。

富士山や愛鷹連山を巡る多様な登山・ハイキングコース、五竜の滝や景ヶ島溪谷などの水辺環境、アシタカツツジ原生群落などの植物観賞スポットが整備されており、これらの場所を活用しながら人と自然とのふれあいの促進が必要です。



### ■生物多様性に関する教育

親子水生生物観察会、アマゴの放流、自然体験、探鳥会、環境教育講座など、様々な環境イベントや環境教育講座が開催されています。しかし、市民の生物多様性への認知度が低いため、ウェブサイトの充実や多様な情報提供手法により、環境情報の普及啓発を強化する必要があります。



## コラム

### 外来種被害予防3原則

私たちの暮らしのなかには、もともとこの地域にはいなかった生きものが入り込むことがあります。外来種そのものが悪いわけではありませんが、在来の生きものや自然環境に影響を与えることもあります。そのための基本的な考え方が「外来種被害予防3原則」です。

1つ目は「入れない」こと。旅行やアウトドアの際に靴や道具をきれいにするなど、持ち込まない工夫が大切です。2つ目は「捨てない」こと。飼えなくなったペットや植物を外に放すと、自然に大きな負担をかけてしまいます。3つめは「拡げない」こと。既に入り込んだ外来種は、増えすぎないように地域で見守り、情報を共有することが重要です。小さな心がけが、未来の自然を守る力になります。

【資料：環境省・外来生物法パンフレット】

#### 外来種被害予防3原則

～侵略的外来種による被害を予防するために～

##### ① 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を  
自然分布域から非分布域へ「入れない」

##### ② 捨てない

(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)  
飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

##### ③ 拡げない

(増やさないことを含む)  
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

## 第5節 生物多様性に関する取り組み

【★】【☆】：裾野市独自の取り組み（★第4章にも掲載、☆第5章のみ掲載）

【◎】：国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」を参考に市が推進する取り組み

### ①保護地域の適正管理・拡大

項目	取り組み内容
保護地域の適正管理	★ 自然公園や自然環境保全地域などの自然環境や生物多様性を法律・条例に基づき保全します。
保護地域の拡大	◎ 環境省の「30by30 アライアンス」に登録し、生物多様性保全の目標達成に貢献します。 ◎ 市内の公園や民有地で生物多様性の保全に寄与する場所について、環境省の「自然共生サイト」への登録を推進します。 ◎ 劣化した生態系の再生を強化する自然再生などの取り組みを進めます。

### ②生態系（森林・農地・河川）の保全

項目	取り組み内容
森林	★ 計画的な植樹・間伐の推進、間伐材の利活用、治山事業や林道・作業道の整備を推進します。 ★ 遊歩道や登山道を整備・維持・保全し、歴史ある神社境内や社叢、自然林などを紹介します。 ☆ 生物多様性保全機能を持つ森林の施業は、長伐期または天然生林を基本とし、人為的な介入を抑え自然の力で森林を維持・再生することを目指します。 ◎ 森林所有者自ら経営や管理ができない森林については、森林環境譲与税も活用し、市が主体となって経営や管理を実施します。 ◎ 広葉樹林化の推進などにより、多くの動植物を育む多様で健全な森林の整備・保全を進めます。
農地	★ 農薬、除草剤、化学肥料の使用を抑え、有機肥料を利用する環境保全型農業を目指し、関係機関と連携して取り組みを推進します。 ★ 耕作放棄地の解消を目指します。また、担い手へ集約することで農地の有効活用を図ります。 ☆ 優良農地を保全するとともに、市民農園や交流の場として活用します。 ◎ GAP（農業生産工程管理）の普及を目指し、関係機関と連携して取り組みを推進します。
河川	★ 狩野川水系水質保全協議会の活動や河川美化ポスター募集などを通じて、河川環境保全・河川美化を推進します。 ★ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、浄化槽の適切な維持管理について啓発します。 ★ 公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道への接続の促進、下水道の啓発を実施します。 ◎ 多自然川づくりにより、河川が本来持つ生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進します。 ◎ 海洋プラスチックごみを減らすため、ごみのポイ捨て防止はもちろんのこと、6R <sup>16</sup> の啓発や河川清掃の推進を図ります。 ◎ 自然観察会の実施などにより、豊富な水と河川のきれいさによって育まれている河川の生物多様性の重要性について啓発します。

<sup>16</sup> ごみを減らすための取り組みで、Refuse（不要なものを断る）、Return（ごみを持ち帰る）、Recover（清掃活動への参加）、Reduce（資源の使用を減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）6つからなる。

## ③種・遺伝子の多様性の保全

項目	取り組み内容
絶滅のおそれのある生物・天然記念物	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 遊歩道の清掃や下刈りなどにより、アシタカツツジ原生群落の保全を行います。</li> <li>◎ 絶滅の危機にある動植物についての保全や啓発を行います。</li> <li>◎ 学術上価値の高い動植物等のうち重要なものを天然記念物に指定し、保存・活用を推進します。</li> </ul>
外来種	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 特定外来生物など、外来種に関する調査・情報発信及び侵入防止の意識啓発を行います。</li> <li>◎ 公共事業における外来種などの使用回避・拡散防止を図ります。</li> <li>◎ スクミリンゴガイなどの外来種による農作物被害の防止を図ります。</li> <li>◎ 飼養動物の自然界への放出・定着を防止するため、飼養動物の適正な管理を推進します。</li> </ul>
野生鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 「裾野市鳥獣被害防止計画」や「静岡県第二種特定鳥獣管理計画」に基づく捕獲、猟友会と連携した有害鳥獣捕獲やパトロールを実施します。</li> <li>☆ 県や富士山南麓地域及び東部地域の市町との連携や、わな免許の取得促進及びわなによる捕獲の推進等、効率的な捕獲に取り組みます。</li> <li>☆ 防護柵の設置については、補助金制度の周知、被害対策の知識の普及に努め、鳥獣被害に対し、被害状況を的確に把握するとともに、まずは農家が自主的に効果的な防衛をしていくよう働きかけます。</li> <li>☆ 鳥獣被害対策実施隊は、被害調査、捕獲活動の事前調査、装薬銃及びわなによる捕獲、猟友会への捕獲要請、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動（サル・クマ含む）、パトロール等を行います。</li> <li>◎ 鳥獣被害防止対策の担い手の確保・育成を図ります。</li> </ul>

## ④生物多様性と人とのつながりの促進

項目	取り組み内容
自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 市民の憩い・ふれあいの場としての公園を維持管理します。</li> <li>★ 開発地等の緑地を確保するとともに、建物の屋上や壁面、敷地内について緑化の啓発をします。</li> <li>★ グリーンバンクとの連携により、公共施設や自治会などに緑化木を配布するなど、地域の緑化活動に対する支援を行います。</li> <li>☆ 富士山麓の豊かな自然を活かしたサステナブルツーリズム・エコツーリズムなどを推進します。</li> </ul>
生物多様性の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 親子水生生物観察会など自然観察会を実施します。</li> <li>★ 小動物の飼育や花・農作物の栽培・収穫体験を実施します。</li> <li>★ 小中学校で校内の緑地や地域の自然等を環境教育の授業や課外活動で活用します。</li> <li>★ 社会・理科・総合的な学習の時間を利用しながら、体系的に環境教育・環境学習を実施します。</li> <li>◎ 生物多様性に配慮した製品を普及するため、有機 JAS マークや FSC 認証などエコラベルの啓発を行います。</li> <li>◎ 地域環境と調和のとれた食料生産・消費に関連した食育を推進します。</li> </ul>



## 第1節 計画の推進体制

本計画を実効性あるものにするためには、市・市民・事業者・滞在者等がそれぞれの立場及び協働により、主体的かつ積極的に環境への取り組みを推進していくことが不可欠です。そのため、各主体や環境審議会、庁内の環境基本計画推進委員会など、本計画を推進していくために重要な役割を果たすと考えられる体制についてまとめます。

### 1-1 庁外

#### ■市民・事業者・滞在者等

市民・事業者・滞在者等は、第4章で示された主体別の取り組み内容（環境活動）を実践することに加え、年次報告書やウェブサイト、広報等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

#### ■環境審議会

環境審議会は「裾野市環境基本条例」第24条に基づき、市長が委嘱する委員15名以内により組織されます。環境審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、裾野市環境審議会規則に定められています。

環境審議会は市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。また、本計画の進捗状況や環境の保全及び創造に関する事項について点検・評価します。

### 1-2 庁内

#### ■市長

市長は環境審議会委員を委嘱し、環境審議会へ諮問を行うとともに、環境審議会からの答申を受けます。また、環境基本計画推進委員会からの年次報告書（案）の報告を受けます。

#### ■環境基本計画推進委員会

市の取り組みを推進するため、庁内関係部署の横断的な組織として環境基本計画推進委員会を設置します。環境基本計画推進委員会では、事務局とともに庁内関係部署が作成した「市の取り組み推進評価シート」から年次報告書（案）を作成し、市長に報告します。

#### ■庁内関係部署

庁内各担当部署では、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の推進する取り組みを着実に実施していくとともに、「市の取り組み推進評価シート」により、毎年度、取り組みの報告や数値目標の達成状況を把握します。

## ■事務局

市民・事業者・滞在者等と市を結ぶ窓口として、裾野市生活環境課が事務局を担当します。

事務局は各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口として機能するとともに、環境情報を各主体へ提供します。また、環境審議会、環境基本計画推進委員会、庁内関係部署をつなぐ役割を果たします。

### 1-3 国・静岡県・周辺自治体

---

国や県などへの働きかけや、周辺自治体などとの連携・協力により、環境の保全に関する広域的な推進体制づくりを進めます。



© 裾野市

## 第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル（計画、実行、点検・評価、見直し）に沿って実施します。

### ■計画（PLAN）

市は、市民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。

環境審議会は、市長から計画案についての諮問を受けて審議を行い、その結果を答申します。

### ■実行（DO）

市・市民・事業者・滞在者等が一体となって計画を推進します。

庁内関係部署は、実行可能な施策から積極的に実施し、取り組みの推進を図ります。

### ■点検・評価（CHECK）

毎年度、庁内関係部署は「市の取り組み推進評価シート」に実績や今後の計画を記載します。

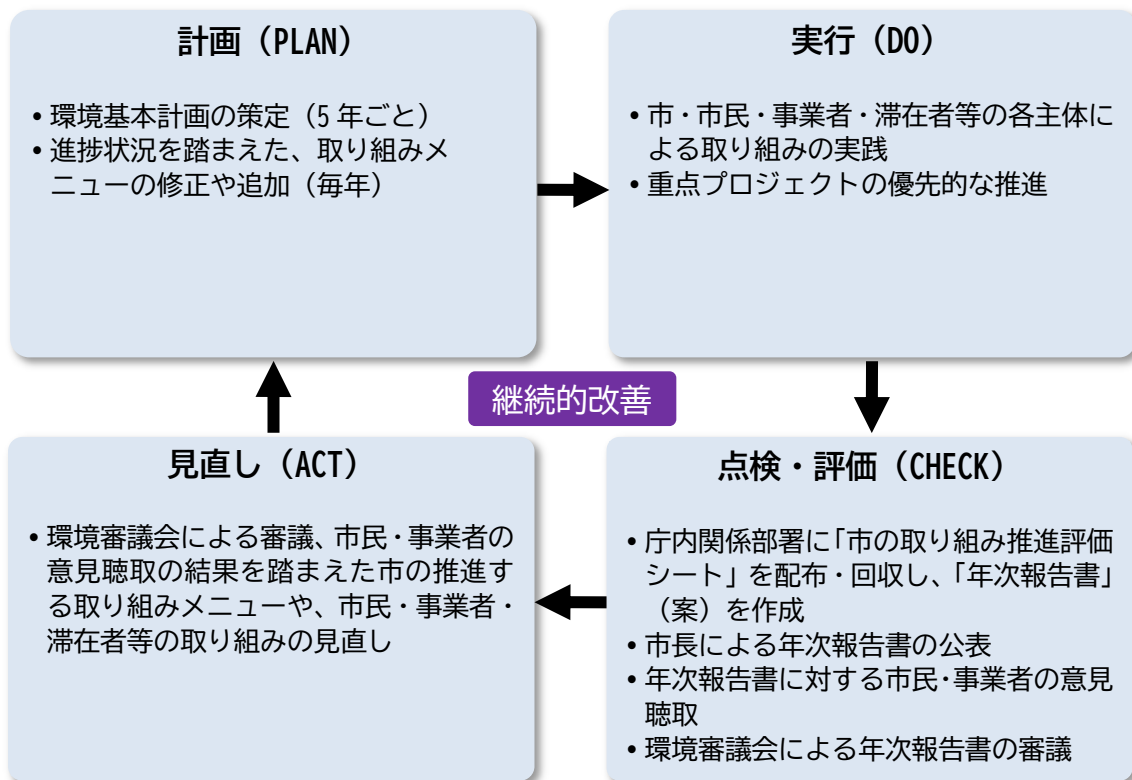
環境基本計画推進委員会は、同シートの結果を年次報告書（案）としてとりまとめて市長に報告し、市長が年次報告書として作成・公表します（「裾野市環境基本条例」・第8条）。

年次報告書は、市民や事業者から意見を聴取するとともに、環境審議会が点検・評価します。

### ■見直し（ACT）

年次報告書に対する市民・事業者等の意見や、環境審議会における点検・評価を踏まえ、各担当部署及び環境基本計画推進委員会で市が推進する取り組みの見直しを行います。

計画期間の中間（5年後）に環境基本計画全体を見直します。



PDCA サイクル



## 資料 1 参考資料

### 1-1 温室効果ガスの現状推移ケース・対策実施ケース排出量

#### ■現状推移ケース

追加的な対策等を実施せず、現状のまま推移した場合（現状推移ケース）の温室効果ガス排出量について、2030（令和12）年度、2035（令和17）年度、2050（令和32）年度の将来推計を行いました。

現状推移ケースの温室効果ガス排出量は、以下の式によって算定を行います。活動量については上位計画や個別計画などにおける推計値を使用し、推計値がないものは過去の経年変化に基づく予測値を設定しました。その結果、現状推移ケースの温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度が-44.7%、2035（令和17）年度が-45.8%、2050（令和32）年度が-50.1%と予測されます。

$$\text{現状推移ケースの温室効果ガス排出量} = \text{現状年度の温室効果ガス排出量 (2022 (令和 4) 年度)} \times \left( \frac{\text{目標年度の想定活動量}}{\text{現状年度の活動量 (2022 (令和 4) 年度)}} \right)$$

現状推移ケースの活動量の推計

部門	活動量の指標	年度					推計方法	
		2013 (H25) 基準年度	2022 (R4) 現状年度	2030 (R12) 目標年度	2035 (R17) 目標年度	2050 (R32) 目標年度		
産業	製造業	製造品出荷額 (万円)	40,735,073	28,310,111	28,310,111	28,310,111	28,310,111	※1
	建設業・鉱業	従業者数 (人)	1,690	1,170	1,170	1,170	1,170	※1
	農林水産業	従業者数 (人)	123	138	138	138	138	※1
家庭	世帯数 (世帯)	21,270	21,680	21,978	21,699	19,313	※2	
業務その他	従業者数 (人)	20,946	18,482	16,623	15,951	13,788	※3	
運輸	旅客自動車	旅客自動車保有台数 (台)	34,302	34,252	30,806	29,562	25,552	※3
	貨物自動車	貨物自動車保有台数 (台)	7,132	7,190	6,467	6,206	5,364	※3
	鉄道	人口 (人)	53,754	49,779	44,754	42,947	37,122	※4
廃棄物処理	一般廃棄物排出量 (t/年)	17,340	13,958	13,520	13,015	11,558	※5	

※1：過去3年間の傾向から、2022（令和4）年度の活動量の現状維持として設定した。

※2：裾野市の2020（令和2）年度の平均世帯人員をもとに、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和6年推計）」の「静岡県の平均世帯人員」の増減率を乗じて、裾野市における2022（令和4）年度～2050（令和32）年度の平均世帯人員を推計した。この平均世帯人員を人口増減率で除すことにより、世帯数を推計した。

※3：2022（令和4）年度の活動量に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の裾野市の人口増減率を乗じた。

※4：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の裾野市の将来人口を使用した。

※5：「裾野市一般廃棄物処理基本計画」の推計結果を使用した。 【資料：環境省・部門別CO<sub>2</sub>排出量】

現状推移ケースの温室効果ガス排出量の推計（単位は千 t-CO<sub>2</sub>）

部門	年度					
	2013 (H25) 基準年度	2022 (R4) 現状年度	2030 (R12) 目標年度	2035 (R17) 目標年度	2050 (R32) 目標年度	
産業	製造業	275.9	111.1	111.1	111.1	111.1
	建設業・鉱業	3.4	2.4	2.4	2.4	2.4
	農林水産業	7.0	5.7	5.7	5.7	5.7
家庭	82.4	63.3	64.2	63.4	56.4	
業務その他	107.5	66.7	60.0	57.6	49.8	
運輸	旅客自動車	62.8	49.0	44.1	42.3	36.6
	貨物自動車	35.6	32.9	29.6	28.4	24.5
	鉄道	4.2	2.9	2.6	2.5	2.2
	合計	102.6	84.8	76.3	73.2	63.3
廃棄物処理	5.0	3.2	3.1	3.0	2.6	
合計	583.7	337.2	322.7	316.3	291.2	
	0.0%	-42.2%	-44.7%	-45.8%	-50.1%	

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

## ■対策実施ケース

2030（令和 12）年度、2050（令和 32）年度の対策実施ケースの検討を行いました。

2050（令和 32）年度は国の計画などでも削減見込量が設定されていないことや、長期的な条件設定が困難なことから、2050（令和 32）年度にカーボンニュートラルを実現するための目安として設定しました。

### 算定根拠一覧

A	国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス削減見込量が掲載されている。「地球温暖化対策計画」の推進による施策波及として、裾野市分（各施策を代表する統計指標で按分）を算定した。なお、2050（令和 32）年度は削減見込量が設定されていないことから、2030（令和 12）年度と同じ数値で設定した。
B	「第 3 次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査」の結果を踏まえて導入率などを設定した。
C	2030（令和 12）年度「静岡県自動車保有台数」の近年の動向、「2050 年度までの長期電力需要想定－暫定試算結果－」（2023 年 11 月：電力中央研究所）などを参考として設定した。
D	「裾野市一般廃棄物処理基本計画」の目標値から設定した。
E	「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の 2030（令和 12）年度の目標値に裾野市の森林面積÷静岡県の森林面積を乗じることで算定した。
F	環境省・再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）をもとに各種条件を設定した。
G	2030（令和 12）年度は、東京電力エナジーパートナー株式会社の調整後排出係数の過去のトレンドから予測した 0.000353t-CO <sub>2</sub> /kWh で設定した。また、2050（令和 32）年度は「全国 2050 年ゼロカーボン・ロードマップ試案」（世界首長誓約）より 0.000030t-CO <sub>2</sub> /kWh とした。
H	カーボンニュートラルの達成に向け、導入率などを独自に設定した。

対策実施ケースの削減見込量（単位は千 t-CO<sub>2</sub>）

部門	具体的内容	算定根拠	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度
<b>省エネルギー等による温室効果ガス排出量の削減</b>				
産業部門	▶産業用高効率空調機（ヒートポンプ）の導入	H	0.0	6.1
	▶省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	A	9.1	9.1
	▶省エネルギー技術の総合的な導入（ESCO 事業）	B/H	0.0	3.0
	▶業種間連携による省エネルギーの取り組み推進	A	0.2	0.2
	▶燃料転換の推進	A	0.9	0.9
	▶計画・制御システム（FEMS）の導入	A	1.6	1.6
	▶電気排出係数の改善	G	2.2	51.5
家庭部門	▶高効率給湯器の導入	B/H	0.7	3.4
	▶家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	B/H	0.1	0.8
	▶計画・制御システム（HEMS）の導入	B/H	0.4	1.8
	▶高効率照明の導入	B/H	0.3	0.6
	▶省エネルギー行動の実践	B/H	0.5	0.7
	▶エコ診断の実施	B/H	0.0	0.6
	▶緑のカーテンの設置	B/H	0.6	1.4
	▶住宅の省エネルギー化	A	1.8	1.8
	▶トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	A	0.8	0.8
	▶脱炭素型ライフスタイルへの転換	A	0.1	0.1
▶電気排出係数の改善	G	2.3	37.9	
業務その他部門	▶高効率給湯器の導入	B/H	0.3	2.7
	▶業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	B/H	0.1	0.4
	▶省エネルギー技術の総合的な導入（ESCO 事業）	B/H	1.0	1.2
	▶計画・制御システム（BEMS）の導入	B/H	0.5	1.4
	▶建築物の省エネルギー化	A	3.3	3.3
	▶高効率な省エネルギー機器の普及	A	1.0	1.0
	▶トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	A	1.1	1.1
▶脱炭素型ライフスタイルへの転換	A	0.03	0.03	
▶電気排出係数の改善	G	2.0	33.9	
運輸部門	▶次世代自動車の導入	B/H	2.0	16.3
	▶エコドライブの実践	A	1.4	2.1
	▶カーシェアリングの実践	A	0.5	0.5
	▶公共交通機関の利用促進	B/H	0.3	0.8
	▶道路交通流対策	A	0.7	0.7
	▶自動車運送事業等のグリーン化	A	0.1	0.1
	▶トラック輸送の効率化	A	0.6	0.6
▶電気排出係数の改善	G	0.1	18.6	
廃棄物処理部門	▶廃プラスチックなどの削減	A/D/H	1.5	2.4
	▶食品ロスの削減	A	0.1	0.1
<b>森林吸収等による温室効果ガス排出量の削減</b>				
森林吸収等	▶森林による二酸化炭素の吸収	E	16.1	16.1
	▶農地土壌による二酸化炭素の吸収	A	0.1	0.1
	▶J-クレジット制度の活性化	A	2.1	2.1
<b>再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出量の削減</b>				
再エネ	▶再生可能エネルギーの導入	F	9.3	63.4
合計	省エネルギー＋森林吸収等＋再生可能エネルギー		66.0	291.3

注) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

## 温室効果ガスの削減見込量（省エネルギー）に関する指標の設定値

部門	取り組み	指標	2022 (R4) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	高効率空調機（ヒートポンプ）導入率※	0.0%	0.0%	15.0%	
	ESCO 事業等による省エネ技術の導入	ESCO 事業導入率※	製造業	0.0%	0.0%	20.0%
			建設業・鉱業	0.0%	0.0%	20.0%
	電気事業者の取り組みによるCO <sub>2</sub> 排出係数の改善	電力排出係数（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.376	0.353	0.030	
家庭	高効率給湯器の導入	高効率給湯器の導入率	ヒートポンプ給湯器	28.9%	34.0%	60.0%
			潜熱回収型給湯器	7.1%	11.0%	20.0%
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	燃料電池コージェネレーションシステム導入率	2.8%	7.0%	30.0%	
	計画・制御システムの導入	計画・制御システム（HEMS など）導入率	5.4%	20.0%	83.0%	
	高効率照明の導入	高効率照明（LED）導入率	70.3%	84.0%	100.0%	
	省エネルギー行動の実践	省エネルギー行動実践率の向上率	73.5%	88.8%	97.5%	
	エコ診断の実施	エコ診断の実施率	6.9%	14.0%	100.0%	
	緑のカーテンの設置	緑のカーテン設置率	42.6%	65.0%	100.0%	
		電気事業者の取り組みによるCO <sub>2</sub> 排出係数の改善	電力排出係数（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.376	0.353	0.030
	業務 その他	高効率給湯器の導入	高効率給湯器の導入率	ヒートポンプ給湯器	14.3%	17.0%
潜熱回収型給湯器				4.8%	5.0%	20.0%
業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入		業務用燃料電池コージェネレーションシステム導入率	0.0%	7.0%	30.0%	
ESCO 事業等による省エネ技術の導入		ESCO 事業導入率	2.4%	14.0%	20.0%	
計画・制御システムの導入		計画・制御システム（BEMS など）導入率	4.8%	12.0%	30.0%	
		電気事業者の取り組みによるCO <sub>2</sub> 排出係数の改善	電力排出係数（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.376	0.353	0.030
運輸	次世代自動車の導入	電気自動車等導入率	全体	10.4%	21.9%	100.0%
			電気自動車	0.2%	0.3%	45.4%
			プラグインハイブリッド自動車	0.2%	0.5%	11.4%
			ハイブリッド自動車	12.9%	21.0%	35.6%
			燃料電池自動車※	0.0%	0.1%	7.6%
	エコドライブの実践	エコドライブ実践率	60.1%	79.0%	95.0%	
	公共交通機関等の利用促進	公共交通機関を利用している人の割合	4.8%	12.0%	30.0%	
		電気事業者の取り組みによるCO <sub>2</sub> 排出係数の改善	電力排出係数（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.376	0.353	0.030
廃棄物 処理	廃プラスチックなどの削減	一般廃棄物処理焼却量の削減率※	0.0%	9.0%	29.5%	
		ごみ質に占める廃プラスチック割合	18.1%	18.1%	10.0%	
		燃やすごみに含まれる水分	61.9%	61.9%	61.9%	

注1) ※は2022（令和4）年度を基準値0%として設定した。

注2) 2050（令和32）年度に温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を実現するための目安として設定した。

## 温室効果ガスの削減見込量（再生可能エネルギー）に関する指標の設定値

項目	取り組み	指標	2022 (R4) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度	
発電	太陽光発電	年間発電量の合計 (kWh/年)	41,933,889	58,468,054	149,183,385	
		10kW未満	年間発電量 (kWh/年)	12,641,104	26,020,282	49,309,810
			施設数 (件) ※1	2,299	3,497	6,627
			設備容量 (kW)	10,533	21,681	41,087
		10kW以上	年間発電量 (kWh/年)	29,292,785	32,447,772	99,873,574
			従来型の設備容量 (kW)	22,145	24,530	44,419
	施設数 (件) ※2		369	410	830	
	中小水力発電	中小水力 発電	年間発電量 (kWh/年)	32,049,511	32,049,511	35,215,200
			設備容量 (kW) ※3	6,098	6,098	6,700
	バイオマス発電	バイオマ ス発電	年間発電量 (kWh/年)	1,156,320	1,156,320	1,156,320
設備容量 (kW) ※4			165	165	165	
熱	太陽熱利用	太陽熱	年間熱量 (GJ/年)	1,617	2,231	3,766
			施設数 (件) ※5	230	317	535
	地中熱利用	地中熱	年間熱量 (GJ/年)	0.0	0.0	15,637
			施設数 (件) ※6	0	0	88

注) 2050 (令和 32) 年度に温室効果ガス排出実質ゼロ (カーボンニュートラル) を実現するための目安として設定した。

※1: 太陽光発電 (10kW未満) の 2030 (令和 12) 年度及び 2050 (令和 32) 年度の施設数は、2023 (令和 5) 年度「固定買取制度 FIT」において、本市で増加した施設数と同程度を、毎年度増加させることを想定して推計した。なお「エネルギー基本計画 (令和 7 年 2 月)」では「屋根設置太陽光発電について、2050 (令和 32) 年度において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指す」とされているため、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (令和 5 年推計)」による本市の将来人口の減少も考慮し、2021 (令和 3) 年「固定資産の価格等の概要調書 (家屋)」の専用住宅数の 55%に普及すると推計した。

※2: 太陽光発電 (10kW以上) の 2030 (令和 12) 年度及び 2050 (令和 32) 年度の施設数は、「エネルギー基本計画 (令和 7 年 2 月)」の「屋根設置太陽光発電について、2050 (令和 32) 年度において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指す」とされているため、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (令和 5 年推計)」による本市の将来人口の減少も考慮し、2021 (令和 3) 年「固定資産の価格等の概要調書 (家屋)」の建築物数 (事務所・店舗・百貨店・工場・倉庫・市場) の 34%に普及すると推計した。

※3: 中小水力発電の 2030 (令和 12) 年度の設備容量は、2023 (令和 5) 年度「固定買取制度 FIT」における設備容量と同程度とした。また、2050 (令和 32) 年度の設備容量は、REPOS において、の導入ポテンシャル (200-500kW、500-1,000kW) があるとされた河川・農業用水路が複数あることから、2023 (令和 5) 年度より 600kW 程度増加すると推計した。

※4: バイオマス発電の 2030 (令和 12) 年度及び 2050 (令和 32) 年度の設備容量は、2023 (令和 5) 年度「固定買取制度 FIT」の設備容量を、維持することを想定して推計し、今後の事業活動などの動向を注視していくこととする。

※5: 太陽熱利用の 2030 (令和 12) 年度及び 2050 (令和 32) 年度の施設数は、「令和 5 年度住宅・土地統計調査」の住宅戸数 (太陽熱を利用した温水機器等) あり (2021~2023 年 9 月の導入件数) のうち、1 年当たりの設置件数が徐々に毎年増加することを想定して推計した。

※6: 地中熱利用の 2050 (令和 32) 年度の施設数は、2040 (令和 22) 年度以降、地中熱利用施設を設置する専用住宅・共同住宅・銀行・事務所・店舗・病院・工場等が年間 8 件ずつ増加と設定した。

## 1-2 絶滅の危機にある動植物

裾野市で生育・生息の記録がある「絶滅の危機にある動植物」(1)

**絶滅(EX) (静岡県では既に絶滅したと考えられる動植物)**

- 哺乳類 オオカミ  
魚類 ホトケドジョウ

**絶滅危惧 I A 類(CR) (ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い動植物)**

- 植物 ミヤマハナワラビ、スルガイノデ、キソエビネ、アツモリソウ※、ベニバナヤマシャクヤク、ムラサキツリガネツツジ、ヤマタバコ  
鳥類 チゴモズ、アカモズ※  
昆虫類 ホシチャバネセセリ、ゴマシジミ本州中部亜種※

**絶滅危惧 I B 類(EN) (近い将来における野生での絶滅の危険性が高い動植物)**

- 植物 コガネシダ、コウライイヌワラビ、ミドリワラビ、ナガサキシダ、ヒメノヤガラ、ハコネラン、ヒロハツリシュスラン、ヒナチドリ、フジチドリ、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、スズラン、オオサワトリカブト、オキナグサ、イヌハギ、ヒナノキンチャク、アゼオトギリ、ミヤマスマシレ、フジタイゲキ、ヒトツバハギ、カイジンドウ、キセウタ、アズマギク、ヒメヒゴタイ、コウリンカ  
鳥類 ミゾゴイ、ササゴイ、ツルシギ、コアジサシ、チュウヒ、コノハズク、ヤマセミ、サンショウクイ  
昆虫類 ニホンカワトンボ、ヒメシジミ本州・九州亜種、ウラナミジャノメ本土亜種

**絶滅危惧 II 類(VU) (絶滅の危険が増大している動植物)**

- 植物 スギラン、ミズニラ、ヒメハナワラビ、オオアカウキクサ、サンショウモ、ナカミシシラン、アオキガハラウサギシダ、イヨクジャク、ヒロハヤブソテツ、タニヘゴ、ホオノカワシダ、ズソウカンアオイ、ミミガタテンナンショウ、ナツエビネ、コアツモリソウ、クマガイソウ、オノエラン、ウチョウラン、ムカゴソウ、スズムシソウ、ヒメムヨウラン、オオバナオオヤマサギソウ、ツレサギソウ、オオヤマサギソウ、ヤマトキソウ、キバナノショウキラン、サナギスゲ、ハネガヤ、アズマガヤ、フッキソウ、ヤブサンザシ、ヒトツバショウマ、マツノハマネングサ、ハコネグミ、シラヒゲソウ、サクラスマシレ、キスマシレ、コマイワヤナギ、ミヤマツチトリモチ、コイワザクラ、キキョウ、タカサゴソウ、ミシマサイコ

**絶滅危惧 II 類(VU) (絶滅の危険が増大している動植物)**

- 鳥類 ウズラ、ヒクイナ、ヨタカ、シロチドリ、タカブシギ、タマシギ、ハチクマ、ハイタカ、サシバ、クマタカ※、アオバズク、アカショウビン、ハヤブサ※、コシアカツバメ、マミジロ、コサメビタキ  
両生類 ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエル  
魚類 サツキマス (アマゴ)  
昆虫類 モートンイトトンボ、ウラナミアカシジミ、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種

**準絶滅危惧(NT) (存続基盤が脆弱な動植物)**

- 植物 オトメアオイ、エビネ、キンラン、セッコク、ヤマシャクヤク、キバナハナネコノメ、ムカゴネコノメソウ、サンショウバラ、コオトギリ、アシタカツツジ、ハコネコメツツジ、スズサイコ、アオホオズキ、マネキグサ、タテヤマギク、イズハハコ  
鳥類 ヤマドリ、クイナ、タゲリ、イカルチドリ、オオタカ、フクロウ、アリスイ、オオアカゲラ、サンコウチョウ、ミヤマホオジロ  
両生類 アカハライモリ、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル  
昆虫類 ホソミオツネトンボ、カトリヤンマ、ウラギンスジヒョウモン、クモガタヒョウモン、ホシミスジ東北・中部地方亜種、フジシロミヤクヨトウ  
貝類 ヒメギセル

**情報不足(DD) (評価するだけの情報が不足している動植物)**

- 哺乳類 ニホンモモンガ、ヤマネ#、オコジョ  
鳥類 ヤマシギ、オオコノハズク、トラフズク  
は虫類 シロマダラ  
魚類 ドジョウ  
昆虫類 アオバヒメコメツキモドキ

## 裾野市で生育・生息の記録がある「絶滅の危機にある動植物」(2)

## 絶滅のおそれのある地域個体群(LP) (地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高い動植物)

哺乳類 ツキノワグマ

## 要注目種・現状不明(N-I) (現状が不明な動植物)

植物 ニッコウシダ、ヤマアマドコロ、イトイチゴツナギ、ヒロハノカワラサイコ、ゲンジスミレ、イワウチワ、キバナカワラマツバ、ハルノタムラソウ

昆虫類 クギヌキハサミムシ

## 要注目種・分布上注目種等(N-II) (絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される動植物)

植物 ヒメハシゴシダ、ムラサキモメンヅル

鳥類 オオジシギ

は虫類 オカダトカゲ

魚類 ヒガシシマドジョウ

昆虫類 ギンイチモンジセセリ、コキマダラセセリ、オオチャバネセセリ、コムラサキ、キマダラモドキ

## 要注目種・部会注目種(N-III) (その他各部会で注目すべきと判断した動植物)

植物 アスヒカズラ、ハマハナヤスリ、イワイヌワラビ、メニッコウシダ、ツクシイワヘゴ、アオネカズラ、ギンラン、シロテンマ、ホザキイチヨウラン、アオフタバラン、アリドオシラン、ヒトツボクロ、ヤマトボシガラ、ムカゴツヅリ、キクザキイチゲ、レンゲショウマ、カワラサイコ、イワウメヅル、イヨフウロ、イナモリソウ、フナバラソウ、アシタカジャコウソウ、キヨスミウツボ、ヒキヨモギ、イワシャジン、シデシャジン、ノッポロガンクビソウ、オナモミ、カノコソウ

哺乳類 ニホンリス、ハタネズミ

鳥類 ゴイサギ

両生類 アズマヒキガエル、ネバタゴガエル

昆虫類 フジミドリシジミ、ヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ、ギンボシヒョウモン本州亜種、ハイケボタル、クロヘリウスチャハムシ

注1)掲載種は裾野市内で確認されているものとし、メッシュデータは含んでいません。

注2)カテゴリーは静岡県版レッドデータブックをベースとしました。なお、魚類は地域別カテゴリーの東部地域を参照しました。

注3)名前の後ろに※があるものは「種の保存法」の「国内指定希少野生動植物種」、#があるものは「文化財保護法」の「天然記念物」に指定されている種類です。

## 資料 2 環境指標の定義

環境指標の定義

環境目標	環境指標	指標の定義
1 快適で安心して暮らせるまち	大気環境基準達成率 ※二酸化硫黄	大気汚染物質（二酸化硫黄）の環境基準達成率 測定地点：裾野市民文化センター
	河川の水質基準達成率	市内河川のBOD・有機塩素系化合物（河川・湧水・企業排水・井戸）が以下の環境基準を満たしている割合 ○河川水質（BOD2 mg/l 以下） ○水道法の水質基準（河川、井戸水、湧水） ジクロロメタン（0.02 mg/l 以下）、1,1,1-トリクロロエタン（0.3 mg/l 以下）、トリクロロエチレン（0.01 mg/l 以下）、テトラクロロエチレン（0.01 mg/l 以下） ○企業排水の排水基準値 ジクロロメタン（0.2 mg/l 以下）、1,1,1-トリクロロエタン（3.0 mg/l 以下）、トリクロロエチレン（0.1 mg/l 以下）、テトラクロロエチレン（0.1 mg/l 以下）
	生活排水処理率	生活排水処理人口（公共下水道＋合併処理浄化槽）/人口
2 人と自然が共生するまち	間伐事業実施面積	間伐事業の実施面積
	耕作放棄地解消面積	耕作放棄地の解消面積
	野生鳥獣被害面積	野生鳥獣による被害面積
	まちなみや自然景観の美しさ満足度（市民意識調査）	市民意識調査 「満足＋まあ満足」の回答の合計
	水生生物調査による河川の水質階級	水生生物調査による河川の水質判定結果：水質階級Ⅰ（きれいな水） 水質階級Ⅱ（ややきれいな水） 水質階級Ⅲ（きたない水） 水質階級Ⅳ（とてもきたない水）
3 資源が循環するまち	1人当たりのごみ焼却量	1人当たりのごみ焼却量
	1人1日当たりのごみの排出量	1日当たりのごみの総排出量（g）/人口
	資源化率	資源化量/ごみの総排出量
4 気候変動に適應した脱炭素のまち	温室効果ガス排出量（市域）	裾野市域からの温室効果ガス排出量（年間）
	太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数	太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数（累計） 環境省・自治体排出量カルテ
	市役所における低公害車割合	低公害車保有数/公用車保有数
	次世代自動車普及率（市全体）	静岡県自動車保有台数調査 「市町別電気自動車等自動車保有台数」対全車種割合（4月1日現在）
	熱中症搬送者数	熱中症搬送者数
5 みんなで持続可能な社会を実現するまち	環境イベント・環境教育講座開催数	生活環境課主催・共催環境イベント、自然講座、富士山資料館講座、深良用水講座等の年間開催数
	地球温暖化対策アプリ「クルポ」の登録者数	地球温暖化対策アプリ「クルポ」の登録者数

## 資料3 計画策定の経緯

## 計画策定の経緯

2024年	会議等の名称	検討・審議内容
9月	第3次裾野市環境基本計画に関するアンケート調査	◆9月26日～10月23日 ◆市民（1,000人：回答率35.3%） ◆事業者（100事業所：回答率42.0%）
12月23日	令和6年度環境審議会	◆第2次計画の年次報告及び評価 ◆アンケート調査の結果報告 ◆第3次計画の骨子案、基本的事項について説明
2025年		
6月5日	第1回環境審議会	◆計画の基本的事項について説明し、意見を聴取 ◆裾野市の環境の現状について説明し、意見を聴取 ◆計画の目標について説明し、意見を聴取
8月20日	第2回環境審議会	◆環境目標ごとの主体別の取り組みに
11月4日	第3回環境審議会	◆地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）について説明し、意見を聴取 ◆気候変動適応計画について説明し、意見を聴取 ◆生物多様性地域戦略について説明し、意見を聴取
12月	パブリックコメント	◆12月1日～1月5日、市公式ウェブサイト、市役所1階情報公開コーナー、深良支所、富岡支所、須山支所、市役所1階生活環境課で公開
2026年		
2月17日	第4回環境審議会	◆計画案の審議 ◆答申案の審議
2月17日	市長への答申	
3月	計画の策定	

## 資料4 委員名簿

## 裾野市環境審議会

氏名	所属	備考
竹口 昌之	沼津工業高等専門学校	会長
市川 加代子	元静岡県くらし・環境部環境局	
林 信濃	常葉大学経営学部	
渡邊 昌志	商工会代表	副会長
中村 偉文	農業委員会代表	
二村 明夫	区長会連合会代表	
松政 孝生	狩野川水系水質保全協議会裾野長泉支部代表	
眞田 喜義	公募	
高島 夏樹	公募	

(敬称略、順不同)

## 資料 5 答申

令和 8 年 2 月 17 日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市環境審議会  
会 長 竹口 昌之

### 第 3 次裾野市環境基本計画の策定について（答申）

令和 7 年 6 月 5 日付け裾市生第 4 0 号にて諮問のあった第 3 次裾野市環境基本計画の策定について、当審議会は、裾野市の現状や課題を整理し、専門的見地や市民としての視点のもと、慎重に審議を重ねた結果、計画案は妥当であると認め、下記の意見を付して答申します。

#### 記

1. 本計画の望ましい環境像である「富士山のすその 水・緑・人の調和が未来を紡ぐまち」の実現に向け、市・市民・事業者・滞在者等の各主体が、本計画に掲げる取組みを能動的に実践するよう、裾野市ならではの特色ある施策展開に努めてください。
2. 裾野市の豊かな自然ときれいで良質な水環境を後世に継承していくため、自然の恵みや生物多様性の大切さについて学ぶ機会の充実に努めてください。
3. 裾野市のごみ量は年々減少傾向にあるものの、全国的に見れば、裾野市以上にごみ減量や資源化を達成している自治体もあることから、さらなるごみ減量、リユース、リサイクルを推進して、環境負荷の少ない循環型社会の構築に努めてください。
4. 2050 年カーボンニュートラルは、裾野市のみならず、日本を含む世界的な共通目標ですが、地域によって産業構造も異なることから、基礎自治体だけで実現することの困難さを覚えます。地球温暖化の緩和策として、市民一人ひとりや事業者に対して省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などの行動変容を促すとともに、インフラ、健康福祉、産業などの総合的な気候変動適応策にも努めてください。

## 資料 6 裾野市環境基本条例

平成 14 年 12 月 18 日 条例第 24 号

### 前文

私たちのまち裾野市は、世界に誇る麗峰富士、そして愛鷹箱根三山に囲まれた、緑豊かな自然と環境に生まれ、先人の努力により培われ守られてきた歴史と文化を財産に、今日の豊かな社会を築いてきた。

この市域を潤すために 300 年以上の昔つくられた深良用水は、箱根芦ノ湖から深良まで地下深く湖水を導く 1 本のトンネル、これは今なお私たちの生活環境に欠かせない大切な働きをしている郷土の貴重な財産となつている。

しかし、生活の利便性や物質の豊かさを求めてきた現代社会、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを生み出し、自然の復元力を超えるような環境への負荷を与えることになり、地域の環境はもとより、地球環境まで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれを生じさせている。

今こそ私たちは、郷土の良好な環境を現在将来の世代の市民が享受できるよう、すべての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、今ある環境を損なうことなく、自然と共生を図りながら持続的に発展が可能な資源循環型社会の実現に寄与すべきである。

ここに私たちは、先人から引き継がれた緑豊かなかけがえのないこの環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、事業者と市民が一丸となつて、地球的視野にたつた環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民、滞在者等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものを

いう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが、公平な役割分担の下に、環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な社会を構築するよう行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然と人が共生できる環境が確保されるよう行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球環境の保全に影響を及ぼすとの共通認識の下に、積極的に推進されなければならない。

#### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのつとり、市が実施する事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのつとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たつては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

(1) 事業活動に伴う公害を防止するとともに、自然環境を適切に保全すること。

(2) 事業活動に伴つて発生する廃棄物を、適正に処理すること。

2 事業者は、基本理念にのつとり、製造、販売、流通等の事業活動を行うに当たつては、次に掲げる事項について努めなければならない。

- (1) 事業活動による製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減を図るとともに、エネルギーの効率利用、廃棄物の循環的利用等を行うこと。

- (2) 環境の保全及び創造に関する事業活動の情報並びに事業活動による製品等の情報を、市及び市民に適切に提供すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、広く環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市や市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

#### (市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのつとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのつとり、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、事業者や市が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

#### (滞在者等の責務)

- 第7条 本市に旅行、滞在又は通過する者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、市や市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動や施策に協力する責務を有する。

#### (年次報告書)

- 第8条 市長は、各年度における環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定める。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する裾野市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めた時は、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (施策策定等に当たつての配慮)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造につ

いて配慮しなければならない。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、環境の保全及び創造について事前に配慮を行うことを促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

#### (規制の措置)

- 第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

#### (誘導的措置)

- 第12条 市は、市民等が積極的に自らの行為による環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

#### (公共的施設の整備等の推進)

- 第13条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (廃棄物の減量等の促進)

- 第14条 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等に率先して取り組むものとする。

#### (環境の調査等)

- 第15条 市は、環境の創生と保全に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、調査研究を行うことにより、市内の環境の状況把握に努めるものとする。

#### (教育及び学習の振興)

- 第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

#### (市民等の自発的な活動の促進)

- 第17条 市は、市民等が自発的に行う資源の循環的利用、緑化の推進に向けた活動その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 18 条 市は、第 16 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに市民等に適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する情報を、市、事業者、市民の間で相互に共有できるよう努めるものとする。

第 3 章 効果的な推進のための施策

(自然環境等の保全及び創造)

第 19 条 市は、緑豊かな自然環境と歴史的文化的環境を、将来にわたり継承していくため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 富士山、愛鷹山箱根山三山等の保全及び創造に関すること。
- (2) 森林、草原の保全及び創造に関すること。
- (3) 水辺環境の保全及び創造に関すること。
- (4) 水資源の保全及び創造に関すること。
- (5) 農地等の保全及び創造に関すること。
- (6) 野生生物及びその生態系の保護に関すること。
- (7) 歴史的文化的環境の保全及び創造に関すること。

(美しい景観づくりの推進)

第 20 条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全及び活用等を図ることにより、緑豊かな地域特性を生かした美しい景観づくりを推進するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(生活環境の保全)

第 21 条 市は、人の健康の保護及び生活環境の保全のため、環境に係る監視及び測定体制の整備、公害の未然防止、事故時の対応等について必要な措置を講ずるものとする。

(国等との協力)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 23 条 市は、国、県、他の市町村等と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進及び国際協力に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(裾野市環境審議会)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的

事項について調査し審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、裾野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 7 用語解説

### あ行

#### ■アース・キッズ事業

小学校高学年を対象にこどもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムのこと。地球温暖化防止のため自分たちでできることに気づき、地球にやさしい生活の知恵を身につけてもらうことを目的とする。

#### ■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

#### ■ウェルビーイング

経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む総合的な幸福、高い生活の質を意味している。

#### ■エコドライブ

自動車の運転において、燃料消費や二酸化炭素排出量の削減を意識した運転技術や行動のこと。アイドリングストップの実践などが含まれる。

#### ■温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

### か行

#### ■カーボンオフセット

排出した二酸化炭素を、別のところで吸収あるいは削減して、排出に見合った分の埋めあわせをしようという概念。二酸化炭素の排出を相殺するという意味から、カーボンオフセットと呼ばれる。吸収や削減の手法としては、植林などの森林管理、再生可能エネルギーを活用した発電、二酸化炭素の地中貯留などがある。

#### ■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「ゼロカーボン」などともいう。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

#### ■カーボンニュートラルシティ宣言

自治体が、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨と宣言すること。本市は2021（令和3）年10月に宣言した。

#### ■外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称。2005（平成17）年6月より施行されている。海外からの外来種（主として明治以後に外国から入ってきた外来種に焦点を当てている）による日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管または譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置等を定め、違反者には重い罰則もある。

#### ■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿をあわせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。

#### ■環境基準

「環境基本法」に基づき、人の健康や生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい目標として国が定めた基準のこと。

#### ■環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量を削減し、有機物を積極的に利用した土づくりなどを実施することで、環境に与える負荷を少なくし、持続可能な生産を目指す農業のこと。

#### ■環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きをいう。代表的なものとしてISO14001やエコアクション21などがある。

#### ■間伐材

主な木の生育を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ることを間伐と呼び、伐採された材木を間伐材という。2001（平成13）年4月に施行された「グリーン購入法」で、間伐材が環境物品として位置づけられたことから、今後リサイクルが進み、同時に森林の保全も進むものと期待される。

#### ■気候変動適応法

気候変動による影響への適応策を総合的に推進するために定められた法律のこと。市はこの法律に基づき「気候変動適応計画」を策定する。

#### ■クーリングシェルター

「気候変動適応法」に基づいて、適当な冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を、誰もが利用で

きる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のこと。

### ■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005（平成17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

### ■グリーン購入

製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを環境に配慮して選択し、購入すること。

### ■グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、ゴルファー緑化協力をはじめ、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

### ■光化学オキシダント（Ox）

自動車や工場から排出された窒素酸化物などが、強い紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化物質のことで、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼす。本市では毎年度、環境基準を達成していない。

### ■公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などにより、人の健康または生活環境に被害が生ずること。

### ■公害防止協定

企業と地方公共団体または住民との間で結ばれた、公害を防止するための協定。公害防止のため、使用燃料やばい煙の排出量などを取り決めるなど、企業の義務を定める。

### ■耕作放棄地

5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」のこと。

### ■コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。

## さ行

### ■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー

源として利用することを指す。

### ■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落を取り巻く二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。

### ■自然共生サイト（OECM）

民間の取り組みなどによって、生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

### ■自然林

人工林以外のすべての森林をいう。原生林と二次林とに大別される。

### ■静岡県レッドデータブック

静岡県内における絶滅の可能性のある野生生物の生態・分布・生息状況など詳細な情報をとりまとめた本。2004（平成16）年3月に初めて発刊され、2019（平成31）年3月には「まもりたい静岡県の野生生物―静岡県レッドデータブック〈動物編〉」、2020（令和2）年3月には「まもりたい静岡県の野生生物―静岡県レッドデータブック〈植物・菌類編〉」が公表された。

### ■植生

ある場所に生えている植物の集団や種類のことを指す。本市では標高差に応じてカラマツ林、ブナ林、スギ・ヒノキ植林などが分布している。

### ■森林環境譲与税

温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税金。「森林環境税」は国税として1人年額1,000円が徴収され、国から市区町村や都道府県に対して「森林環境譲与税」が譲与される。使途については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされている。

### ■人工林

人間が苗木（スギ・ヒノキ等）などを植栽して育てた森林をいう。

### ■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

### ■循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源（製品や部品等を含む）を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システム。循環経済は、資源の浪費に依存しない持続可能な経済発展に貢献する。

### ■水素エネルギー

水素を燃料とするエネルギーで、利用時に二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化対策として注目されている。

### ■すそのdeカーボン

二酸化炭素排出量の「見える化」を軸とした、裾野市独自の脱炭素の取り組みサイクルの名称。目に見えない排出量を正確に把握し、そのデータを対策の立案や効果の検証に活かすことで、市民や事業者の努力が実感できる仕組みづくりを目指している。

### ■スマートシティ

再生可能エネルギーやIT技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、交通やエネルギー利用の効率を高め、総合的に管理するまちづくりのこと。

### ■生活排水処理率

下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどの生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた率。

### ■生物多様性

すべての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの段階で多様性がある。

## た行

### ■太陽熱高度利用システム

太陽熱利用機器のうち、集熱器と蓄熱槽がそれぞれ分離しており、屋根上に集熱器、地上に貯湯槽を分離して設置する。屋根の上に水をためる必要がなく、集熱部を軽量化できるので、家への負担が少なく、集熱面積を広くとることが可能である。また、給湯だけでなく、床暖房や室内暖房器具へも接続でき、太陽熱を効率的に利用することができる。

### ■脱炭素社会

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会のこと。カーボンニュートラルともいう。

### ■単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

### ■地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

### ■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

### ■デマンド監視装置

電気料金の基本料金を決定するデマンド値（最大使用電力）を管理することにより、電気料金の削減に役立つ機器のこと。

### ■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

### ■特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

## な行

### ■ナッジ

人々を強制したり、金銭的な報酬を与えたりするのではなく、環境に配慮した行動を自発的に選択しやすくなるような、小さなきっかけや仕組みのこと。

### ■ナラ枯れ

コナラやミズナラといったナラ類などの広葉樹の幹に、カビの一種「ナラ菌」が入り、水の通りが悪くなって木が枯れる現象。菌がついたカシノナガキクイムシという体長数mmの昆虫が幹に穴を開けて入り込むことで起こる。

### ■二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜん息の原因となったことで知られる。

### ■二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

### ■ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

### ■熱中症特別警戒アラート

「気候変動適応法」に基づき、熱中症の危険性が極めて高い場合に発表される警戒情報のこと。

### ■燃料電池自動車 (FCV)

燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

### ■野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業をいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することをいう。2001（平成13）年4月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、廃棄物処理基準や政令などによらないすべての廃棄物の野外焼却が原則として禁止された。

## は行

### ■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組みあわせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

### ■バイオマス発電

バイオマスを燃焼したり、あるいは一度ガス化して燃焼したりして発電する仕組みをバイオマス発電といい、バイオマス燃料を燃焼することでタービンを回し、発電機を動かすことで発電を行う。

### ■パリ協定

2015（平成27）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された京都議定書に代わる、2020（令和2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組で、世界共通の長期目標として気温上昇を2℃より十分に下回り、1.5℃に抑える努力を追求することなどが規定されている。

### ■ビオトープ

ドイツ語由来の外语で Bio(生きもの)と Top(場所)をあわせた合成語で「その地域の野生の生きものが暮らしている場所」を表している。

### ■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している2.5 $\mu\text{m}$ (1 $\mu\text{m}$ は1mmの1千分の1)以下の小さな粒子のことで、肺の奥まで入り込み、ぜん息や気管支炎を引き起こす可能性があり、健康被害が懸念されている。

### ■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

### ■ふじのくにフロンティア推進エリア

認定された正式名称は「首都圏の子育て世帯から選ばれる転職なき移住推進エリア」であり、子育て世帯のニーズに合った魅力ある拠点の整備・活用、新幹線三島駅をハブとしたエリア内移動の利便性向上、住みやすい街・産み育てやすい街としてのブランド確立などの取り組みを行う。

### ■ふじのくにフロンティア地域循環共生圏

認定された正式名称は「富士山東麓エコガーデン

シティ地域循環共生圏」であり、環境にやさしいエネルギーの地産地消、森林の保全と利活用、脱炭素化に向けた産業構造への転換などの取り組みを行う。

### ■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

### ■不法投棄

ごみを人目につかない山中などに違法に投棄すること。通常、ごみは法律に沿って処理しなければならないが、処理費用等がかかるため、ごまかすためなどに不法投棄が行われる。

### ■プラグインハイブリッド自動車（PHV）

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所をあわせ持っている。

## ら行

### ■リサイクル

廃棄物として処分されるものを回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

### ■リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」（ビールびん）や古着などがある。

## 英数

### ■BOD（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

河川水や排水の汚濁の程度を示す最も一般的な水質指標の一つ。水中の微生物が有機物を分解する際に消費される酸素の量であり、数値が高いほど汚染が進んでいることを示す。

### ■GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）

農業生産の各工程において、食品の安全、環境の保全、労働の安全などを確保するための管理基準のこと。本計画では、生物多様性を守り、環境への負荷を抑える農業を推進するために普及を図る。

### ■IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、

対策の検討が行われており、2023（令和5）年には第6次評価報告書統合報告書が発行された。

#### ■J-クレジット

温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度のこと。

#### ■LED (Light Emitting Diode)

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯や電球に置き換わる光源として期待されている。

#### ■PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画策定(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

#### ■SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)

2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的な行動指針。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

#### ■TNR 活動

猫を捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)をし、元の縄張りへ戻す(Return)活動のこと。

#### ■30by30 目標

2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標で、日本では既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

#### ■6R

ごみを減らすための取り組みで、Refuse（不要なものを断る）、Return（ごみを持ち帰る）、Recover（清掃活動への参加）、Reduce（資源の使用を減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）6つからなる。





富士山のすその  
水・緑・人の調和が  
未来を紡ぐまち



裾野市環境市民部生活環境課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地  
TEL 055-995-1816 FAX 055-992-4447  
<https://www.city.susono.shizuoka.jp/>